

令和４年第１回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(4)
第１日（３月８日）	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の施政方針説明	6
議案第 6 号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例	23
議案第 7 号 与論町税条例の一部を改正する条例	24
議案第 8 号 与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第 9 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	28
議案第 10 号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	30
議案第 11 号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	31
議案第 12 号 ゆんぬ敷料化ラブセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	32
議案第 13 号 ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	34
議案第 14 号 与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	35
議案第 15 号 与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	35
議案第 16 号 与論町土地基盤整備事業推進委員会設置条例の一部を改正する条例	36
議案第 17 号 与論町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例	37
議案第 18 号 与論町農地開発整備地区推進委員会設置条例の一部を改正する条例	38
議案第 19 号 与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	39

議案第 20 号	令和 3 年度与論町一般会計補正予算（第 11 号）	40
議案第 21 号	令和 3 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）	47
議案第 22 号	令和 3 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	50
議案第 23 号	令和 4 年度与論町一般会計予算	52
議案第 24 号	令和 4 年度与論町国民健康保険特別会計予算	53
議案第 25 号	令和 4 年度与論町介護保険特別会計予算	54
議案第 26 号	令和 4 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	54
議案第 27 号	令和 4 年度与論町と畜場特別会計予算	55
議案第 28 号	令和 4 年度与論町農業集落排水事業特別会計予算	55
議案第 29 号	令和 4 年度与論町水道事業会計予算	57
特別委員会設置及び委員の選任について		58
議案第 30 号	光ファイバケーブル設備及び付属設備の譲渡について	59
散 会		61

第 2 日（3 月 14 日）

一般質問	66
南 有隆君	66
林 敏治君	81
沖野一雄君	93
喜山康三君	108
原 栄徳君	121
野口靖夫君	131
林 隆壽君	139
大田英勝君	150
散 会	163

第 3 日（3 月 18 日）

議案第 23 号	令和 4 年度与論町一般会計予算	169
議案第 24 号	令和 4 年度与論町国民健康保険特別会計予算	169
議案第 25 号	令和 4 年度与論町介護保険特別会計予算	169
議案第 26 号	令和 4 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	169
議案第 27 号	令和 4 年度与論町と畜場特別会計予算	169
議案第 28 号	令和 4 年度与論町農業集落排水事業特別会計予算	169
議案第 29 号	令和 4 年度与論町水道事業会計予算	169

議案第 3 1 号	与論町議会基本条例の一部を改正する条例	172
議案第 3 2 号	与論町課設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	173
議案第 3 3 号	議会に出頭した選挙人、その他の関係人及び委員会に出席した 参考人、並びに公聴会の参加人に対する実費弁償条例の一部を 改正する条例	174
議案第 3 4 号	令和 3 年度与論町一般会計補正予算（第 1 2 号）	175
議案第 3 5 号	第 6 次与論町総合振興計画基本構想及び基本計画の策定につい て	177
発議第 1 号	ロシアによるウクライナ侵攻に対する非難決議について	179
発議第 2 号	自然災害発生時における安心安全対策についての提言書の提出 について	181
	特別委員会設置及び委員の選任について	183
	議員派遣の件	183
	閉会中の継続審査・調査について	184
閉 会		184

令和4年第1回(3月)定例会会期日程(案)

月 日	曜 日	日 程
3 月 8 日	火	全員協議会 本会議(開会、施政方針、議案審議) 予算審査特別委員会(令和4年度事業予定箇所調査)
3 月 9 日	水	予算審査特別委員会
3 月 10 日	木	予算審査特別委員会 委員会
3 月 11 日	金	議会運営委員会
3 月 12 日	土	
3 月 13 日	日	
3 月 14 日	月	本会議(一般質問)
3 月 15 日	火	
3 月 16 日	水	委員会 全員協議会
3 月 17 日	木	予備日(議案整理日)
3 月 18 日	金	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

令和4年第1回与論町議会定例会

第 1 日

令和4年3月8日

令和４年第１回与論町議会定例会会議録
令和４年３月８日（火曜日）午前９時００分開会

1 議事日程（第１号）

開会の宣告

第１ 会議録署名議員の指名

第２ 会期の決定

第３ 諸般の報告

第４ 町長の施政方針説明

第５ 議案第 ６号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例

第６ 議案第 ７号 与論町税条例の一部を改正する条例

第７ 議案第 ８号 与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例

第８ 議案第 ９号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

第９ 議案第 10号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第 11号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第11 議案第 12号 ゆんぬ敷料化ラブセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第12 議案第 13号 ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第13 議案第 14号 与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第14 議案第 15号 与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第15 議案第 16号 与論町土地基盤整備事業推進委員会設置条例の一部を改正する条例

第16 議案第 17号 与論町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例

第17 議案第 18号 与論町農地開発整備地区推進委員会設置条例の一部を改正する条例

第18 議案第 19号 与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

第19 議案第 20号 令和３年度与論町一般会計補正予算（第１１号）

第20 議案第 21号 令和３年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）

- 第21 議案第22号 令和3年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）
 第22 議案第23号 令和4年度与論町一般会計予算
 第23 議案第24号 令和4年度与論町国民健康保険特別会計予算
 第24 議案第25号 令和4年度与論町介護保険特別会計予算
 第25 議案第26号 令和4年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
 第26 議案第27号 令和4年度与論町と畜場特別会計予算
 第27 議案第28号 令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計予算
 第28 議案第29号 令和4年度与論町水道事業会計予算
 第29 特別委員会設置及び委員の選任について
 第30 議案第30号 光ファイバケーブル設備及び付属設備の譲渡について

2 出席議員（10人）

1番 南 有 隆 君	2番 原 栄 徳 君
3番 林 敏 治 君	4番 林 隆 壽 君
5番 喜 山 康 三 君	6番 福 地 元一郎 君
7番 大 田 英 勝 君	8番 野 口 靖 夫 君
9番 沖 野 一 雄 君	10番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君	税 務 課 長 武 東 真奈美 君
町民福祉課長 田 畑 文 成 君	環 境 課 長 朝 岡 芳 正 君
農業委員会事務局長 久 野 泰 司 君	産業振興課長 山 下 秀 光 君
商工観光課主幹兼係長 麓 誘市郎 君	建 設 課 長 町 本 和 義 君
教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君	教育委員会生涯学習課長 川 上 嘉 久 君
水 道 課 長 仁 禮 和 男 君	与論こども園長 富士川 智恵美 君
茶花こども園長 富 千加代 君	児童発達支援センター長 龍 野 勝 志 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 町 健司郎 君	書 記 池 田 レ ミ 君
-----------------	---------------

開会 午前9時00分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） ただいまから令和4年第1回与論町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番林隆壽君、8番野口靖夫君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（高田豊繁君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの11日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月18日までの11日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（高田豊繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（町 健司郎君） 諸般の報告をいたします。

教育長から教育委員会活動の点検・評価報告書、監査委員から令和4年1月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。下表を御覧ください。12月13日、沖縄ドクターヘリ要請と沖縄第15旅団、ME S H訪問。2月16日、奄美群島広域事務組合議会定例会、市町村議会議長会。

また、議会だよりについては、12月の定例会の内容を特集した「よろんちょう

議会だより第142号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長の施政方針説明

○議長（高田豊繁君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。

それでは施政方針について申し上げたいと思います。

令和4年第1回与論町議会定例会の開会に当たり、新年度における町政運営の基本の方針及び当初予算の概要等について申し上げ、町議会議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、昨年は、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大により、町民の皆様におかれましては、日常生活の制限や営業活動などの自粛が余儀なくされ、地域経済にも大きく影響し、一昨年に引き続き未曾有の事態となりました。新型コロナウイルス感染症が未だ収束が見えない中、医療、介護の現場を支えておられる従事者の皆様をはじめ、日頃から感染対策に御協力していただいている事業者や町民の皆様に深く敬意と感謝を申し上げます。

このようなコロナ禍に揺れた昨年を顧みたとき、島内主産業の動向を見えますと、農業におきましては、台風や干ばつ等の影響がほとんどなく、主幹作物のさとうきびは、高糖度により例年期以上の収益が見込まれています。また、畜産業においても、子牛取引価格の安定的な高値取引が継続しており、畜産農家の生産意欲が高まっているところです。一方、観光関連業や水産業などコロナの影響に加え、10月中旬以降の軽石漂着の影響も相まって、深刻な事態が長期化しており、経済対策を優先的重点項目として位置付け、取り組んでまいらなければならないと考えているところです。

さて、令和4年度における行政運営の基本方針は、「コロナ対策」「産業の振興」「福祉施策の充実」「災害に強い町づくり」「人材育成・確保」を政策の柱に位置付け、各種施策事業を積極的に推進してまいりたいと考えています。

各政策の重点項目としては、次の施策事業を推進してまいりたいと存じます。

まず、「コロナ対策」については、2月上旬から高齢者、3月上旬から一般・小児を対象とした3回目のワクチン集団接種を進めてきており、4月末頃を目途に対

象者へのワクチン接種が完了できるよう推進してまいります。

「産業の振興」については、特にコロナ感染症で影響を受けた観光関連事業について、国際基準に基づいた持続可能な観光地づくりの推進や、ワーケーション等の新しい観光スタイルに対応した新規顧客の誘客に努めるとともに、沖縄復帰50周年や世界遺産登録を活かした国頭村等の沖縄北部地域と連携したイベント開催など、観光交流振興に取り組んでまいります。また、水産業については、与論町漁業協同組合の製氷施設整備の機能強化や鮮度保持能力向上を図り、生産出荷体制の支援を行ってまいります。

コロナ感染症に係る経済対策の推進に当たっては、特に国・県の動向を注視し、必要に応じて関係機関と十分に連携を取り、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や奄振交付金等の活用を図りながら、さまざまな分野における効果的な事業を推進してまいります。

「福祉施策の充実」においては、以前からの懸案事項でありました共同墓地について与論町墓地基本計画策定委員会を設置し、建設や運営について協議を進めているところです。また、在宅看護・介護サービスの充実についても、喫緊の課題として取り組んでまいります。

「災害に強い町づくり」については、災害時の避難所の強化やB & G財団の災害時相互支援体制構築事業を活用した防災倉庫の設置及び災害用資機材整備、災害時対応人材の育成を図ってまいります。また、茶花ウプインジュ地区の湛水対策について引き続き努めてまいります。

「人材の確保・育成」については、特定地域づくり事業協同組合を設立し、本町の各種産業の人材不足解消とともに、起業家人材の育成についても島内有識者など民間と連携した組織体制を構築してまいります。

令和4年度の大型ハード事業として、昨年度に引き続き、し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業及び叶住宅整備事業を推進してまいります。新給食センター整備については、令和6年度2学期の稼働開始を目指し、用地の購入・整備と基本設計・実施設計に着手してまいります。

さらに、与論町立小中学校のあり方検討委員会の提言を受け、学校建設の検討を進めます。

その他、本町の重要課題となっている牛舎からのし尿流出等の畜舎環境対策として、自走式破砕機を導入し、敷料生産強化を図ることや堆肥舎の整備、雨水対策の屋根設置への補助を行い、飼養環境の改善を図りつつ、環境に配慮した施策の推進、先進的な取り組みの検討を行ってまいりたいと存じます。

住宅対策としては、「与論町住生活基本計画」に基づき、従来の公営住宅整備事

業や住宅整備支援補助事業の継続とともに、空き家住宅改修事業を推進してまいります。

各分野の主要施策事業については後述いたします。

本町を取り巻く現状や今後の将来的展望について見たとき、人口減少による各種産業や地域機能への影響、高齢者等介護の支援、救急医療や防災の充実、住宅不足の解消、環境対策、港湾環境の整備など、引き続き取り組むべきさまざまな課題があると考えます。これらの諸課題に適切に対応していくために、第6次与論町総合振興計画の基本計画・実施計画に基づく各施策事業を積極的に推進してまいりたいと存じます。

次に、令和4年度の予算編成の概要について申し上げます。

まず、令和4年度の国の予算編成の基本方針は、新型コロナウイルス感染症の克服に向け、国民を守る医療提供体制や検査体制の確保、変異株を含む新たなリスクに対する万全な備えのためのワクチン・治療薬等の研究開発、雇用、事業、生活に対する支援等の推進や「コロナ後の新しい社会」を見据えた成長と分配の好循環を実現するため、成長戦略、分配戦略などに基づく予算を重点配分するとしています。

このような方針に基づいて編成された令和4年度一般会計歳入歳出概算の規模は、107兆5964億円となっています。

地方財政対策として、地方公共団体に交付される地方交付税総額は18兆538億円となっています。

一方、県においては、新型コロナウイルス感染症対策と経済対策を重要課題に位置付けて関連事業の予算配分とともに、「稼ぐ力」の向上、デジタルテクノロジーの活用、脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生、移住・交流の促進などの取り組みに、予算を重点配分する予算編成としています。令和4年度一般会計当初予算は、前年度比3%増の8699億300万円で5年連続のプラス計上となっています。奄美関係の主な予算としては、世界自然遺産登録の波及効果や遺産価値の保全に向けた関連事業、奄美群島振興交付金を活用した「航路・航空路運賃軽減事業」及び「奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業」などに予算が重点化されています。

これらを踏まえ、本町を取り巻く社会情勢変化への対応とあわせて、基礎自治体としての本町における地域社会の機能維持・強化に係る必要な投資を着実に進めていくことも重要な課題であると認識しています。こうした観点から、本町の令和4年度一般会計当初予算につきましては、子ども・子育て支援事業、し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業、住宅整備事業などの施策に重点化した予算編成となり、対前

年度比10.8%増の48億3162万2000円の規模となりました。

また、特別会計については、国民健康保険（事業勘定）事業、と畜場、介護保険事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療事業の合計で、前年度比0.5%増の15億2649万2000円となっています。

水道事業会計については、前年度比0.7%減の1億6997万3000円となっています。

これらの一般会計、特別会計、水道事業会計をあわせた予算総額は65億2808万7000円で、前年度に比べて7.9%の増額となっています。

次に、一般会計を中心に、歳入歳出予算の概要について御説明申し上げます。

1 主な歳入予算について

まず、一般会計歳入予算のうち、基幹的収入である町税は3億1680万2000円で、前年度比428万4000円の減となっています。

地方交付税については、21億7320万8000円と前年度より2億297万円の増額で計上しています。

国庫支出金については、4億9832万8000円と前年度より1億681万1000円の減額、県支出金につきましては3億9862万7000円で、前年度より6640万6000円の増額となっています。

町債の総額は6億7985万円で、前年度より1億295万円の増額となっています。

なお、予算編成の過程で生じた財源不足については、財政調整基金から2億5084万1000円を繰り入れています。

2 歳出予算における主な事業等について

次に、一般会計歳出予算のうち、主要な施策・事業について説明を申し上げます。

まず、民生費の老人福祉費1億669万6000円、障害者福祉費1億6032万3000円、子ども・子育て支援事業費2億1380万7000円、衛生費のし尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業費3億1708万2000円、土木費の住宅整備事業費1億198万6000円、消防費の常備消防費1億364万5000円などを計上しています。

なお、町債の元利償還に係る公債費につきましては、対前年度比で1.3%増の6億3221万4000円となっています。

次に、新年度の具体的な施策・事業等について、分野ごとに御説明を申し上げます。

第Ⅰ 保健・福祉・医療

令和4年度から、生活支援部門と保健・医療及び福祉事業等の一層の充実を図るため、これまでの町民福祉課を二分し、よりきめ細やかな行政サービスができるように努めてまいります。

また、引き続き新型コロナウイルス感染症対策の周知徹底に努めるとともに、適切な接種体制を整え3回目のワクチン接種の継続実施を図るなど、町民の健康及び安心な生活実現を第一に進めながら各種施策を推進してまいります。

各施策について具体的に申し上げます。

1 保健衛生について

(1) 健康づくりの推進

- ① 町民の健康づくりに関する長期ビジョン「健康よろん21（第2次与論町民健康づくり計画）」に基づく、健康づくり事業・施策の実施
- ② 各種がん検診の推進によるがんの早期発見と早期治療及び予防対策
- ③ 「健康フェスタ」を開催し、町民の健康と福祉の向上に向けた啓発活動の展開
- ④ 「8020運動」の推進による歯科口腔保健対策事業の実施

(2) 母子保健の推進

- ① 子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て世代包括支援センターの充実・強化
- ② 島外における妊婦健診・出産の際の宿泊費及び交通費に対する公費助成制度の実施
- ③ 妊婦健診に対する公費助成の実施
- ④ 母親学級の実施、乳幼児健診及び健診後の各種相談や教室の実施
- ⑤ 医療支援を必要とする未熟児に対する養育医療費の給付
- ⑥ 島外での特定不妊治療を受診する際の宿泊費及び交通費に対しての離島地域不妊治療支援事業による公費助成の実施

(3) 感染症対策の充実

- ① 新型コロナウイルス感染症対策の継続実施並びにワクチン接種の迅速かつ適切な実施
- ② 結核検診を実施し、早期発見・早期治療を行うとともに感染症情報を把握した予防の実施
- ③ 定期予防接種費用に係る公費助成の実施
- ④ 感染症発症後の対策

(4) 火葬場に係る業務管理及び運営の円滑化

- ① 管理・運営に係る委託業務体制の安定的・継続的充実
- ② 火葬場の屋根や大型シャッターなど施設の大型改修設計委託事業の実施
- ③ 与論町墓地基本計画策定委員会を中心として、共同墓地の建設や墓地管理組合のあり方検討

2 医療・介護・福祉について

(1) 国民健康保険事業（事業勘定）・後期高齢者（長寿）医療制度の健全運営

- ① 医療費及び保険給付費の適正化・軽減を図るため、国民健康保健事業計画に基づいた事業の実施
- ② 国保加入者を対象にした特定健康診査（生活習慣病）及び特定保健指導（健診結果に基づく保健指導）の充実
- ③ 後期高齢者医療広域連合と連携した後期高齢者（長寿）医療制度の円滑な運営及び事業推進
- ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の子ども医療費の一部無償化による子育て世帯に対する子育て環境支援の推進
- ⑤ ひとり親家庭医療費助成制度の実施
- ⑥ 医療・介護福祉人材育成支援事業の実施

(2) 与論町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づいた高齢者福祉の充実

- ① 老人クラブ等の運営活動の支援
- ② 敬老者に係る施策事業の実施
- ③ 独居老人及び災害時要援護者並びに在宅介護者に対する支援の充実
- ④ 介護給付費の適正化及び介護保険事業の健全運営
- ⑤ 地域包括支援センターにおける高齢者等支援活動の強化
- ⑥ 介護予防日常生活支援総合事業の推進
- ⑦ 在宅医療・介護連携・生活支援体制整備・地域ケア会議等の推進
- ⑧ 認知症総合支援事業の推進
- ⑨ 敬老バス無料乗車券及びタクシー乗車助成券による高齢者の交通弱者支援

(3) 障害者福祉の推進

- ① 与論町第2期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の推進
- ② 障害者相談支援事業及び障害福祉サービスの提供体制の充実

- ③ 障害者等福祉施設等入所等面会旅費補助事業及び重度障がい者（児）
島外医療機関通院旅費補助事業の実施
- ④ 重度心身障害者医療費助成制度の実施
- ⑤ 意思疎通支援事業の実施
- ⑥ 身体障害者等バス無料乗車券による生活支援の実施
- ⑦ 在宅介護支援事業の充実
- (4) 児童福祉の充実
 - ① 幼児教育及び保育を一体的に行う「認定こども園」運営の充実強化
(合理的な運営を目指す再編の推進)
 - ② 町子ども・子育て支援事業計画に基づく保育の受入体制の適正化、保
育の質的改善の推進
 - ③ 「町子育て支援金条例」に基づく、少子化対策及び出産奨励のための
施策事業の実施
 - ④ 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当などの支給
 - ⑤ 3歳から5歳までの全ての子供並びに3歳未満の住民税非課税世帯の
子供に対するこども園保育料の無償化、及び給食の副食費無償化の実施
 - ⑥ 児童発達支援センターにおける児童発達支援、放課後等デイサービス
及び保育所等訪問支援の実施
- (5) その他の福祉施策
 - ① 生活困窮者の自立支援の推進
 - ② 国民年金施策の推進
 - ③ 障害者等並びに乳幼児及び在宅寝たきり老人等の中で、常時紙オムツ
を使用する者に対する、オムツ廃棄用ごみ袋の支給
 - ④ 与論町のち支える自殺対策計画の推進
 - ⑤ 子ども家庭総合支援拠点の設置を図るなど、児童虐待防止体制や子育
て支援体制の構築
 - ⑥ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
 - ⑦ 重層的支援体制整備事業の推進

第Ⅱ 産業の振興

1 農業生産基盤の整備について

豊かで住みよい農村づくりを推進するため、令和4年度も引き続き町民の御理解と御協力を得ながら、効率的な農業生産の推進に努め、農業農村整備事業を実施してまいります。

- ① 県営海岸保全整備事業（高潮対策）ハキビナ地区の継続整備

- ② 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）朝戸地区の継続整備
- ③ 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）那間北地区の継続整備
- ④ 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）那間南地区の継続整備
- ⑤ 県営農地整備（畑地帯担い手育成型）伊波地区の継続整備
- ⑥ 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）立花地区の継続整備
- ⑦ 県営農村地域防災減災事業ウプインジュ地区の新規整備
- ⑧ 多面的機能支払交付金事業の実施

2 農業の振興について

日本の農業を取り巻く環境は、貿易自由化に伴う農畜産物の輸入攻勢、産地間競争の激化、担い手不足などに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本経済の縮小と混乱から消費や流通が大きな変革を迎える中で、これからの農業のあり方についても対応が迫られています。

このような中であって、本町の農業もさまざまな危機に直面する可能性があり、予断を許さない状況ですが、未然の対応を心がけた情報収集に努めるとともに、国・県への働き掛けを継続し、安定産地としてのブランド化、リレー出荷など「競争力のある強い産地づくり」を目標に、さとうきび、畜産、輸送野菜、花き、果樹を重点品目とする複合経営の推進を継続してまいります。

(1) さとうきびの振興

年により、台風や干ばつ等の気象災害の影響を受けますが、国・県の支援を受けさまざまな取り組みにより、近年回復傾向にあることから、引き続き増産計画に基づき、さとうきびの振興に努めてまいります。

① 経営基盤の強化

認定農業者・担い手農家の育成や農地情報を有効活用した農地集積等を含めた経営規模拡大に対する支援、生産安定対策として積極的な水利利用の推進、堆肥及び緑肥など土壌改良資材を利用した土づくりによる生産性向上と適期管理作業等を含めた機械化一貫体系を行える受委託調整組織の設立支援

② 生産技術対策

地域特性やほ場条件に適した品種の選定及び普及、調苗班の育成、病虫害防除対策

(2) 園芸の振興

- ① 輸送野菜の生産拡大・品質向上のためのさといも優良種子導入及び自家種芋確保対策、トンネル施設並びにパイプハウス等の資材導入、植付

作業委託費等の一部助成

- ② 生産技術及び生産体系確立のための各種講習会や研修会等の実施
- ③ 農林水産物輸送コスト支援事業等による輸送費支援
- ④ 果樹及び特産作物などの生産振興並びに新技術・新品目導入の検討
- ⑤ I P M技術など、新たな取り組みを用いた病害対策の実証を行い、持続可能な営農体系の構築

(3) 畜産の振興

子牛の市場平均価格は、新型コロナの影響により不安定であるものの比較的高値を維持しており、引き続き農家経営の安定や、環境に配慮した畜産環境の整備を行い畜産振興に努めてまいります。

- ① 優良飼料作物種子導入助成による低コスト飼料の確保と自給率の向上
- ② 衛生環境の充実を図るため、堆肥舎や畜舎整備への一部助成及び環境資材導入費の一部助成、敷料供給による畜舎環境の改善並びに防疫対策の徹底

(4) 担い手農家の育成と確保

- ① 担い手農家・認定農業者の所得向上、経営改善を図るための各種研修会の実施
- ② 新規就業者の確保と育成支援の実施

(5) 人・農地プランの実質化

将来懸念される農業問題の解決に向けて、人・農地プランの実質化を推進し、持続可能な農業集落の実現を図ります。

(6) 環境保全型農業の推進

- ① 農薬及び化学肥料だけに頼らない環境配慮型の技術である太陽熱（還元）消毒の実証と普及
- ② 有機認証農家やエコファーマーの育成及び農林水産物認証取得の推進

(7) 耕地防風林の造成推進

- ① 防風林用苗木代の一部助成

3 水産業の振興について

本町の水産業は、漁業者の高齢化や水産資源の減少などの問題に加え、近年ではコロナ禍による水産物の消費の縮減及び海底火山の噴火による軽石の大量漂着など、種々の課題に直面する厳しい状況に置かれています。これらの状況を打開し、本町の水産業の更なる振興に向けた支援を、与論町漁協をはじめとする水産事業者と緊密に連携を図りながら実施してまいります。

水産業の担い手育成については、若手漁業者で結成された与論町水産振興

会と連携し、奄振事業を活用して新規に漁船を整備する予定となっています。この漁船を活用し、本町水産業の担い手となり得る漁業研修生の受け入れを行います。また、水産業と観光産業等との連携による収益の多角化や海洋環境保全の拡充等、従来の事業形態にとらわれない多様な水産業振興に取り組む事業者への支援を実施してまいります。

水産資源の持続可能性の確保に係る施策については、従来より実施している国の離島漁業再生支援交付金を活用した事業の内容を見直し、藻場造成など水産資源の涵養に資する海洋環境整備に重点を置いた予算配分とし、効果の向上を目指します。

水産物の輸送等に係る事業者負担の軽減については、引き続き農林水産物等輸送コスト支援事業及び水産物流通支援事業の活用による輸送・流通経費の負担軽減策を実施し、漁家の経営安定及び販路拡大による所得の向上を図ってまいります。

4 特産品開発の推進

島内で生産される資源を有効活用するとともに、消費拡大と「食」を活用した産業の多角化を図り、観光産業などの島内経済への波及効果を高めます。

また、原料の確保や販路開拓が重要であることから、栽培技術・品目導入といった生産体制、商工業と連携した体制づくりに取り組みます。

- (1) 農水産物の6次産業化による消費拡大
- (2) 補助事業導入による特産品開発の促進
- (3) 特産品開発支援センター利用推進による新規事業者育成及び加工技術、並びに品質管理技術の向上
- (4) 特産品開発・販路拡大のための各種業界交流の振興

5 治山・海岸保全事業の推進について

平成27年度から実施されているハキビナ海岸防災林造成事業の継続整備と平成28年度から実施されている海岸保全施設整備事業(ハキビナ地区)の推進に努めてまいります。

6 漁港の整備について

茶花漁港物揚場及び麦屋漁港公園の改修を行い、漁業従事者の安全確保と施設の機能保全を図ってまいります。

7 商工観光業の振興について

町内の商工観光業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束せず、本町においても散発的に感染者の発生が続いたことから、商工観光業を中心とした島内経済は大きな打撃を受けています。このことから、昨年

度と同様、地方創生臨時交付金や奄美群島成長戦略推進交付金等の各種補助事業を有効に活用しながら、経営の維持並びに経済回復に向けた施策を展開してまいります。

(1) 商工業の振興

利用客が安心して利用できるよう、引き続き飲食店等への感染防止対策の推進・支援を実施するとともに、商工会への支援を通じて新たなサービスや雇用機会の創出、中小企業支援施策についても継続して取り組んでまいります。

また、消費生活相談員による消費者支援体制の強化についても継続して取り組んでまいります。

さらに、特産品や地産地消メニューの開発を促進するため、ヨロン島観光協会に担当部署・担当職員の配置を行い、商工観光事業者等が安心して特産品開発や販売に取り組めるよう、生産から販売までのワンストップ支援体制の確立・強化を図ります。

(2) 観光推進体制の整備・強化

- ① 新たな観光振興計画やG S T C（持続可能な観光の国際基準）に基づいた持続可能な観光地づくりの推進
- ② ヨロン島観光協会に対する重点支援や関係機関・団体との連携による観光推進体制の強化
- ③ 各種補助事業を活用した大金久地区の観光施設整備及び施設等の管理・運営態勢の充実

(3) 誘客対策の実施

- ① 各種メディアの誘致・受入やユーチューブ広告・SNS等を活用した効果的なデジタルマーケティングの実施
- ② 航空・船舶会社や旅行会社との連携・協力によるツアー造成等誘客活動の推進
- ③ 鹿児島県観光連盟や奄美群島観光物産協会、沖縄観光コンベンションビューローとの連携によるスケールメリットを生かした誘客活動の展開
- ④ ヨロンマラソン記念大会や感染リスクを軽減した新たなイベントの開催による情報発信や誘客の促進
- ⑤ 与論島の自然や文化、人、星空等を活かした着地型観光（ゆんぬツーリズム）の推進
- ⑥ ワークेशनやウェルネス、サステイナブルツーリズムなどの新しい観光スタイルの推進による新規顧客の誘客

- ⑦ 沖縄復帰50周年や世界遺産登録を活かし、国頭村等の沖縄北部地域と連携したイベント開催や誘客・情報発信

(4) 受入態勢の充実

- ① 来訪客や島民が安心して来島や受入ができるよう、商工観光事業者や観光施設等の感染防止対策の徹底及び情報発信
- ② ガイド育成や体験プログラム造成及びヨロン島観光協会における予約受入窓口の整備・充実等による着地型観光の推進
- ③ 宿泊施設の持続的な運営に向けた支援や新たな宿泊施設の誘致及び支援等による受入態勢の強化
- ④ ヨロン島観光協会を中心とした情報発信体制の強化・充実

第Ⅲ 生活基盤の整備

1 道路・交通等について

交通基盤の整備につきましては、町民生活の利便性の向上や各種産業振興を図る上で必要不可欠であることから、次の事業を行ってまいります。

(1) 町道

- ① 社会資本整備総合交付金事業窪舎1号線無電柱化整備（継続事業）
- ② 社会資本整備総合交付金事業上田線二期地区道路改良舗装工事
- ③ 防災安全交付金事業船倉茶花線舗装工事
- ④ 防災安全交付金事業宇勝城線舗装工事
- ⑤ 防災安全交付金事業兼母源手名線舗装工事
- ⑥ 防災安全交付金事業皆田線舗装工事
- ⑦ 立長線舗装工事
- ⑧ 石積2号線測量設計
- ⑨ 揚久保線測量設計
- ⑩ 町道の部分改修や路肩法面・路面補修等の維持管理と点検、整備
- ⑪ 町道等の改良整備に伴う適切な登記嘱託事務の促進

(2) 県道

- ① 空港茶花線（立長工区）の改良舗装整備（継続事業）
- ② 与論島循環線未改良区間の事業化推進

(3) 茶花地区排水路対策

令和2年度からの事業に引き続き、茶花信号機付近の湛水対策として、ウプインジュの一部を改良する事業計画及び上流域からの流入を抑制する対策を進めてまいります。

- ① 茶花排水路整備事業

(4) 無電柱化の推進について

鹿児島県無電柱化推進協議会において県や関係機関と協議し、無電柱化の整備及び計画を引き続き進めてまいります。

- ① 空港茶花線（旧田畑美軒前）～与論島循環線（茶花小）～役場新庁舎区間の無電柱化整備（継続）

(5) 港湾・空港

県と連携し、与論港における運行船舶や旅行者及び荷役作業等の安全性や利便性、円滑化が図られるよう、港湾施設の整備を推進してまいります。

また、与論空港については、空港施設のより一層の安全性が図られるように努めてまいります。

- ① 与論港岸壁面及び臨港道路改良
- ② 与論港における安心安全な港湾施設の整備推進
- ③ 与論空港における、要改善箇所の改修や空港の安全利用のためのエプロン拡張の推進
- ④ 与論港コースタルリゾート飛砂対策の継続

2 住宅の整備について

町内の公営住宅の需要や町営住宅の老朽化に対応するため、民間賃貸住宅の需給状況等を考慮しつつ、町営住宅の整備及び空き家対策を推進してまいります。また、民間資金を活用した整備についても検討してまいります。

- (1) 瀬良座住宅3号棟改修工事
- (2) 叶住宅整備事業（継続）
- (3) 空き家対策事業

3 水道事業について

水道事業については、人口減少に伴う使用量の減少、老朽施設の更新増加を見越し、公営企業として経営の安定を図るとともに、安全な水道水の安定供給に向けて次のことに取り組んでまいります。

- (1) マッピングシステム・施設台帳の整備
- (2) 送水施設インバーター更新
- (3) 淡水化施設の保守点検の継続実施
- (4) イオン交換膜の洗浄、取替の実施
- (5) 水質検査の定期的な実施
- (6) 漏水調査の徹底による有収率の向上
- (7) 建設改良工事による老朽管路の更新
- (8) 水中ポンプ等の更新及び修繕

4 農業集落排水事業について

農業集落排水事業については、次のことに取り組んでまいります。

- (1) 機能強化対策事業による施設機械の更新
- (2) 公営企業会計への移行準備
- (3) 施設機械の点検整備の充実
- (4) 放流水質の適正管理による環境汚染の防止

5 環境保全について

(1) ごみ処理

- ① 適正なごみの分別意識の向上や不法投棄防止の啓発
- ② リデュース(排出抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の「3R運動」の推進によるごみの減量化
- ③ 廃棄物処理施設の適正管理

(2) し尿処理

し尿・浄化槽汚泥処理施設建設工事を円滑に進め、運営に向けた準備を行うとともに、合併処理浄化槽の年次的整備を実施し、住環境整備と水質保全を図ってまいります。

(3) 美ら島づくり

花と緑豊かな島づくりのため、自治公民館等と連携し島ぐるみの取り組みになるよう花苗の提供や、南国らしい自然と調和のとれた緑化推進を図ってまいります。

6 消防防災・防犯・交通安全について

(1) 消防防災

- ① 広報活動や防災訓練等による町民の防災意識高揚の推進
- ② 自衛隊訓練の誘致
- ③ 感染症対策を講じた避難所運営
- ④ 与論町地域防災計画及び与論町津波避難計画等の見直し
- ⑤ 避難所（砂美地来館）の設備強化及び指定避難所の拡大
- ⑥ B & G財団災害時相互支援体制構築事業を活用した防災倉庫の設置及び災害用資機材整備
- ⑦ B & G財団災害時相互支援体制構築事業を活用した災害時対応人材の育成
- ⑧ 自治公民館防災設備や組織の強化
- ⑨ 各自治公民館の自主防災組織と連携した防災訓練の実施

(2) 防犯

- ① 防犯灯の維持管理等
- ② 警察及び与論町嶋中安穩協会との連携した啓発活動の展開
- (3) 交通安全の推進
 - ① 警察、県交通安全協会与論地区協会等の関係機関と協力した各種啓発活動の展開

第Ⅳ 教育・文化

本町の教育は、日本国憲法及び教育基本法の理念や学習指導要領の趣旨を踏まえ、県の教育方針、与論町教育大綱に基づきグローバル化、少子高齢化、高度情報化など変化の激しい社会に即応できる能力の伸長を図り、心身ともに調和のとれた人間の育成に努めます。

また、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標とし、「個性が輝き 島が輝く 誠の教育」をキャッチフレーズに「夢や希望をもち、粘り強く学び、困難を乗り越えたくましく生きる人間の育成」を目指す教育を推進します。

そのために、教育委員会の活性化を図り、1「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」、2「社会の変化に対応し、自立する力を育む教育の推進」、3「信頼され、地域とともにある学校づくりの推進」、4「地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進」、5「生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興」を重点施策として掲げ、教育行政の充実を図ります。

1 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

変化の激しい社会を共に助け合い生き抜いていく上で必要な、他人を思いやる心や感動する心、夢や理想をもち、粘り強く学び続ける人間の育成に努め、豊かな人間性の礎となる体力・気力を醸成する教育を推進します。

2 社会の変化に対応できる力を育む教育の推進

子供たちが変化の激しいこれからの社会に適切に対応して生きるために、主体的・対話的で深い学びを充実させ、学力における基礎・基本を確実に身につけさせるとともに、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する能力や表現力を伸ばす教育環境整備を推進します。

そのために、海洋教育科「ゆんぬ学」を学校と地域が一体となって推進し、今後の与論町の魅力ある教育の基盤となるようにします。

学力面では、特に、個別指導や自主学習の推進を図り、学習指導要領の趣旨に基づき、学びに向かう力の醸成に努めます。

また、本町で継承されている伝統文化を尊重し、それらを育んできた郷土

や国を愛し、誇りにする態度を養うとともに望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、情報教育や環境教育などの社会の変化に対応した教育、特別支援教育など一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実に努めます。

3 信頼される学校づくりの推進

信頼される学校づくりのために、保護者・地域住民から学校教育に対して幅広く意見を聴き、意見交流が行える開かれた学校づくりを推進します。また、教職員の資質向上に努め、学校運営を充実させるとともに、PTA活動の活性化を通して保護者・地域との連携を深め、安全・安心な学校づくりを推進します。

新給食センター整備については、令和6年度2学期の稼働開始を目指し、建設用地の購入・整備と基本設計・実施設計に着手します。

さらに、与論町立小中学校のあり方検討委員会の提言を受けた学校建設の検討を進めます。

また、こども園、小学校、中学校、高等学校が連携を緊密にし、幼児教育、学校教育、家庭教育が一貫して推進が図れるようにします。幼児、児童生徒の健やかな成長を促進するために関係機関との連携を推進します。小中学校の児童生徒数に伴う学級数減少の歯止めや、中学校・高等学校全学年2学級存続と一人一人の進路実現のために、魅力ある学校づくりの推進、与論町ふるさと留学制度の啓発・改善と交流体験事業の充実に努めます。

4 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

人づくりは、家庭はもとより、地域が担う役割が大きいものです。

子供を「島の宝」として地域で育てる風土を生かし、スポーツ、文化活動等に関わる関係団体・機関、連盟、PTA・子ども会活動の活性化と充実を図り、体育・スポーツ、伝統・文化的な地域行事を通して、地域全体で子供を守り育てるための取り組みを推進します。その一つとして、昨年度から試験的に行われている地域部活動の取り組みを継続して進めます。

5 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

町民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所でスポーツや文化等について学べる環境づくりを目指します。

社会教育・生涯学習の推進のために、町立図書館や中央公民館の施設の整備・運営の充実、指定管理者との連携の充実を図ります。

町民が生涯にわたりスポーツを楽しみ、健康増進や体力向上ができるよう

施設整備・生涯スポーツの推進に努めます。

郷土の伝統文化や文化財を守り育て、さまざまな芸術に親しむことは、豊かな心の育成や地域創造につながることであり、文化活動の推進、文化財保存・伝承活動の充実に努めます。

与論城跡の国指定文化財に向けた調査事業を継続・充実するとともに、町民への啓発活動の促進に努めます。

第Ⅴ 町政運営の推進体制

町政運営の推進体制については、主な事項として次のことに取り組んでまいります。

1 行政改革等について

- (1) 効率効果的な組織体制と意思決定や合意形成機能の強化
- (2) 定員適正化と組織改革・人材育成
- (3) 働き方見直しと事務の改善
- (4) D X（デジタル技術による生活やビジネスの変革）の推進

2 財政改革について

- (1) 縮小社会に適応する公共施設の最適化
- (2) 効果的、効率的な公共施設の利活用の推進
- (3) 資産の処分促進と有効活用
- (4) 自治体の自立と発展の根幹をなす財政の健全化
 - ① 財政規律の確立と定着
 - ② 歳入の確保
 - ③ 歳出削減の徹底

3 住民参加の体制強化について

- (1) 週報やホームページ等の情報公開による外部意見の収集及び提言等の反映
- (2) 与論町総合振興計画評価委員会（仮称）の設置
- (3) 自治公民館連絡協議会との連携
- (4) 社会的課題を解決するための民間企業、N P O、各種団体等との連携

むすびに、以上、令和4年度の町政運営に係る基本的方針と当初予算の概要等について御説明を申し上げました。また、令和5年1月1日には、町制施行60年の節目を迎えることから、令和4年度より準備委員会を立ち上げ、令和5年度における町政施行60周年記念式典等記念行事の実施に向けて、準備を進めてまいりたいと存じます。

町議会をはじめ、町民の皆様方の一層の御理解と御指導・御鞭撻を衷心より重ね

てお願いを申し上げまして、令和４年度の施政方針とさせていただきます。長い間御清聴ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 町長の施政方針の説明を終わります。

ここで、暫時休憩をします。

-----○-----

休憩 午前１０時１５分

再開 午前１０時３０分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第５ 議案第６号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第５、議案第６号「与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第６号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地籍管理システム導入に伴うシステム情報の出力図の手数料の設定にあわせて、与論町手数料における受益者負担のあり方、公平性・公益性の確保の観点から、手数料の額を見直す改正、所要の改正、規定の整備を行うため、与論町手数料徴収条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第６号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第7号 与論町税条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第6、議案第7号「与論町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第7号、与論町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例の改正に伴い、規定の整備を行うため、与論町税条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 先ほどの議案第6号とこの第7号と一緒に聞きたくてと思ったのですが、これだけの手数料を全部値上げですね。年間どれだけの増収になるのか。今までどのくらいの収益があったのかわかったらお答えをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 武東税務課長。

○税務課長（武東真奈美君） この手数料は、ほとんどが町民福祉課の窓口の発行業務に当たりますので、全体額の手数料に関してはこちらの方ではちょっと把握ができません。税務課の方で取っているのは、公募閲覧手数料というのがありまして、公募閲覧手数料は予算で大体25件ほどあるので、100円上がったとして2,500円。あと図面謄写手数料というのも税務課の方で扱っていますが、これも75件ほどなので7,500円くらいが税務課の方で徴収していますので、税務課側で把

握しているのは大した金額ではございませんが、昨今、国の関係で、結構証明事項を提出しないでいいようにと進んでいますので、その関係で町の歳入の方、町民福祉課の窓口で徴収しています戸籍謄本等の交付手数料があるのですが、その手数料関係が大分毎年減少傾向にあります。今後、国の関係でその手数料が、結局提出しなくてもいいとなってくるので、ますます町の歳入が減少しますので、長年ずっと200円と設定してありましたので、この機会に税の関係の方を100円値上げさせていただきます。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、与論町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、与論町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第8号 与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第7、議案第8号「与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第8号、与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

滞納に対する行政サービス等の制限措置を町税・国民健康保険税から町の歳入金に拡充するために、所要の改正、規定の整備を行うため、与論町町税等の滞納に対

する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） これは、いわゆる町税の滞納をされている方に対してサービスの制限措置という、ある意味では厳しい措置に見えるのですが、先ほどの町長の施政方針演説の中の 9 ページにあります、その他の福祉施策、生活困窮者の自立支援の推進というのがありますよね。こういう税金を滞納しているというのは、大体において経済的に生活困窮者だと思うのですよね。こういう方々に対しても、同じようなこういう仕打ちをされるのですかということです。それはどうですか、町長の考え方。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 町政の運営というのは、税によって成り立っているわけございまして、結局自分は生活が苦しいからとか、あるいはそういうようなこともあるかもしれませんが、それに対してはいろいろとこちらの方も考えるわけです。時には、本当にいろいろな理屈をつけて払わない方もいらっしゃるということがあったりするものですから、それを一概に「もういいですよ」と言うわけにいかないのではないかなと思ったりもするわけです。したがって、やはり全員が同じように、町に対して考えをやはり統一して、町税を払うのだというようなことは国民の義務ですので、やはりそれに対しては、どうこうと申し上げることではないのではないかなと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 武東税務課長。

○税務課長（武東真奈美君） 町税の滞納サービスの制限措置というのは、これは平成 23 年から始まった制度です。今回はその制度を町税だけではなく、ほかのこちらの歳入で未収金等が上がっている分とか、滞納している分に拡充しようということで今回上げました。そして今困窮者とおっしゃいましたが、主な狙いは町の補助金とか大きな契約の関係とか、結局いろいろな町の歳入に対して滞納している人たちが、その滞納しながらも町にそういうサービスを受けるというのを阻止するというか、それを結局減らすために今回のこの改正をいたしました。この参考資料のその他規則の中にも載せているのですが、その適用除外というのがありまして、いろいろなケースがありますので、みんながみんなその制限をかけるわけではないです。その時々での対応で、この場合は制限措置をかけるかどうか。それと、結局行政サー

ビスをしないということではなくて、できるだけ滞納額を払っていただく、未収金に対しては速やかに払っていただくということを進めていくために、納付誓約とかしてお互いに約束を交わして、そのお金を少しでも入れてもらいながらサービスを受けていく方向に進めていく。悪質な滞納者に対しては、その大型の補助金とかを、よく産業いろいろな商工面とかでやっていますが、それはやはり滞納者に対して、そういう補助金を町の税金で賄うサービス提供をしてはならないと思っていますので、そういったことで困窮者に対しての厳しいあれではございませんので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これは前の9月の議会のときにもいろいろお聞きして、困窮者に対する対策はいろいろな形で処置されている方はもう十分承知しています。しかしですよ、町長。私の経験ですが、事業をしているときに本当に困るときがあるのですよ。事業をしていて、借金をして追われて、その中で逆にいろいろなこういうサービスを受けられなくなったときに、この事業者も追い込むことにもなると思っていますわけです。この辺のいわゆる自営業者が特にいろいろな形で仕事をしているときに、切羽詰まったときとかがあるわけですよ、事故とかいろいろな形で。そのときに、そういう事態が生じることも十分考えられるわけですよ。そのときに、こういう措置をするときに場内において、これを滞納した理由というものがどういうものかということをきちんとチェックする会がもたれて、その制度があるかどうかということなのです。その辺をきちんとするのが心配りの政治というのは僕はそうだと思うのですよ。だからそれを町長にお聞きしていたわけなのですが、副町長の御意見をお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 税務課長の方から説明したのが全てだと思いますが、条例の中には特例措置というのがございまして、免除あるいは減額、そして税の方にいきますと分納の制度とか、いろいろなその方々にあった対処の仕方というのをお願いしながら、最終的に免除という形をとって今やっています。やはり行政を進めていく中では、法の下に平等とは言いますが、やはり権利と義務というのもお互いに果たしながら、その辺はまた進めてまいりたいと考えますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第9号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第8、議案第9号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第9号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

社会情勢の変化に応じた旅費制度の運用を図るため、宿泊料等の額を改定するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この中に宿泊料が県内8,000円、県外1万1000円とありますが、この宿泊料について金額を定めた理由を教えてください。ここで車賃とか航空賃とか実費になっていますよね。宿泊料だけは金額を固定していますよね、その理由を教えてください。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

現在、条例の中で職員等の旅費に関する条例ということが定められておりまして、宿泊料については町長、副町長、教育長、一般職員、全て同じ費用となっております。これを1,000円上げまして8,000円にするという条例改正。これとあわせまして、日当とか車賃ですね、車賃が今定額から実費へ移行する。宿泊料が県内の7,000円から8,000円、そして県外が1万円から1万1000円、県内県外どちらも1,000円ずつアップということになります。それから、日当が県内県外1,500円から2,000円、そしてこれまで甲地方というところで、特定の都市について記載されていましたが、こちらの方は削除しています。

この宿泊料の改正につきましては、他の市町村の宿泊料とも比較しながら、与論町はちょっと低い状況にありましたので、1,000円アップということで改正させていただきたいと思っています。また、なかなかコロナ前についても、特に宿泊施設がとれないというような事態もあって、なかなか7,000円ではちょっとホテルの確保が難しいという点もありましたので、総合的に判断しまして他の市町村等も見ながら、改正させていただきたいと考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 前に、他の町では、町長の出張費のことで、それを浮かしているということでもいろいろ問題もありました。私は、こういう旅費の精算のあり方というのは、もう全て実費で精算していいのではないかと。その代わり例えば食卓料、これは昼食分はないですね。出張するとやはり何だかんだお金がいることは一番わかっています。この辺ことを昼食とか食卓料というものをもう少し増額してきちんと認めてから、ほかの運賃とかも二等寝台の運賃を取って二等で行っているのではないですか。一般町民から見ればピンハネしていると見られるわけですよ。ではなくて、きちんと町民にも説明がつくような料金体系にしたらどうですかと思うのですが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） これは鹿児島県全体の各自治体の動向も見えて、いろいろな設定の仕方とかも検討しながら、総合的に判断して決定しているところでもあります。喜山議員がおっしゃるように、町民にも理解できる内容かとおっしゃられるとちょっとどうなのかとは思いますが、今のところはこういう状況で進めさせていただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 議長にお願いしたいと思います。ここは議会ですよ、反対が出たら反対討論して、反対に回って、それで賛成だったら賛成討論して賛成に回れば

いいのです。これは、先ほどの課長の説明で、十分にわかる人もいるし、わからない人もいるわけですから、これは反対か賛成かの問題です。言いたいことを言ったら、一般質問ではないですから、今は、この提案した議案に対して、議員はどう判断しますかという、賛成ですか、反対ですかということですからね。だから、ここで私はこう思うからこうしてくださいと突っぱねるぐらいだったら、私は反対に回りますとやればいいわけです。そして反対討論をして反対に回る。そういうふうにしないと議会で収まらないと思います。

○議長（高田豊繁君） 意見として承りたいと思います。

○8番（野口靖夫君） 単なる賛成と反対ばかり言うのだったら、何にもならない。

○議長（高田豊繁君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第10号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第9、議案第10号「報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第10号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第１０号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１０号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１０ 議案第１１号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第１０、議案第１１号「与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第１１号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金

の支給について、支給対象期間を令和４年６月３０日へ改めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第１１号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１１号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１１ 議案第１２号 ゆんぬ敷料化ラブセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第１１、議案第１２号「ゆんぬ敷料化ラブセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第１２号、ゆんぬ敷料化ラブセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、産業振興課の再編に伴い条例を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

８番、野口靖夫君。

○８番（野口靖夫君） 産業振興課長にお聞きします。これは恐らく補正予算で出てくる施設の件だと思うのですが、そうですね。違いますか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） 課の組織変更に伴って、産業振興課が産業課に変わるということです。

○議長（高田豊繁君） ８番、野口靖夫君。

○８番（野口靖夫君） それだけのこと。私はですね、なぜこの敷料化の、どういうのを敷料にするのかなと思って、それを聞きたかったのですよ。ちょっと勘違いしていたからごめんなさい。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第１２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１２号、ゆんぬ敷料化ラブセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号、ゆんぬ敷料化ラブセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 1 3 号 ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第 1 2、議案第 1 3 号「ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 1 3 号、ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、産業振興課の再編に伴い条例を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 1 3 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 3 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 3 号、ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 3 号、ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 13 議案第 14 号 与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第 13、議案第 14 号「与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 14 号、与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、産業振興課の再編に伴い条例を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 14 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号、与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 14 議案第 15 号 与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第１４、議案第１５号「与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第１５号、与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、産業振興課の再編に伴い条例を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第１５号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１５号、与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号、与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１５ 議案第１６号 与論町土地基盤整備事業推進委員会設置条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第１５、議案第１６号「与論町土地基盤整備事業推進委員会設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第１６号、与論町土地基盤整備事業推進委員会設置条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、産業振興課の再編に伴い条例を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第１６号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１６号、与論町土地基盤整備事業推進委員会設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号、与論町土地基盤整備事業推進委員会設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１６ 議案第１７号 与論町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第１６、議案第１７号「与論町農業振興地域整備促進協議

会条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 17 号、与論町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、産業振興課の再編に伴い条例を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 17 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 17 号、与論町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、与論町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 17 議案第 18 号 与論町農地開発整備地区推進委員会設置条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第 17、議案第 18 号「与論町農地開発整備地区推進委員会設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第１８号、与論町農地開発整備地区推進委員会設置条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、産業振興課の再編に伴い条例を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第１８号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１８号、与論町農地開発整備地区推進委員会設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号、与論町農地開発整備地区推進委員会設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第１８ 議案第１９号 与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第１８、議案第１９号「与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第１９号、与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、町民福祉課の再編に伴い条例を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第１９号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１９号、与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号、与論町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１９ 議案第２０号 令和３年度与論町一般会計補正予算（第１１号）

○議長（高田豊繁君） 日程第１９、議案第２０号「令和３年度与論町一般会計補正予算（第１１号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第２０号、令和３年度与論町一般会計補正予算（第１１号）について提案理由を申し上げます。

歳入に、地方消費税交付金 3 0 6 8 万 2 0 0 0 円、財政調整基金繰入金 7 8 7 7 万 8 0 0 0 円、奄美群島成長戦略推進交付金 6 0 3 1 万 4 0 0 0 円を追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、地域イントラネット基盤整備事業 8 9 1 0 万円、水産振興費 4 5 5 0 万 9 0 0 0 円、災害対策費 4 4 4 0 万円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ 3 億 1 4 5 4 万 9 0 0 0 円を追加し、一般会計予算総額 5 7 億 5 6 4 5 万 1 0 0 0 円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） 私は 1 点だけ詳しくお聞きしてみたいと思います。16 ページの繰入金、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金ということで、2 2 7 万 4 0 0 0 円減額となったのですが、補正前は 3 3 0 万円であったのですが、結果的には 1 0 5 万円だけ基金からの繰り入れになったということで、この説明をなぜ減額になったのか。今後の基金の使い方も含めてお答えを求めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策基金につきましては、使途検討委員会というのを庁内に設置しておりまして、その協議を踏まえて充当をしているところです。今回この基金の繰入金が 2 2 7 万 4 0 0 0 円減額となっているのですが、充当先としては、母子保健関係の目、それから帰島旅費の関係で 1 5 3 万 6 0 0 0 円の減、それから医療従事者の謝意を込めて、タンブラーとかの贈答といいますか、そういったことも計画して充当しておりましたが、もちろんその事業については実施しておりましたが、特に帰島旅費とか母子保健関係については、実績に伴って減額になったということで、今回補正減となっています。

今後の基金の使途につきましては、まだ 1 0 0 0 万円少し基金としては積み立てられているとは思いますが、令和 3 年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金を優先的に活用して、できるだけ国の財源を活用したいいろいろな感染症対策とか経済対策を図りたいということで、一般財源も少し加えながら、できるだけ執行したいということで計画しており、基金については少し後回しになっているような感もいたします。

また、来年度なのですが、当初予算にはまだ計上はしていませんが、来年度は約1億円近く臨時交付金が新たに配分される予定としておりまして、そういった中で、国の新型コロナの交付金の活用を優先的にしたいとは思いますが、また今後いろいろ検討して、寄附者の方々に効果的な事業を執行したという発信ができるような形で検討を進めていければと考えています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 私が質問を申し上げたのは、以前私が一般質問で、この基金の活用をしっかりと早めにしていただきたいということを申し上げました。実は、つい最近、本当にごく最近です、島外から匿名で電話をいただきました。島外にも与論会関係者とかに、議会だよりとか広報よろんとかを送っていますので、それで御覧になった寄附をされた方から電話がありました。匿名でしたが、要するに私たちが寄附したということで、数名仲間がいらっしゃるようなのですが、「寄附をしたんだが、その有効活用がされていないのではないか」というお叱りの意味も含めて、私に電話があって、是非与論の執行部の幹部の皆さんに、これを有効活用するように、またどういうふうにする予定なのか、そのあたりの報告がないというか、そういう苦情をちょっと受けました。寄附を受けて、ありがとうございましたという御返信はされたかと思うのですが、しっかりとこの有効活用を早くやっていただきたいということは、当然寄附者の気持ちですので、そこをしっかりと酌んでいただいて、もちろん国の臨時交付金とかいうのを優先するのはわかりますが、しっかりと、ではどういったところにこの寄附金を使っていくかというのを早くしないと、もうまたコロナの方もこのオミクロン株が今広がっていますが、これが少し収束の方向に向かってきていますし、また新しいBA.2とかいうのもまた広がる可能性があります、早めに寄附をいただいた財源を使っていかないと、これ後で逆に残したりしたらまずいことになりますよ。ですからそこを、町長を中心にしっかりと検討していただいて、使途検討委員会にもかけて、どういった使い道があるのかというのもしっかりと考えて、早めに使っていただきたい。どうも1500万円程度あるというお話でしたが、ほぼ満額に近いお金が残っているようですので、早め早めにとしっかりと抑え込みのための対策に使っていただきたいと思いますが、町長から答えをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。沖野議員からそういう御指摘をいただきまして、部内で検討をしてみいました。寄附をされた方々がどういう使い道になっているのかなと心配されることに対しては、本当に理解できるわけですが、私たちは今、国の交付金をもとにして、どういう使い道があるのかということで助成

をしている途中でございまして、それに漏れた、そしてなおかつ効果的な使い道はどうなのかなというふうなことで、検討を進めていかなければならないのではないかなと。国の補助金があるのに、それを使わずに寄附した方々の浄財を安易に充当することはできないのではないかなと、どういう使い道が効果的なのか、あるいは今後このコロナがどこまで続くのかということを考えながら、大事に大事に使っていかなければならないという話でございまして、そして、それにしてもやはり御礼とか、今度こういう使い道を考えているとか、使途についていろいろと御説明を申し上げ、またホームページでも、あるいは住所のわかる方にはそういうことで連絡を申し上げて、感謝申し上げたいという話をしています。対応については、今後重々皆で検討をしながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 私があえて申し上げているのは、寄附をした方はもうコロナ対策も今度3年目に入ってきますよね。早い方はもう2年ぐらい前から寄附をしているわけですよ。3年近く前からですね。そういうことも含めて、時間が経ち過ぎているといういら立ちもあるかと思うのです。私の電話で受けた感想はですね。ですからしっかり早め早めに、町長に今厳しいことを申し上げてお答えがありました。が、しっかり後回しにしないように、この寄附金をしっかり有効活用していただいて、コロナに関わることは何にでも使っていいわけですので、しっかり対策をしてこれを大きな金額を残すことがないように、是非督励していただいて、頑張りたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 3点ほどお伺いしたいと思います。まず最初に、29ページの1200万円の国県支出金を充てて、敷料倉庫とか副資材倉庫建設、敷料原料集積場、これをこれからやろうとしておられますが、非常にこれはありがたいことです。私はこの件について、町長もまた今回の施政方針の中でこの畜舎に関する、牛のこの敷料に関することも述べておられますが、これは、私は今回の一般質問に出しているのですが、ここでお聞きしたいのは、産業振興課長、一応、一般質問で詳しくはやるのですが、この敷料の材料を与論の方では何を考えておられますか。それからまずお聞きしてみたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） お答えいたします。

今考えられているのは、一般的に家庭から持ち込まれている材料が、今、月で計算しますと、ほとんど軽トラ10台分ぐらいですか、そういった家庭等から出てくる雑木が主になります。あと今後考えていますのが、町の県道の土木をやっている

方々、また建設課からもかなり廃棄されているとお聞きしますので、そういったものを集めて、資源循環型という形で有効活用したいというふうに考えています。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） これはまた詳しいことは、あと一般質問でやりますので、一応これくらいにしたいと思います。

もう1点は、32ページの農林水産業費の件ですが、製氷機が計上され財源内訳をみますと、国県支出金2700万円支出されていますが、ここでその財源の国県支出金がいくらぐらいとか、あるいは町の負担はいくらとか、そういう財源内訳を詳しく御説明いただければと思います。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） お答えいたします。

製氷施設が現在古くなっているということで、能力が現在のところ5トンということですが、それを10トン規模の方に整備するということで、国の方が10分の5ということで半分、2250万円ほど、県が450万円ということで10分の1、あと町の方が10分の3で1600万円ほど、あと漁協の方が10分の0.4ということで200万円ほどの支出の計画をしています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） それの下です。軽石被害対策の件で315万円出ていますが、この内容を説明していただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） お答えいたします。

この件に関しましては、以前から野口議員の方から御質問とか御指摘をいただいております、主に漁船の濾し器ですとか、そういったものを計画しています。すでに整備もされている漁協さんもおられますが、そういったものも含めまして、これは出漁した場合の金額等にも換算して計画していますが、今対象漁民の方々が24件ほどあります。それに関しまして、一応事業費が350万円ほど計画していますが、そのうち漁民の負担が1割ということで、残りを町で負担するというところで315万円ほどの計上となっています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） この軽石の件で1月の臨時議会で申し上げたのですが、出漁したくても出れないと、軽石の影響で。それでも本当にコロナで散々な目に遭って、また軽石で散々な目に遭って、非常に漁民というのは大変困っておられるということをお聞きしましたね。これはちょっと何とかしないとイケないのではないですかということで、私は質問したのですが、その後課長の方から、それはもう3月あた

りに考えていますということの答弁だったです。だから、それでその3月といったらもう今3月ですが、今定例会で、そのあたりの手当てを考えておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） こちらにつきましては、軽石が発生した頃から漁協さんとも検討してまいりまして、一応整備とかを進めながら、そういったもので対応しますということで、漁協さんとか漁業者の方々とも相談していましたので、今回遅ればせながら提出したのですが、これは申し上げましたとおり、整備された方々もいらっしゃいます。そういった方も含めまして、24件と話をしました。そういった方々に対して整備するという話し合いをしているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 最後に町長にお聞きしたいと思います。町長、この間も申し上げたわけなのですが、この軽石の災害で今課長にも申し上げましたように、出漁しなくても出漁できない、それで非常に生活が苦しいと、もうあっぱあっぱしておられるという漁民のお言葉を聞いたのですが、それに対して、ほかの観光業だとかあるいはまたほかの産業に対する手厚い援助はしておられますが、この水産業に関しては非常に手当てが薄いのではないかと、私はつくづく感じられるのですが、そこら辺は町長どう考えておられますか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本町の基幹産業であります農業・水産業というようなことで、やはり困っておられるというようなことを重々承知をしておりまして、できるだけ対応してまいりたいということで、私の施政方針の中でも詳しく申し上げたとおりですね、今後本当に困っている方々に対して、その手厚い補助、助成ができるように、また相談ができるようにしてまいりたいと思っています。本当になかなか私たちは、声を上げないところに耳を傾けるということができなかったという反省も私自身込めて、今後また対応してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 37ページの避難所災害対策工事費というのが4150万円組まれているのですが、この中身について説明をお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） こちらは、砂美地来館の北側になりますが、そちらの強化ということで、設計そして奄振予算を活用して、その工事ということです。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 台風ですとか前回の避難所を代用してあったと思いますが、避難場所としては活用されていますので、是非ともそういった安全対策には重々気をつけて、今後とも安全に避難ができるように取り組んでいていただきたいと思います。

それから、犬、猫の避妊と去勢手術助成が組まれています、これは何匹何頭を予定しているのか。また年間どれくらいのこういった手術がこれまでなされてきているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） すみません、正確な数字、頭数とかはわかりませんが、年に2回注射とか、去勢手術に関しては獣医さんをお願いして委託しているのですが、お客様から申請があったときにやるようにしています。正確な数字はすみません、今こちらで把握しておりませんので、後ほどまたお伝えしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今、大田議員からも質問がありましたが、37ページの災害対策費なのですが、砂美地来館とかその場所は、台風のときにはいいかもしれませんが、先般、トンガの津波のときに、町民の様子をちょっと午前3時頃までバイクで回って車の避難状況も見たのですが、琴平神社とか中学校とか、やはり与論の高台の方に私が確認した時点で300台余り確認できたのですよ、1時半頃ですが。恐らくその前はいっぱい詰まっていたと思うのですよね。それからすると、与論での災害のことについて津波についてはあまり考慮されていなかったのではないかと。津波対策ですね、例えば5メートル上がったときには、自分の与論の低地のふるさとかから茶花付近というのが、大体水浸しになると思いますが、そのときに結局さまざまな意味で、いろいろな出来事に対応しなくてはいけないのではないかなと思いながら見ていたのですが、この避難場所の設置場所については、津波対策についてはちょっと欠落しているのではないかと。私は、与論高校、中学校界限とか、その辺一体にやはりちょっと検討すべきではないかとそのときに思ったもので今申し上げますが、是非ですね、今後災害対策についても、やはり津波に対することをもう少し念頭に置いて、それからちょっとこれから外れますが、教育委員会の方で給食センターの設置建設場所が来年度の予算書に出ています、あの場所が高台ですよ。それで非常に良かったなと思ってですよ。いざといったときの町民に対する食事の供給センターにもなる、非常事態の対応ができる場所にもなるのではないかと。ということで、場所的にはすごく良かったなと自分ながら安心しているところ、良かったと思っているところなのですが、是非、総合的に災害が起きたときに、その

建設場所はそういう津波の視点から是非検討に入れていただきたいと要望しておきます。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第20号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、令和3年度与論町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、令和3年度与論町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時26分

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第20 議案第21号 令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（高田豊繁君） 日程第20、議案第21号「令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第21号、令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予

算（第５号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、国民健康保険税２９６万５０００円、国庫支出金国庫補助金３７万円、県支出金県補助金５２２６万５０００円、諸収入延滞金・加算金及び過料３万２０００円、雑入７７万１０００円を追加しています。

歳出の補正としまして、保険給付費療養諸費４２３２万９０００円、高額療養費１６６４万４０００円、諸支出金償還金及び還付加算金１万１０００円を追加し、総務費総務管理費１３万８０００円、徴税費１８１万５０００円、運営協議会費１３万円、保健事業費健康づくり推進事業費２５万９０００円、特定健康診査等事業費２３万９０００円を減額しています。

歳入歳出にそれぞれ５６４０万３０００円を追加し、国民健康保険特別会計予算総額７億８７１３万７０００円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

５番、喜山康三君。

○５番（喜山康三君） ９ページですね、保険給付費、これの一般被保険者高額療養費が補正で約３０％近くの増額になっているが、この説明をお願いいたします。額が大き過ぎますよね。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） ほかのところは確かに減額になっているのですが、そこだけが１６００万円とちょっと大きな額で増額になっているのですが、具体的な調査をしてみないとはっきりわかりませんが、入院の方が増えておりまして、与論の場合は精神疾患であったり、またはがんであったり心臓疾患そういったものが主な入院となっていますが、想像するに病院にあまりいけない中で、ちょっと病気が重症化している面があるのかなと思って、ちょっと心配しているところですが、入院の方の費用がちょっと増えている状況です。

○議長（高田豊繁君） ５番、喜山康三君。

○５番（喜山康三君） わかりました。これの実態というのは把握できていない感じがすよね。できればどういう傾向にあるのかとか、どうなっているのかというのがわかればそれに越したことはないなということですので、また保険対策上からも必要だと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

１番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 8ページです、1目の一般管理費から18番その他の負担金で、子どもの均等割軽減システム負担金の説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） システムのことは、私もちょっと詳しく存じ上げていないのですが。

○議長（高田豊繁君） ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時33分

再開 午後1時33分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

武東税務課長。

○税務課長（武東真奈美君） 令和4年度に非課税世帯の子供たちの均等割が軽減されるということで、それに向けてのシステム改修負担金になります。詳しいことは、また委員会あたりで説明させていただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） これは非課税世帯ということは、保険料に関することだと思うのですが、その資料とかほかの何かわかりやすいものがありましたら、是非とも提示の方をお願いします。以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第21号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号、令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第22号 令和3年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（高田豊繁君） 日程第21、議案第22号「令和3年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第22号、令和3年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、一般会計繰入金事務費繰入金53万5000円を追加し、国庫負担金介護給付費負担金1588万3000円、国庫補助金現年度分調整交付金537万円、支払基金交付金介護給付費交付金2733万円、県支出金介護給付費負担金1473万円を減額しています。

歳出の補正としまして、保険給付費高額介護サービス費等諸費105万6000円、その他諸費1,000円、地域支援事業費介護予防・生活支援サービス事業費60万円を追加し、保険給付費介護サービス等諸費5901万円、介護予防サービス等諸費189万3000円、特定入所者介護サービス等諸費353万2000円を減額しています。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6277万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7401万3000円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この与論町の給付の支払い状況、ほかの町村なんかと老人の割合とかで比べて、サービスに対する給付の割合はどういう状況だとお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 与論町の場合は、ヨロン園でありましたり風花苑とか、そういった施設の方の割合はほかの町村と比べまして、非常に高い率を占めている

のですが、ただ、在宅の方のサービスが非常にぜい弱でありまして、その辺が非常に心配されるところですが、なかなかやはり最近専門職の方が少ないということで、非常に介護の上において、いろいろな専門職を今後養成していかなければいけないのかなと思うところでありまして、コロナもありまして、なかなかちょっとサービスがうまく行き届かないという点もまたあります。そういったことで、今後いろいろ課題もあるのかなと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 先般、島外からいらした方から文書が議会にも配付されていますよね、サービスが受けられないと。このことについては、実を言うと 4 年前から私に苦情が入っているのですよ。御苦勞はわかるのですが、人手が足りなくて担当者がいなくて、在宅におけるこういう介護サービスというものを充実することによって、もう少し病気になるものをもっと進行させないようにとか、もっと元気よく社会生活ができるような形にできるのではないかなと思うのですよ。このことは、施設は高いということは以前からずっと聞いていますよね、決算の委員会でも何の中でも。その中でも同じように在宅がぜい弱だと。これに対する解決策というのですか、どういう方策をとろうとか、そういうのが一切今までないわけです。町長いかがですか、これについての今後の対策。これは本当に家に引きこもって、今おっしゃったようにコロナもあるし、そういう状況ですが、なおさらに引きこもってサービスも受けられない、ますます悪化するだけなのですよね。これをどういう形で対応していくか、どのようなお考えかお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘のとおり、本当にこういうのがありますように、在宅介護が人手不足で、あるいは施設も十分に行き届かないという点があって、大変危惧をしていますが、今後ひとつまた係等とも話し合いながら検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 22 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号については、委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２２号、令和３年度与論町介護保険特別会計補正予算（第４号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号、令和３年度与論町介護保険特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（高田豊繁君） この後、新年度に関わります日程第２２から日程第２８までの議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明の後、質疑に当たっては総括的・大綱的な質疑にとどめます。

—————○—————

日程第２２ 議案第２３号 令和４年度与論町一般会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第２２、議案第２３号「令和４年度与論町一般会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第２３号、令和４年度与論町一般会計予算について提案理由を申し上げます。

令和４年度一般会計当初予算の総額は４億３１６２万２０００円となり、対前年度比１０．８％の増額となっています。

歳入の主なものとしまして、町税が前年度より４２８万４０００円減額の３億１６８０万２０００円、地方交付税は２億２９７万円増額の２１億７３２０万８０００円で計上しています。

町債の総額は６億７９８５万円となっています。なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきまして、財政調整基金から２億５０８４万１０００円を繰り入れています。

次に歳出の主なものとしまして、総務費で企画費５２１９万８０００円、民生費で介護保険事業費６３４０万２０００円、子ども・子育て支援事業費２億１３８０万７０００円、衛生費で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業１３２１万

9000円、し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業3億1708万2000円、農林水産業費で畜産振興費1696万円、敷料生産強化事業費7000万円、商工費で商工観光振興費4631万2000円、観光施設整備事業費2063万8000円、土木費で町単独改良事業費6440万円、地方道路交付金事業費6836万8000円、消防費で常備消防費1億364万5000円、教育費でICT環境整備費1388万7000円、海洋教育推進事業費396万円、公債費で6億3221万4000円などを計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第23 議案第24号 令和4年度与論町国民健康保険特別会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第23、議案第24号「令和4年度与論町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第24号、令和4年度与論町国民健康保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比5.38%増の6億7437万円となっています。

歳入につきましては、国民健康保険税1億2877万6000円、県支出金4億8395万2000円、繰入金6138万2000円などとなっています。

歳出につきましては、保険給付費4億3942万5000円、国民健康保険事業費納付金2億373万6000円、保健事業費1921万6000円などとなっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第 2 4 議案第 2 5 号 令和 4 年度与論町介護保険特別会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第 2 4、議案第 2 5 号「令和 4 年度与論町介護保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 2 5 号、令和 4 年度与論町介護保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比 6.27%減の 6 億 9 4 9 3 万 6 0 0 0 円となっています。

歳入につきましては、保険料 1 億 6 9 8 7 万 5 0 0 0 円、国庫支出金 1 億 9 0 9 1 万 2 0 0 0 円、支払基金交付金 1 億 8 2 6 8 万 8 0 0 0 円、県支出金 1 億 1 1 7 6 万 6 0 0 0 円、繰入金 3 9 6 5 万 6 0 0 0 円などとなっています。

歳出につきましては、総務費 3 6 8 万 6 0 0 0 円、保険給付費 6 億 6 7 1 4 万 4 0 0 0 円、地域支援事業費 2 2 1 5 万 2 0 0 0 円などとなっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第 2 5 議案第 2 6 号 令和 4 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第 2 5、議案第 2 6 号「令和 4 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 2 6 号、令和 4 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比約 3.44%増の 8 0 3 3 万 4 0 0 0 円となっています。

歳入としましては、後期高齢者医療保険料 4 8 2 6 万 2 0 0 0 円、使用料及び手数料 3 万 1 0 0 0 円、繰入金 3 1 8 2 万 9 0 0 0 円、諸収入 2 1 万 1 0 0 0 円などとなっています。

歳出としましては、総務費 80 万 7 0 0 0 円、後期高齢者医療広域連合納付金 7 8 7 0 万 1 0 0 0 円、保健事業費 5 1 万 4 0 0 0 円、諸支出金 2 1 万 2 0 0 0 円などとなっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第 2 6 議案第 2 7 号 令和 4 年度与論町と畜場特別会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第 2 6、議案第 2 7 号「令和 4 年度与論町と畜場特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 2 7 号、令和 4 年度与論町と畜場特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比約 8 % 増の 2 5 万 3 0 0 0 円となっています。

歳入としましては、使用料及び手数料 1 万 8 0 0 0 円、繰入金 2 3 万 5 0 0 0 円となっています。

歳出としましては、総務費 2 5 万 3 0 0 0 円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第 2 7 議案第 2 8 号 令和 4 年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第 2 7、議案第 2 8 号「令和 4 年度与論町農業集落排水事業特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 2 8 号、令和 4 年度与論町農業集落排水事業特別会計予

算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度29.23%の増で、歳入、歳出が7659万9000円となっています。歳入の主なものは繰入金2583万円、国庫補助金2040万円、使用料1058万5000円、町債780万円、受託事業収入600万円、県補助金576万3000円、歳出の主なものは事業費4010万円、総務管理費3237万5000円、公債費402万4000円を計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 農業集落排水事業につきましては、非常に経営状況が課題をいっぱい抱えているということで、1点だけ確認をさせてください。近年中に公営企業会計に移行すると聞いていますが、その準備の方は順調に進んでいますでしょうか。と申しますのは、歳入の中に一般会計からの繰り入れが、かなりのウエイトを占めているような予算計上になっているのですが、そういったことの一般会計からの繰り入れをしなくてもいいような方向、あるいは繰り入れを縮小させるような方向で頑張らなくてはいけないというのが、この集排の会計だと思うのですが、そのあたりの見通しといたしますか、準備の方は順調に進んでいるのでしょうか。まず、課長の方からお答えをいただいて、十分でない場合は町長からまた答弁を求めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） どうも御指摘ありがとうございます。今言われたとおり、非常に厳しい経営状況です。七千何百万円の事業費に対して、収入が1000万円ちょっとしかないような状況ですが、その中で一応公営企業化に令和6年度からしないといけないということで、予算措置をしてそれに向けて取り組んでいるところです。また、その公営企業へ向けた費用の加算分と、今また更新事業も重なっております、ちょうど今費用がピークに達しているところですが、やはり今からの状況をみますと、値上げをしていかざるを得ないというところを感じています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 町長は、今の課長の答弁に対してどのように認識されて、またどのように取り組みをされるのか、町長のお考えを確認したいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘いただきましたとおり、本当に農業集落排水につしまし

ては、排水をされている範囲が非常に限定されているということもあつたりして、なかなか収支が合わないというようなことがあるわけですが、今後、今課長が答えたように、料金の問題とかあるいは今後の対応について、また検討を重ねていかなければならないなと思っているところです。できるだけ机上で収支ができるように、ちょっと難しいところもあると思いますが、頑張っていかなければならないなと思っているところです。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今の町長の御答弁は、ちょっと具体性のあるお答えがいただけなかったもので、少し不安なのですが、農業集落排水というのは、非常に重要な衛生環境とか茶花集落を中心としたいろいろな生活環境、そういったことを考えると非常に重要な特別会計、企業会計になっていくわけですので、特別会計、企業会計の本旨である独立採算制、そういったことで歳入と歳出がしっかり自腹で賄えるように、課題はいっぱいあることは私ども議会も承知していますが、少しでも課題が解決していけるように、具体的に実効性のある措置を、対策を打っていかないと、ただ時間が経つのを待っているだけでは公営企業としてやっていけませんので、しっかりそこを具体的にどこに問題があつて、どうすれば歳入を少しでも増やせるか、どうすれば歳出を少しでも抑えていけるか、そういった中でまた設備の更新とかもいっぱい抱えていますので、具体的にしっかりと対策を立てて取り組んでいただきたいというのが、私たち町民代表としての希望ですので、町長からもう少し、あと確認の意味で、しっかり具体的に取り組んでいくのだということを、もう少し力強いお言葉を、ちょっと申しわけないのですがいただけたらありがたいと思います。それをいただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、具体的にとおっしゃいましたが、なかなか具体性が出てこないのですが、とにかく誠意を持って取り組んでまいりたいとしか答えられません。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第28 議案第29号 令和4年度与論町水道事業会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第28、議案第29号「令和4年度与論町水道事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第29号、令和4年度与論町水道事業会計予算について提

案理由を申し上げます。

業務の予定量は、月平均給水件数 2 8 3 4 件、年間給水量 5 5 万 6 5 5 9 トン、1 日平均給水量 1 5 2 5 トン、建設改良事業費 1 億 5 3 0 万 3 0 0 0 円となっています。

収益的収入で営業収益 1 億 6 3 2 1 万 4 0 0 0 円、営業外収益 6 7 5 万 8 0 0 0 円、収益的支出で営業費用 1 億 6 1 1 7 万円、営業外費用 7 7 8 万 3 0 0 0 円を計上しています。

資本的収入で工事負担金 4 2 万円、補償金 1 0 0 0 円、資本的支出で建設改良費 9 1 8 0 万 5 0 0 0 円、企業債償還金 1 3 4 9 万 8 0 0 0 円を計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第 2 9 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（高田豊繁君） 日程第 2 9、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議案第 2 3 号から議案第 2 9 号については、議長を除く 9 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 3 号から議案第 2 9 号については、議長を除く 9 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午後 2 時 0 6 分

再開 午後 2 時 0 7 分

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせいたします。

委員長に野口靖夫君、副委員長に林隆壽君、以上のとおりですので、報告を終わります。

-----○-----

日程第 30 議案第 30 号 光ファイバケーブル設備及び付属設備の譲渡について

○議長（高田豊繁君） 日程第 30、議案第 30 号「光ファイバケーブル設備及び付属設備の譲渡について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 30 号、光ファイバケーブル設備及び付属設備の譲渡について提案理由を申し上げます。

平成 21 年 12 月 1 日に、西日本電信電話株式会社と締結した光ファイバケーブル及び伝送装置等の使用に関する基本契約書に係る設備について、使用開始日から 10 年を経過しており、本町における光ブロードバンド・サービスに係る町民サービスの向上等を目的として当該設備の譲渡を行いたいことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） これは、先般 N T T さんと交えてお話を伺ったのですが、この第 2 項にある「光ファイバケーブル設備及び付属設備について、譲渡日を定めずに」とありますよね。そのことについては、9 月か何かそのあたりという話は伺っているように思っているのですが、ここで議決されたら、早急に日にちを決めて段取りされた方がいいのではないかと、それを申し入れしておきます。

それと譲渡した後に、別途付帯経費として与論町が負担する部分が出てこないか、その懸念はないか、それについていかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） これが譲渡完了、今の N T T さんからは最長でも 12 月に譲渡完了というようなお話はされておりましたが、その譲渡が完了した後に、追加でここから何かの負担ということはないと確認をしています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） それから、電柱の敷地料のこともちょっと出ましたが、与論町民がこれ何件あったかということと、その電柱の敷地料は地目によって敷地料が変わっていますので、この辺の契約についても与論町が行うのではないでしょうね。全て事務方の手続きにおいてもみんな向こうでやるということになるので、与論町に対してそういう労務的なこととか、そういう負担は一切ないと考えてよろしいですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 与論町が保有している自営柱については、約200本ぐらいあると聞いているところですが、与論町は畑、地目とかの違いで金額は変わらずに、年間1本500円ということで契約をしています。NTTさんに変わったら、それがどうなるかよくわかりませんが、この協議を進める中で、与論町としては地主さんを確認して、今後NTTさんに移りますよという同意書を全てこの200件、何件かはちょっとまだあれなのですが、そういう作業を行っています。今後そういった労務的なことで、何か与論町の仕事がこの件で増えるというようなことはないと考えています。

○5番（喜山康三君） ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、光ファイバケーブル設備及び付属設備の譲渡についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、光ファイバケーブル設備及び付属設備の譲渡につい

ては、可決されました。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、3月14日本会議（一般質問）です。当日は午前9時まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後2時15分

令和4年第1回与論町議会定例会

第 2 日

令和4年3月14日

令和４年第１回与論町議会定例会会議録
令和４年３月１４日（月曜日）午前８時５８分開議

1 議事日程（第２号）

開会の宣告

第１ 一般質問

2 出席議員（１０人）

1 番 南 有 隆 君	2 番 原 栄 徳 君
3 番 林 敏 治 君	4 番 林 隆 壽 君
5 番 喜 山 康 三 君	6 番 福 地 元一郎 君
7 番 大 田 英 勝 君	8 番 野 口 靖 夫 君
9 番 沖 野 一 雄 君	10 番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（０人） 欠員（０人）

4 地方自治法第１２１条による出席者（１８人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君	税 務 課 長 武 東 真奈美 君
町民福祉課長 田 畑 文 成 君	環 境 課 長 朝 岡 芳 正 君
農業委員会事務局長 久 野 泰 司 君	産業振興課長 山 下 秀 光 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 町 本 和 義 君
教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君	教育委員会生涯学習課長 川 上 嘉 久 君
水 道 課 長 仁 禮 和 男 君	与論こども園長 富士川 智恵美 君
茶花こども園長 富 千加代 君	児童発達支援センター長 龍 野 勝 志 君

5 議会事務局職員出席者（２人）

事 務 局 長 町 健司郎 君	書 記 池 田 レ ミ 君
-----------------	---------------

開議 午前8時58分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（高田豊繁君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） おはようございます。本日はまたよろしくお願いいたします。

昨日、東日本大震災11年が経ちまして、もう11年経ったのかという気持ちです。又、先日、メッシュの飛行機事故がございまして、与論にも来ていただいて、医療に対して尽力いただいたことに対して深く感謝の気持ちがあります。まさか事故が起きるといふのは想定しませんでした。お二人の方が亡くなったことに対しては、お悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、通告書に伴いまして、一般質問をさせていただきます。

1 教育現場の働き方や業務、魅力づくりについて

(1) 働き方改革において変形労働時間制の導入が検討され働き方が見直されているが、与論町の教育現場の働き方はどのようなになっているのか伺いたい。

(2) 学校や教職員の業務改善や魅力ある学校づくりをしなければ、先生不足や生徒確保等の問題が解決できないと思うが、どのように取り組むべきと考えているのか伺いたい。

2 災害対策及び防災・減災への取り組みについて

(1) ここ最近自然災害が多発している。災害が起きたときの対応、防災・減災の取り組み、水や食料などの備蓄状況、避難経路の策定はどのようなになっているのか伺いたい。

よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、教育現場の働き方や業務、魅力づくりについてお答えいたします。

社会の変化に伴い、学校に求められる役割が拡大している中、教職員の長時間勤務は看過できない状況になっています。

教育委員会では、平成31年に与論町立学校の業務改善方針を策定し、ホームページで公開するとともに、町立学校の業務改善が進むよう働き掛けてきました。そ

の取り組みは、例えば、夏季休業中のリフレッシュウィーク及び学校閉庁日の設定や、中学校における休日の部活動の部分的地域移行、町教委が主催する研修会等の精選などです。

一方、各学校も独自の業務改善アクションプランを設定し、定時退庁日の設定、放課後の時間を確保するための校時表の見直し、保護者アンケートのデジタル化など、各学校の実態に応じた働き方改革を具体的に推進しています。

しかし、学校を取り巻く環境や課題はますます複雑化・多様化しており、今年度10月に実施した町立学校の全ての教職員を対象とした調査によると、与論町の4人に1人の先生が、学校の業務改善は「あまり進んでいない」と感じています。国は、教員の勤務時間の超過を月45時間以内に抑えることを目標としていますが、与論町では、まだまだこの目標を十分達成できていない状況にあります。

教育委員会は、今年度、各学校の代表者を交えて学校の労働環境の改善について協議するための総括安全衛生委員会を設置しました。教職員の声として、他の多くの自治体の学校が使っている校務支援システムを各学校に導入することや、地域の方々をスクールサポートスタッフとして雇用し、許される範囲で校務をお手伝いしていただくことを望んでいることがわかったため、学務課で検討を進めているところです。

一方、変形労働時間制については、長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的に、業務の繁忙期や閑散期に応じて勤務時間を配分する制度です。制度としてのメリットはあるものの、先生方の業務量の削減に直接つながらないものであるため、与論町においては、まずは、先生方の業務負担を減らす具体的な取り組みを優先的に進めたいと考えています。

与論町の未来を担う児童生徒に豊かな学びを保障するため、学校と教育委員会はもちろん、保護者、地域住民、その他学校に関わる全ての人々が、知恵を出し合い連携しながら、与論町立学校における業務改善が推進されるよう努めてまいります。

次に、質問の1の2です。学校や教職員の業務改善や魅力ある学校づくりについてお答えいたします。

文部科学省が今年1月に公表した、教師不足に関する実態調査によると、全国的な教師不足の主な要因は、産休・育休取得者数の増加、特別支援学級数の増加、病休者数の増加などにより、その年に必要だと見込まれる教員数に対して、実際に必要な教員数が増えたためだと述べられています。

それ以外にも、教師の勤務環境に対する風評によって、教師になることを避けるという風潮が、教師不足の要因の1つになっていることも指摘されており、それを

裏づけるかのように、臨時的任用教員の登録名簿に登載を希望する者が全国的に減っていることや、本県を含めた多くの自治体で教員採用試験の倍率が低下し続けています。

学校という大切な学びの場所を持続可能なものにしていくためには、教職員が心身ともに健康で、公私ともに心豊かな生活を維持しながら、しっかりと子供たちと向き合える状況を確立することが大切です。そのことは、魅力ある学校づくりにもつながると考えます。通常、魅力ある学校づくりは子供たちを対象にした取り組みが基本ですが、御提案のとおり、教職員にとっても業務改善を進めることによって、魅力ある学校づくりとつながります。すなわち魅力ある学校づくりは、子供と教職員、ひいては保護者・地域にとっての視点で推進することが、これからの時代にとって大切であると考えます。

まずは、学校と教育委員会が連携して、業務改善を一步一步推進していきます。業務の効率化では、デジタル通信技術の活用も推進していきます。行事の精選や効率化、地域と学校の連携の充実による海洋教育の推進、地域部活動への試行の継続による充実、教職員の働き方改革のための人材育成や人材確保、職場との連携のあり方の改善等、学校を支援できる体制整備の工夫も図ってまいりたいと考えます。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、質問の２、災害対策及び防災・減災への取り組みについて申し上げます。

本町の災害時の対応については、与論町地域防災計画、与論町業務継続計画、地震・津波に特化した与論町津波避難計画に基づき、行政・消防団・与論分遣所・避難所等の各関係者、県や国の機関等と連携して対応を行っています。また、防災・減災については、大規模自然災害等に備えた強靱な町づくりを推進するための「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく与論町地域強靱化計画のもと、町の強靱化に資する事業を推進しています。

水や食料などの備蓄状況については、平成３０年度に水や食料を１００食分購入していますが、限られた人数、限られた日数分しかなく、十分であるとは言えません。現在までに、使用実績はありませんが、数量や種類等については再検討を行ってまいります。県においても備蓄を行っており、地震・津波等で物資の調達が困難な状況下においては、県知事に対し物資の要請を行うこととなっています。

また、生活物資が長期に調達できない場合や長期にわたる避難所滞在等に備え、今後、各御家庭での備蓄意識や食料品店等で在庫を増やすなど、民間事業所を含めた検討を行ってまいりたいと存じます。

次に、避難経路については、災害時の交通機能の混雑が想定されることから避難経路の指定は行っておりませんが、逃げ遅れることのないよう、集落ごとに避難先を指定するなど、見直しを図ってまいります。また、令和2年度に各集落の自主防災組織から構成された自主防災連絡協議会が発足されていますので、各集落における避難ルートの確保について、連携して支援を行ってまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） それでは質問させていただきます。

まず最初に、学校に伴う働き方改革なのですが、実際これはもう県の教育委員会とか先生方が休みを取れない、働き方が激務だということで、どうにかならないのかということで、繁忙期以降に休みを取ると。特に夏休みというふうにかか限定されていますが、この制度というのは実際与論の教育現場と照らし合わせて実際使えそうですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 答弁の方に書いたように、変形労働時間制の方なのですが、忙しいときの分を夏休みにということですが、現在も第2土曜日とかそういったものの時間は、全部夏休みとか冬休みに第2土曜日の分を取っているというようなことで、まとめ取りというふうにとっています。さらに4月の分をというようなことを考えたりしたのですが、まずは、現実にはこれは今のところ難しいなと考えています。それよりは平常にある今多忙化している部分を、いかに考えを絞って減らしていくかということで、左側に書いてあるように水曜日をなるべく早く帰る、平常の日も業務を改善するために校務の時間をやったり、掃除の時間を少し減らしたりということで、子供と向き合う時間のために教材研究の時間を少しつくっていくと、そういう形で少し変えていける時間、早く終われるような業務改善に努めているという状況です。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） わかりました。それでは現在教職員が働いている時間の管理は、タイムカードとかで管理しているのですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） タイムカードはまだ導入していません。パソコンに記録したり、それから手書きで置いたものを1カ月間きちんとそれを、もちろんデータに落として置いているという形でやっています。今後の計画の中で、一応校務支援ソフトを利用したりという方向では考えています。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） パソコンとか記入というのは、出勤時間と退室時間を記録すると思うのですが、それは出勤した先生自身が全部記録、何時に来ましたというように登録してやっているのか、それとも校長先生なり教頭先生が本人に会って、「何時出勤ですね」と言って確認して記録を取っているのか、どういうふうになっているのですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） まず、個人が書くようになっています。それが確認されているかということですが、基本的に校長室に出勤簿がありまして、朝お互いに挨拶をしながら来たなというようなのがわかるという状況で、今は信頼関係に基づいて個人の記録にしています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 今までやはり時間外労働というか、大体8時出勤の5時15分終わりとなっていると思うのですが、それを超えた場合ですね、やはり部活動だとかテストの準備、授業の準備等でやはり残業というのが多くなるのですが、1週間なり月なりの残業時間が規定を超えた場合、校長とか教頭から月ごとにもうちょっと減らした方がいいのではないかと、早く帰った方がいいのではないかとという指導はしているのですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今のところ、この業務改善については方針を示して、町の職員、教職員全体に周知しています。そういう意味で個々への注意というよりは全体への注意も含めて、勤務時間管理をして、特に具体的に遅くまで残っておらざるを得ない教頭先生が声をかけたりしていますので、基本的に水曜日、例えば「今日は水曜日ということで、何時までには帰りましょう」といったようなのも今決めて動いていますので、基本的には教頭先生が見て、校長先生に報告する、それが多い場合には、やはり「何ですか」という声もかけたりして、なるべく続けて遅くならないような声かけは現時点で行っているということです。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 私がいろいろ聞いたところ、やはり朝、学校を開けるのは教頭先生がほとんど聞いています。ですが、中には、大体学校が開くのは7時半ぐらいからが開くようになっています。そして8時15分に子供たちが登校となっていますが、生徒の中には7時頃にもう来て「開いていない」とか、「もうちょっと早く開けられないか」という意見もありました。それはもう本当に家庭と学校が、ちゃんと8時15分までに登校すればいいんだと言っても、やはり生徒の中には部活動だとか大会が近いから、早く学校に行ってトレーニングしたいという子供たち

もいます。ですが、そこはしっかり 7 時半以降と、そういうことをしないと学校の先生はですね、特に教頭先生とかにも負担がかかるのではないかと思いますのですが、こういったことも登校時間とか部活動が終わって帰る帰宅時間、そういったのもちゃんと家庭の方にも周知、告知しているのかどうなのかお聞きします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） お答えします。

今のことにしましては、学校からも児童、そのうち小学校の子供たちの時間は、登校はこの時間にしてほしいというお願いもしています。子供たちはただ、「早く来たい」「行きたい」という子供もいて、早めから来てしまっているというのもあるようですが、なるべく保護者にも理解を示していただいて、7 時半なら 7 時半ぐらいから登校するようにといった努力や周知はしています。例外的なことはございます。

次に、部活動関係で早朝訓練をするのがあります。試合前の何日間。これはまた大事なことなので、それがあの場合には、何々部がいつからいつまでの間、朝の練習をしますということを、職員の中に諮って了解を得ながら、過度にならないように。土曜、日曜は必ず今は一日休むようになっています。やむを得ず大会に出かけた場合は、その分を休むというようなことになっていますので、現時点では土曜日曜のうち 1 回は休み、そして日曜日に万が一ずらしてやった場合は月曜日を休みにするとか、水曜日は全体の休みであるとか、その辺のバランスを上手に取って、子供にも休息を取らせて頑張れるような形というようなことを、知らせをしながらやっていると理解をしています。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） わかりました。それでは先生たちもその大会に行って、土日を使って行って帰ってくると。そうした場合、やはり受験生だとか 6 年生を持っている担任の先生だとか、あと中学 3 年生ですね。本当に高校受験を控えている方々の先生たちは、休みが取りづらいとは思いますが、そういった場合の対応はどういうふうになっているのですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 確かに休みづらいタイミングを持つ人もいらっしゃると思います。今のよう、中 3 で、部活動顧問で、生徒会担当という方にもしあつた場合、仕事の繁忙期がどうしても重なるというところがあります。そこについては大変厳しい状況ですが、土日の部活動が代替休暇を与えられないのです、鹿児島県の場合はですね。高校は大丈夫のようです。そういったことも制度的なことへの見通しもつくっていきながらですが、今現実でやれるのは、やはり無理のないように

体調管理をさせたり、必要なときはもう部活動は副顧問に任せて休んだりというようなこともしていかなければいけない。大会に行くときの授業の確保を交代したり、私の時代には今もそうしているかわかりませんが、帰ってきて月曜日の朝から英語が4時間入っているというようなことになる、その時間を前もって数学と交代を何時間かして、少し戻ってきたときに休みやすいようにするという工夫なんかも、助言をしてまいりたいと思っていますが、そういう重なりはやはりどうしても時々あると思います。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） そういった場合、やはり業務を減らすという考えからしますと、真っ先に僕なんかが思うのは、そういった大会とかに行くときに、与論町の場合いろいろなスポーツの連盟が充実していますので、そういったPTAなり地域のスポーツ連盟に振って、先生が多分1人は付いて行かないといけないと思うのですが、そこは連盟に任せて一般の方に民間で行ってもらおうと、そういった制度改革というのはできないのですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 非常に大切な御指摘です。今、そこに書いてあります地域部活動への移行というのは、これまで教師が付いて行かないと大会の引率者として認められなかったことが、地域部活動の移行によって、地域の方、連盟の方から選んで登録をして、この方がなっていますよということは試合の引率も可能になってきます。その方がどこまでやれるかということで、今施行1年目ですので、地域の方を部活動に来ていただく土日のあり方と、平日に地域の方が出て来られないかということも今一生懸命検討していますが、今の試合への参加の方針については、この形を活用して、方向としては試合の引率ができる方向でいます。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。与論はスポーツが盛んな島です。ですが、対戦相手には全く恵まれていません。対戦相手を探すために島外に出るしかありませんので、そこら辺もやはり地域と連携して、レベルアップのためには、なるべく島外の強いところと戦ってレベルアップをしていただき、そしてスポーツが強い島だということになれば、学校の魅力づくりにもつながるのではないかと、そう私は思っています。

それで、学校づくり、魅力に関してなのですが、答弁にもありました教師不足ですね。これはもう本当に与論だけにのみならず、大島郡内、鹿児島県内もそうです。この答弁の中に産休・育休という言葉が出てきていますが、与論町において産休・育休の取得率とか状況はどうなっているのか教えてください。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 率としては数字を上げておりませんが、産休・育休全て教師には適用していますので、産休が取れない人とか育休が取れない人はゼロです。今御指摘のように、その方々のために講師とか代替教員とか臨時的任用教員とか呼び方ありますが、その対応の中にも指摘があるように、やはりいい意味で、共に男女共同参画という社会を目指して働きやすいようにするために取っていることなので、そのことからして人数が足りないというのももちろん承知です。それから男性の育休取得も今ぼつぼつ進んでいるが、先般の南日本にもあったように、まだ理解が促進されていない面もあるということです。関連して申し上げました、すみません。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） 私も新聞を読みましたところ、鹿児島県教育委員会によりますと、2020 年度ですが、育休取得率は男性教職員で小中学校は 3.5%、高校とか特別支援学校の県立学校においては 5.2%、県教育委員会の事務局職員に対しては 0%という数字が出ています。この原因としてはやはり取りづらいつと。周りの人が取ってくれば取りやすい、上司からの命令があれば取りやすいとそういったのがあるのですが、じゃあ誰が先にやるんだと、1 人 2 人出たところで、ああ、休むんだみたいな目で見られると、なかなかやはり取りづらいつ。そうなるそれが原因になり、教師不足。教育に関わる人たちの人手が減っていくというのは目に見えているのですが、この時代はやはりもう本当に育っていく、持続可能なことをしなければ絶対学校に対しても持続はできていけないと思っています。ですから、与論町においても教育長なり校長、教頭の方から、育休取るときは、先に声をかけて先生たちに取りやすい環境整備をしてほしいと思うのですが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 全く同感であり、新たな新しい考え方のもとにもとづいた正しいあり方だと思います。これからの持続可能な社会づくりのために、教職員の方もですが、地域の方も共にそういうことの理解促進をすることが大切だと感じます。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） わかりました。それではちょっとまた質問を変えさせていただきます。今度は教職員、先生の確保も大事なのですが、先生の質がどのようになっているのかというのをお聞きしたいと思います。現在、免許更新制がなくなって、先生たちの資質向上というのに対して、教育長は免許更新制が廃止されることに対してどうお考えなのか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 免許更新制の廃止は大賛成です。出たときからあまり意図のない経緯がありましたので、それであればほかの職種も全てそういう免許を持っている人たちはやるべきではないかという発想に立っておりました。よって大事なことは、日々の研修やらそういったものをきちんと継続して年次的に行う。ちょっと文言を忘れましたが、そういう研修制度のあり方の連絡が来ています。だから20代であればこのような初任研と何を2年目、5年目を通して、今実際には初任者研修、2年目の人権同和研修、5年目の研修、10年目研修というのが時間を追ってあります。そういったものの段階的な研修と同時に、もう一つ今進められていくことは、自分の研修歴を蓄積して、何と何を勉強していったというものを蓄積していく研修制度をやっていこうというところがありますので、そのあたりも教職員の質の低下にならないようにしていかなければいけないと思います。残念ながら、その採用試験においては、教職員への成り手が少なく、倍率がぐっと下がっています。新聞に載っているように御存じだと思います。そして仕方がないというか方向性の中で、65歳定年もありますから、その後に向けた質の高い先生方なるべく多く採用するために、54歳までの年齢で採用試験を受講できる。一般やら県教委をいったん終わった方々を、優秀な人を採用できるシステムに、2023年に実施をする方向で新聞の方には研究の発表がございました。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 現在、もう本当に学校のデジタル化が進み、GIGAスクール構想が進みますと、やはり申しわけないですが、年配の方々に対してデジタルというのはちょっと使いづらいのかなと、そういうのを思っています。そうするとやはり若い先生、特に30代40代の先生が必要になってきて、人数が少ないと鹿児島県内でも取り合いになってくると思います。そうなりますと、いかに魅力をつくり、与論はこういうことをしていると、先生の教職員の業務環境だとかそういったのもちゃんとしているよとなれば、先生たちにとって魅力があれば、若い先生も与論に来ていただいて、今あるデジタル化に対しても対応は早いのではないかなと思っています。GIGAスクールでもデジタルを使わなければ、本当に宝の持ち腐れとなりますので、現在与論町において、GIGAスクールの整備状況はどのようなになっているのか教えてください。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） GIGAスクールの整備状況というか、端末タブレットは全部学校に配布をしてありますので、あとは個人的に全部配布するかどうかというところで、今家庭で、Wi-Fi環境が整っていないことに対する支援をどうするかとか、できるだけ家では持ち帰って記録したものを使ったりとか、できるところは

やるのですが、現時点ではそういうところになっていますので、一応整備は済んでいます。学校の方でもW i - F i を設置する方向でもう動いています。校務支援ソフトも令和4年度で整備をする方向になりますので、今おっしゃられる今度は教職員の資質向上という視点では、やはりまた出ますが、研修というのをしていかなくتهいけないと思います。これは、私たち高齢化ですが、町全体の高齢者の i P h o n e を使うというデジタル化に対応したさまざまな能力を高めるためにも、昔公民館でやりましたパソコン教室というのがありましたよね。 i P h o n e 、スマートフォン教室というのも今後ニーズにあわせては必要になるのではないかなというふうに思っています。要するに危ない i P h o n e の使い方をしないことも含めて、L I N E の入り方、そのL I N E のつくり方もなかなかついていけないですよ。そういったことも含めて、教師の技術能力も含めて考えていかなければいけないだろうというふうに、研修面では考えています。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） 私も周りにやはり高齢者、70代80代といいますと、携帯を見てもスマートフォンではなくてガラケーを持っています。ガラケーもあと2、3年したら3Gが使えなくなって、廃止ということになっています。周りが本当に無理やりスマートフォンにしようという流れになってきていますので、これに対してやはり大人とか学校の先生が対応できないことには、子供たちにも指導できないし、フィルタリングにかけたりとか守ったりすることができません。だからといってスマートフォンばかり、デジタルにばかりに偏ってしまうと、アナログ的なものも疎かになっていって、全く人間関係、コミュニケーションが取れなくなるのではないかなと思っています。しかしながら、子供たちの方はやはりスマートフォンの使い方は上手です。いろいろなアプリも知っています。本当に自分たちで授業をやるうと思えば、スマートフォンから見て、日本全国に持っている大企業のユーチューブを見ながら勉強するという人もいます。ですが、やはり学校があるからには与論でその先生と面と向かって話しながら、本当のことを腹を割って話しながら勉強だけじゃなく、人間としての人間形成も大事になっていくのではないかなと思っています。ですが、本当にデジタルに対していろいろ勉強しろというのは、今から60代、70代の先生方に対して、ちょっときついなと思います。1校ずつ学校で必要な部分はちゃんと研修をして、レベルアップをしていただきたいと思います。

それと、またほかに私が考える教師不足は、やはり先生が住むところですよ、住宅についても、なかなか与論だけではないです。今、私は叶に住んでいますが、叶のそばの住宅は、高校の先生が2人ほど住んでいますが、高校の生徒たちから

は、「お化け屋敷だ」なんて言われているところがあります。何とか県の職員の方にも言ったのですが、返ってくる回答は「検討します」若しくは、「いや、与論よりひどいところはあるんだよ」と、そういうことを言っておりました。住むところがないのに先生が来るのかと、ましてや住民、島民が住みに来るのかと考えると、まずそれはあり得ないと思っています。私の身内にも鹿児島県内で2人ほど小学校と中学校の先生をやっている方がいます。聞いたところ、与論と違って山の中に先生の住宅があって、そこに行ったところ、真冬には雪も降るし底冷えもする。とてもじゃないが住んでいられないというところもあります。しかも本当に教職員住宅ですので、昔ながらのつくりです。僕の身内は家族4人です。男の子と女の子が1人ずついます。その子たちもやはり友達を家に呼んで一緒に遊びたいという気持ちはあるのですが、なかなか呼べないと。私のうちにはお友達は呼べないというのを言っておりました。ですから、本当にこの与論町における住宅問題というのは先生だけではないです。ほかの全部にかかっていると思うのですが、できれば今、叶住宅、朝戸住宅が建設中です。町からも補助なり何か出して、教職員住宅をつくっていただきたいと思っていますが、いかが考えていらっしゃいますか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） そのとおりだと思っています。できるだけやりたいと思っているのですが、バランスを取りながらしかできないので、なるべく先般の審査委員会でも申し上げたとおり、丁寧に補修できるところは計画的にあるいはその都度一生懸命やりながら、その方向に向かってはまいりたいというふうに思っています。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） よろしく願いいたします。

それと、私がいつも懸念しているのは、もう何十年前からですが、僕なんかの頃からそうだったのですが、中学生の大体10人ぐらいが島外の高校に行かれるのが多いです。聞いたところ、やはり自分の学力を上げるためだとか、スポーツでもっと上にいくためだとか、そういうことを聞きます。中には友達が行くからついていくという方もいらっしゃいましたが、中学校に何人いても、大体毎年10人ぐらいやはり島外に行くようになっていますが、行くなとは言えませんが、本人のためですので。それを考えると今後与論町において、中高2学級存続ということを掲げていますが、それもちよっとまただんだん厳しくなるのではないかと思うのです。ですから、今、中高一貫となっていますが、できることならば幼稚園から、幼稚園、小学校、中学校、高校の一貫教育というのを考えてみてもいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） これは、教育委員会ということへのどうですかということですが、できる限り地域の活性化、将来の方向性ということで、努力を続けて三校鼎立の方がよかろうというふうに私自身は思っています。ただし、その延長線上でおっしゃるように小中一貫で、小中高一括した併設校にするかとか、小中で行うかとかいうようなことについては、中高の併設型が望ましいのではないかと。あと何十年後かしたときに、教職員の定数関係、教育の質、例えば今中学校で行われる免許外担当の先生は4人います。これを今解消して少しでも専門科が入るように、美術も家庭科も技術もいらっしやいません、免許外の先生方が教えている状況。それが悪いというようなイコールでは結べないのですが、やはり専門が教えるのでは違うという発想に立って、よって中高を将来的には併設型にして、同じ定数で取ったら高校にいる美術の先生が中学校を教える、与論中学校にいらっしやる高校までの免許を持った音楽の先生が教えれば、定数が両方で1人ずつ取るだけで両方全部解決していくというのもあります。それに、今の乗り入れとして派遣している行ったり来たりする時間の手間を省けば、同じ敷地内にある学校で時間割をピシッと切れれば、同じ時間でぱっと職員室から出ていけるというようなことも考えるので、将来型としては中高を存続して魅力ある形にするにしても、中高を一緒にして、小学校はなるべく人数を確保していくということによって、教師の確保、人口増、全てにおいての建物を使用できるということも、校区1つの将来的な公民館への活用も考えられますので、私個人としては、今のところはそうように考えています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 今、学校あり方委員会というのもありまして、実際、生徒数の激減でどうするのかという話も出ていますが、ここで本当にじゃあ少ないからやめるとするのは簡単です。財政的にもその方がいいと思いますが、小学校1つが地域になくなりますと、その集落のつながりというのになくなります。また、そこのお住まいの高齢者だとか地域の人たちとのつながりが全くなくなってしまいます。それこそ過疎化が本当に進んでしまう、そういった心配が尽きてなりません。そのためには、やはり学校に対して、与論の学校がほかのところから魅力があると、是非行ってみたいという学校づくりをしていかなければならないと思います。そのためには、やはり教育現場における働き方改革ですね、先生たちをはじめ子供たちのために、働き方改革というのは子供たちのために、子供たちの未来につながるためにある制度だと私は思っています。先生たちが良くなり、それがまた子供たちに普及していくと。そうしなければ、先生不足の問題や生徒不足というのでも解決はできないと思っています。そのためには、学校や教育委員会に全部押しつけるのではなく

て、PTAをはじめ地域、家庭が同じ教育目標を共有して、役割分担をしていき、お互いを理解しながら教育を進めていくということが大事ではないかと思っています。やはり未来を担う子供たちをつくりあげるのは、学校だけではなくて、家庭とか地域だと思っていますので、そこら辺はまた学校のために、地域のためだと思い、子供たちのためだと思って精進していただきたいと思います。

そこで、最後はまたほかの議員からも出ると思うのですが、与論高校の校長先生が先ほど新聞で、第19回学事出版教育文化賞で優秀賞を取っています。その題名が「与論高校はなぜ定期考査と朝課外をやめたのか」という題名で優秀賞を取っています。これは、今まで数字で伸ばしてきた評価というのをなくして、朝単元で受けて、その単元で評価すると。メリッ的には生徒たちも自分で学ぶと、主体的な学び、自己管理能力を育むというのが狙いだと聞いています。ですが、親として聞いたところ、1年生はいいかもしれないですが、3年生、特に受験を抱えている人に対しては、やはり自分が高校、大学を受けるときにどこの位置にいるのかと、自分は全国何番目にいるのかと、ここの高校を受けるときに自分は何番目にいるのか、大学を受けるときに何番目にいるのかというのは、なかなかわかりづらい制度になっています。ですが、それは本当に島外の予備校の統一模試だとかを受けて、自分の立ち位置を実際どこにいるのか、学力はどの程度かというのをそこでしかわからないのですが、人間性ですね、自己の管理をするという根本的なことを考えれば、この朝課外とか定期考査をなくすというのは、1つのおもしろいやり方、これも与論高校の魅力の1つではないかなと私は思っています。ですから、ほかのところがやっていないことを是非とも与論町としてやって、島内外に発信していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、2番の質問に移りたいと思います。2番目の災害対策及び防災・減災についてなのですが、この前、津波警報が出まして、私もその津波警報が出される4時間ぐらい前にテレビの方で見っていました。トンガの方で大規模な噴火があったと、しかも津波の心配はないと、そういうふうにテレビで流れておりましたのでほっといて、12時頃までテレビを見ていたら、突然防災無線と携帯が鳴りまして、津波が来るというふうな警報が出ておりました。津波が来るので逃げようかと思ったのですが、そのとき思ったのはやはり高齢者の対応です。私の父親もいびきをかきながら寝ておりました。本当に起こすのも悪いなと思いながら、津波が来るから起こそうと思って起こしたら、「どうしたんだ、何があったんだ、誰か救急車で運ばれたのか」と真っ先に聞いてきました。「違う違う、津波が来るんだ」と、だから「逃げよう」と言ったのですが、住んでいるところが叶という場所もありまして、ある程度高いところにありますので、「こっちまで津波が来たら全部濡れる

から、別にいいのではないかと本人はあつけらかんとして言っておりました。そこで自分もどうしようかな、取りあえずハジピキパンタぐらいまで行こうかなと思ったのですが、ハジピキパンタも渋滞、高校の前の叶住宅をつくところの車がいっぱい、道路にもはみ出ているというのを見たときに、これは逃げられないなと、取りあえず家で待っておこうと待っておりました。そして東区のおやじさんのところにも電話をしました。東区の方は昔から大金久の方から津波が来て、今ある朝戸のコインランドリー、あそこら辺に津波が来たんだという話を昔から聞いておりました。それが心配で、万が一があつたらいけないなと思って電話して、自分ももしかしたら災害に遭うかもしれないですが、一応助けに行かなきゃという気持ちで電話をしました。本人が出て「津波が来るけど、今だったら助けに行けるから迎えに行こうか」と言ったら、一言、「そういうつまらんことで電話をするな」と言われて切られました。本当に思ったのが、そういった方々をじゃあどうやったら助けに行けるのかなと。結局、独居老人とか本当に言うことを聞かない、耳が遠くて寝ている、うちの防災無線は家中響くぐらいMAXで音を鳴らしています。それでも気付かないと。そうなった場合、こういった高齢者とかにはどう対応したらいいのかと考えましたが、なかなか思いつきません。ここで副町長、こういったときにはどう対応して、どうやったら津波が来ている、危険があるということを知らせることができるとお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘のとおり、本当に高齢者あるいは私はそのときに、慌てて役場の方にはせ参じたわけなのですが、そのときに消防団が集まっておりましたが、その消防の方々に助けに行けということはさすがに言えませんでしたし、また行ってはいけないということのようでしたので、そういうふうなことを考えるとやはりどうしても家族同士、あるいは隣同士、互助・共助ということが大事じゃないかなと思います。台風とかでしたら時間がありますので、また進路がわかっていますので、消防団の方々がずっと回って車で連れてきてくださいますが、なかなかそういうことは本当に難しいなということを改めて感じたところです。避難経路につきましても本当に先ほどお答えしたように、避難先を指定して、そこにどういう順序で行くのかということをまだ決めてはいませんが、集落ごとにまた話し合いをしていく必要があるなということを反省したところです。ちょっと考えますと、昇竜橋のところから避難したいと思うのですが、向こうで崖崩れがあつたときにはどうしようとかですね、なかなか指定するということもよく慎重に考えなければいけないなというふうなことを今思ったりしながら、話し合いをしてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） 今、町長の答弁にもありましたように、やはり助けに行くということを考えますと、公助・共助。もう一つ加えて言い出したのが自助です。万が一助けに行ったときに、自分が二次災害に遭ってしまう危険もあります。そういった場合は、もう行かないというのが本当に大事じゃないかなと思っています。実際、東日本大震災でも助けに行って津波にのまれて二次災害に遭ったという方もいらっしゃいます。それを考えるとやはり即決判断ですよね、自分に何かあった場合のことも考えて行動するというのが一番だと思っています。それにすると、最近本当に地震というのが多いです。前あったのは、小笠原諸島の福德岡ノ場の地震の場合は津波は来なかったです。来たのは軽石だけです。軽石でもえらい迷惑を与論町は被りましたが。そのほかにも口之島とかトカラ列島の噴火が相次いでいます。最近では3月8日にパプアニューギニアのマナム火山が噴火しています。このときは噴煙は、海拔高度1万5000メートル以上に噴火しています。ちなみに今日、朝6時頃、フィリピン諸島のルソン島の沖合でもマグニチュード6.7の地震が発生しています。震度的に言えば3とか4の震度程度だと言っておりましたが、津波の心配はないと言っておりました。ですが、1回経験した僕からいうと、津波の心配はないとネットとかテレビに出たとしても、本当に来ないのかなというそういう心配はあります。ですが、与論町もこういった津波災害とか防災、こういったのが出た場合、名瀬観測所とか気象庁とかと連携して災害対策を出すと思うのですが、与論町独自で災害とか津波が起きた、地震があったというときに出す防災のマニュアルとかというのはないのですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

いろいろな災害があると思いますが、特に自然災害につきましては、気象庁から直接町独自の受信受令システムというのが、そういった端末がございます。これは、常日頃から奄美群島内のそういった状況の変化がある場合は発信されているものです。県からも同じようにあります。

もう一つは、Jアラートといいまして、これは通信衛星を使った瞬時のシステムなのですが、これは、特に武力攻撃だとか地震とか津波、すぐにやって来るものみたいな、そういったすみ分けで利用されていますが、町としては、そういった情報を受信して、ここから再度与論町のマニュアル、地域防災計画あるいは津波に関しては避難所計画というのが策定されていますので、そういった計画書に基づいて対応しているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。それでは、この答弁の中にも平成30年度に水や食料を100食分とありますが、避難所が一応砂美地来館ということになりますと、砂美地来館のMAXの避難人数は何人と想定していますか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 砂美地来館につきましては、前回までは地域防災計画の中で、収容人員は895人ということです。しかしながら、コロナの対応ということで、県からもそういったゾーン分けといいますか、対応マニュアルがありまして、約104人ぐらいが収容人数となっています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。それでは、避難所というところは学校なり公民館、そういったところも指定していただき、そこに備蓄もお願いしたいと思っています。それと、万が一、本当にいつも考えるのは最悪の事態が起きた場合どうするのかと、私はいつも考えるのですが、万が一台風が来ているときに地震が起きて津波が来た、道路が寸断されて電柱も折れている、そういった場合の避難経路、避難の仕方、そういうのも1回町民全員が理解できるようにしなければいけないと思っています。そして、できれば島民で半日でもいいです、全員参加の避難訓練というのをやるべきではないかと思っています。そうしないことには、また津波警報が来たときに渋滞を起こし、逃げ場がない、どうしても行けない、足の悪い方は歩いても逃げられない。そういった場合の対処とか問題点が浮き彫りになると思いますので、是非とも、そういった災害対策のやり方というのを今一度見直してほしいと思っています。

最後に、本当に昔は地震雷火事親父とよく言ったものです。こんなことを言うといつの時代の人と言われますが、本当にこれは怖い順番です。地震なんていうのは本当にいつ来るかわかりません、予測もできません。台風はネットがある関係上いつでも見られます。発生する前からわかりますが、そういったことを考えますと、やはり災害は忘れた頃にやってきます。今からそういった準備をちゃんと整えて、何が起きても対策をしておけば防災・減災につながると思いますので、是非とも、災害はいつ来てもいいように、対処できるようなまちづくりをしていただきたいと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君の一般質問を終わります。

次は、3番、林敏治君に発言を許します。

3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 初めに、NPO法人メッシュ・サポートの小型飛行機が訓練中

墜落したとの知らせがあり、衝撃を受け、残念でなりませんでした。これまでに多くの患者の搬送や医師の派遣など幅広い活動を行っています。活動実績といたしましては、7年間で339件、昨年2021年度の3月時点では141件、そのうち与論町は12件の搬送を行っています。この場を借りて、お亡くなりになりました方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、東日本大震災の発生から11年となる3月11日に、福島県主催の東日本大震災追悼復興記念式が行われ、本町においても1分間の黙とうが行われました。この場を借りて、謹んで犠牲になられた多くの方々の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の方々や今もなお避難生活を余儀なくされた不自由な生活を送られている方々に、心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。

さて、先日南太平洋のトンガ諸島で、1月15日に発生した海底火山の大規模噴火による影響で、気象庁は当初トンガと日本列島の間の海域で大きな潮位変化がなかったため、若干の海面変動はあるが、被害の心配はないとしておりました。ところが15日の夜になって、奄美市の小湊に1.2メートルの津波が観測されたため、一変して警報や注意報を夜中に発令をいたしました。奄美大島5市町村と喜界、徳之島、天城、与論の10市町村、計4万9338世帯、8万9000人に避難指示を発令しました。奄美大島では約1,600人、徳之島は少なくとも200人以上が避難所に身を寄せました。特に奄美大島では車で高台に逃げる人も殺到し、渋滞を起こしました。警報は16日午前7時半に注意報に切り替わり、午後2時に全国に出ていた注意報も解除されました。鹿児島地方気象台は、16日未明に会見を開き、地震に伴う通常の津波とは異なる海底火山の噴火で津波が発生したのは、観測史上初めてと見られるということです。

それでは、通告書に基づいて一般質問をいたします。

1 大津波発生の危機管理対策について

- (1) 先日、トンガ沖で発生した大規模海底火山噴火の影響で奄美群島などに津波警報が発令された。本町においても町民が大変な警戒と緊張感の中で、不安な一夜を過ごした。津波発生の対策は避難行動の周知を徹底し、明確な高台など避難場所への指示や迅速かつ適正な対応が求められる。今後、大津波の発生に備え、大規模訓練を実施し防災対策及び危機管理体制の強化を図る必要があると考えるが、町長はどのように認識しどう対策を講じる考えか。
- (2) 大規模な自然災害が発生したとき、役場の役割は町民の命と安全、暮らしを守ることであるが、子供や高齢者をはじめ、障害のある住民を守るため、地震、津波から避難させるためには今後どのような対策を講じていく

考えか。

2 漂着軽石の有効活用について

- (1) 本町に軽石が漂着してから、多くのボランティアや団体組織等による除去作業が行われ、海岸線一帯が徐々に回復してきたが、回収した軽石の山をこのまま放置しないよう、宝の山に有効活用して再利用できるよう方策を検討する考えはないか。

以上伺います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答え申し上げます。

まず第一に、大規模訓練を実施し、防災対策や危機管理体制の強化を図る必要があるのではないかという御質問でございました。お答えいたします。

1月16日未明、津波警報の発令を受け、多くの方々が高台に避難されました。行政の対応として、避難指示の発令や避難先、避難所開設等多くの課題を痛感したところです。今回洗い出された課題や反省点を踏まえ、大津波の発生に備えた与論町津波避難計画、与論町地域防災計画、与論町業務継続計画等各種計画の見直しを図り、逃げ遅れや町民の混乱を招かない体制・対策強化に努めてまいります。

大規模訓練については、令和4年度に大津波を想定した町全体の訓練を計画しており、各種関係機関、団体、国の機関を含めた効果的な訓練を実施し、新たな課題・問題の精査を行いながら防災対策及び危機管理体制の強化に努めてまいります。

次に、高齢者や子供をはじめ、障害のある方の避難についてです。

先日の津波警報を受け、地震、津波から子供や高齢者、障害のある住民等の要援護者を避難させるためには、身近な人たちがお互いに助け合う互助・共助によることが改めて重要だと痛感しました。もちろん、自助もです。

これまで、台風時において要援護者については消防団の車両により避難所へ避難されている方もおりましたが、地震や津波等の大規模災害発生時において、津波到達までの限られた避難時間においては、要援護者の近隣住民が避難の支援を行うことが最も迅速で有効的な避難手段であると考え、各集落の自主防災組織が極めて重要な役割を果たすと考えています。

各集落の自主防災組織から構成されている自主防災連絡協議会を通じ、支援を必要とする要援護者の抽出及び要援護者の個別避難計画の策定を支援していくとともに、町民一人一人の防災意識の啓発を行い、自助意識の啓発とともに要援護者について周りの地域の方々の理解を深め、隣近所の支援の必要な方々を自分たちが避難すると同時に一緒に避難できるような互助・共助の体制づくりに努め、町全体的な防災に対する機運を高めてまいりたいと考えています。

次に、軽石の有効活用についてです。

令和3年10月13日に本町への軽石漂着が確認されてから、現在まで約8,000立方メートルの軽石を回収し、与論町地域福祉センター西側の町有地に仮置きをしています。回収した軽石の有効活用については、堆肥への利用や軽石を利用したオリジナルのプラスチック商品の開発、園芸資材への利用等、専門企業や団体のアイデアを伺いながら、費用負担を含め実現可能か検討を進めている状況です。また、全量の有効活用、再利用が難しい場合も想定し、最終手段として埋め立て処理の検討も行っています。

今後も、継続した回収を進めながら、有効活用・再利用方法を検討し、軽石の山を放置しないよう進めてまいりたいと存じます。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） それでは、関連事項の質問をいたします。今回の津波発生の影響で、職員の避難対応の行動また関係機関等の連絡というのは十分であったのか。またどのような行動をとったのか。そして避難所、避難場所の状況はどのようなものであったかお伺いをします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今回の場合は、台風とかにつきましては、職員もある程度対応策というのは事前にわかっているところではありましたが、夜間であったということと突然の警報音ということで、職員につきましては、特に総務企画課につきましては、すぐに役場に集合をしまして避難所開設の準備だとか町民への放送とかそういったことを対応しています。

避難所につきましては、各課長会のLINEを通じていろいろとお願いし対応していますが、反省点としてしっかりとした機能ができていないという反省がございます。いろいろこちらの方もその当時のを受けて反省会をもったのですが、かなりの課題が上がってきています。

避難状況についてなのですが、こちら側の情報としてまとめてあるのは、砂美地来館、多目的屋内運動場、総合グラウンド、那間公民館、役場、福祉センター、与論中学校ということで、避難した方々については名簿を記入しています。その名簿でいきますと203人ということです。ただ、避難所にその施設には入らなくて車の中にいらっしゃる方とか、いろいろな方々がいらっしゃいまして、なかなか把握できない、どの程度の方が車の中にいらっしゃってというのもなかなか難しいところだったのですが、100台以上とかそういったところでは聞いていますが、そういう避難状況と聞いています。なかなか今回このような状況を受けて、この防災体制のあり方とか避難所のあり方とか、避難経路の問題とか、役場職員の対応です

ね、もう1回しっかりとすみ分けをとって対応をしていく必要があると痛感したところですよ。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 今回のやはり教訓からですね、役場職員の役割が一番重要ではないかと思います。特にこの夜間に発生した地震、津波というのは、これは逃げるのが精一杯です。しかしながら、やはり町民を守る役場職員というのは、もちろんこれは逃げてすぐ庁舎に向かっていろいろな対策を講じるということも大事ですが、それまでに役場の夜間の訓練、職員の訓練、また横の連携、連絡が取れない方もいらっしゃるのかいろいろありますので、是非、この夜間の訓練を実施していただきたいと私は常日頃考えていますが、町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 言われるとおり、本当に今度は急な津波で、みんな右往左往したという反省から、いろいろと反省点を洗い出しながら、夜間訓練が必要であるということも重々わかりますので、あるいは全体的な訓練計画、避難訓練も実施しながら、今後進めてまいりたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） その次に町民の大規模訓練というのも、先ほど南議員からもありましたように、やはり各関係者あるいは自治公民館、あるいはいろいろな関係する方々と協力し合って、前々から大規模訓練をしてくれというふうに、いつも提案をしているのですが、各集落の自治会の防災組織があるようですが、これは私は訓練しているのかなと思って、聞くとなかなか訓練はできていない。そういうことも考えて、やはり危機管理というのが非常に薄いですね。一般住民も全く今回の津波で、私のところはもう津波は来ないとか、まさか与論に津波が来るものとか、やはり自己認識不足ですよ。そういったことも考えたときに、役場の町民への周知徹底というか、認識とか意識をやはり植えつけるためには、これはもう訓練が一番大事なのです。副町長、うなずいておられますがいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 先ほども総務企画課長、町長の方からも御答弁があったとおりだと思いますが、やはりこういった防災の組織を動かすに当たって、核になるのはどうしても役場の職員であろう。しかし、人命を救助する立場になると、林議員は前に公民館長もされた経験もおありなのですが、実際に動けないのですよね。これは与論の普段からの生活の形態にも、僕は少し問題があるのではないかと。これだけ核家族化が進んで、親と分離した生活をしながら、いざというときに全て救助が行政任せ、あるいは地区防災任せというのはいかがなものなのだろうかと。普段

から家族あるいは近所の方々、要するに互助・共助の中でそういったのを普段からやはり認識をしていくというのも、最も大切ではないかと。大変ありがたいことに、与論はまだ小組合長制度というのが残っていて、お隣近所の状況というのがよく把握ができていっているシステムになっています。そういった中でいざというときの対応というのを、それぞれの地区、それぞれの地域においてやはり認識をしておく必要がある、確認をしておく必要があるというのを痛感させられました。この間の緊急発令の後に、消防団あるいは分遣所の関係者が集まって、何が足りなかったのだろうか、どういうことで災害が防げるのだろうかというのも話し合いをもっています。役場としては、これで大丈夫だというふうに思っていたのですが、ほとんど機能をしなかったです。ですから、そういったのを反省にしながら、より効率的な組織づくりをやっていく必要があると考えています。町民全体で、全てを災害から守るというのは不可能だとは思いますが、減災につながるような対策を何とか考えてまいりたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 先ほどその避難場所とか避難所というのは、大体203人でしただけ。これは砂美地来館ではなくて、全体あわせての203人ですね。そうすると、開放された施設というのは、もう高台にある施設が一番重要だと思います。砂美地来館といっても恐らく茶花市街地の方々が続々と避難されると思いますが、しかし、台風の場合はそういった避難所に避難されます。しかし、津波とか一刻を争う津波なんていうのは、もう車で逃げるしかないですね。その自己責任といいますか、先ほど町長が言われました一人一人の命を自分で守るのが一番ですから。ですから普通何か聞くとところによると、歩いて高台に逃げるというのが基本らしいですね。ところが与論の場合は渋滞ももちろんあったと思いますが、やはり海岸線一帯の方々は一瞬を争う時間ですから、これはもう車で逃げるしかない。ましてや親せきや体の不自由な方、高齢者の方々にはもう声もかけられないし、自分で逃げるしかないというふうに、やはり非常に深刻な問題だと私は思います。ですが、役場の方々の役割については避難所もしかり、やはり避難場所。その高台への場所は、やはり明確なその指示というのも一番重要だと思います。そしてその渋滞にならないように誘導するとかいろいろあると思いますが、その高台への意識というのをどのように考えていらっしゃるか、町長にお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御承知かと思いますが、与論町には防災マップというのがございまして、そこに避難所の一覧表がございまして。距離、海拔の表示もありまして、0から5メートル、5から10メートル、10から15メートルというふうに色分

けをしてありますが、改めてそれをもう一度配布をし直して、もっとずっと町民に意識付けをしていかなければならないなということと、また各地点、地点に、必要に応じて海拔表示をしていく必要があるなということ、改めてこの前の反省会を通しながら考えているところです。できるだけの人たちが自分たちで避難しなければならないということ、そして避難の手段もどこを通過してどうして自分の命を守るかという意識付けを、今後していかなければならないなということをつくづく思うことでございました。本当に急な避難でみんな右往左往したということで、大変申しわけなかったなと考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 今町長が答弁したとおり、そのハザードマップには標高の表示、避難場所への掲示といいますかね、そういった日頃からのやはり町民の意識を高めるためには、一番は、日頃からのそういった役場職員の配慮が重要だと思います。私はそのときに夜中に高台の中学校付近、ハジピキパンタ、高校、選果場、那間関係をちょっと回ったのですよ、どういう状況かなと思ひましてね。確かに渋滞もされていたところもありますが、やはりみんなその高台の方に全員集まっているのですね。そして道路も両脇に全部車が停めてある。そうしたときに考えたことは、長時間にわたり注意報が全くどうなっているのか、解除されているのか解除されていないか、全く解除されなくて、その夜中の長時間というのはもう大変な車の中での生活というふうに考えたときに、やはりトイレですね。これは長時間にわたるトイレというのが、男性と女性とはちょっと違うのですが、そのトイレの確保というのがまた一番重要になってきます。そこで、中学校あたりには恐らく開放するならば、道路側から入ってやれるところもあるし、選果場であれば、また選果場の外部に取り付けてある。例えば、また多目的運動広場「ゆいランド」のサッカー場には2カ所ぐらいある。そしてまた第2グラウンドのところには、1カ所外部のトイレがあると。ところが、砂美地来館の東側からの入り口あたりに、昔から全く使えない公園のトイレがあります。そして橋も、全く通れない橋ですね、あれ橋というのですか、何というのですかね、向こうはもう通行禁止になっていますよ、今。なぜあそこを早めに整備してもらえないかなと、いつも私は見ているのですが、そのあたりは教育委員会かな、ちょっとそのあたりの考え方をちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（高田豊繁君） 川上生涯学習課長。

○生涯学習課長（川上嘉久君） ありがとうございます。ただいまの御質問ですが、私の方も気になっているところでございます。施設としては今現在閉じていまして、夜間に子供たちがそこを利用しないようにということでトイレの方も閉じておりま

して、あと橋の方も、また今後どのようにしようかということで考えていますが、現在のところ予算の方も立てておりませんので、今後また検討してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） やはり夜間には大変危険な場所です。早急に対策を講じていていただきたいと思います。

それと商工観光課長にも予算委員会で質問をしましたが、今度ハジピキパンタに駐車場を取得するようですが、その駐車場辺りに、その周辺または叶住宅、町営住宅もできますし、また給食センターもできると。そしてハジピキパンタもまた観光拠点として駐車場もできると。そういった高台に足並み揃った場所があるのですよ。そういったことから考えますと、やはり公衆トイレが必要ではないかと思えます。そしてまた高校生の通学路でもあるし、また中学生の通学路でもあると。特に女性の方々はトイレを利用するわけですから。そういうことを総合的に考えた場合に、あの辺りにやはり公衆便所は必要ではないかと、今もヨロンマラソンの外周、ちょうど海岸線一帯の外回りのマラソンコースにしかありませんから。そういうのも少しは考えていただいて予算を組んでいただいて、今後設置する必要があるのではないかと思います。商工観光課長どうですか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらで新年度に622平米を用地購入で計画しています。そちらの方の取りあえず駐車場の整備ということで考えているのですが、トイレも確かに必要だと思います。しかし、その面積がどうしても小さいものですので、今後はまた利用状況を見ながら、また各予算等ありますので、各課の予算とかいろいろあると思いますので、考えながら進めていければなというふうに考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 私がこれほどまでに強く言っているのは、もっと利用価値があるのです。与論の一番の発祥地であるハジピキパンタ、ここはシニグクの聖地だそうですね。そうしたときに、やはり与論島の一帯を見渡せるところですよ。私も向こうに行って与論島のいろいろな風景を見たときに、すばらしい場所だなと思えます。そうして考えたときに、今後提案されている納骨堂建設、こういうのもあの辺りに先祖を敬うところで、やはり見渡せるような高台に私は建設をしたらどうかというふうに考えています。これはもう私の考え方ですから、町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御提案をいただきました。今後また検討委員会で検討してまい

りたいと思います。場所につきましては、本当に一カ所がいいのかあるいは各墓地で考えるのか、いろいろ意見があるかと思いますが、ここで一存では答えられませんが、参考意見にしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） たくさんいろいろ考えて質問はしようかと思いますが、この辺で一応津波に関しては終わりたいと思いますが、それと避難所についてなのですが、避難所は障害者の方々や体の不自由な方々がいっぱい避難されると思います。そのときにやはり障害を持った方々、歩けない方々は車椅子とか歩行器とか、そういうのが常備していないとなかなか避難できません。というのは、先日避難したある施設のところが、車椅子で車に乗せて避難しようとしたところが、その施設には車椅子がなかったと。それで帰って、また施設から取り出して持ってきて、また乗せて、相当時間がかかっていますよね。こういうことは前々から私は一般質問で言うのですが、避難所にはそういった生活弱者というか、足の不自由な方々がいっぱい来られると思いますから、これは車椅子とか歩行器などを常備してくださいというふうにお願いしてあるのですが、そういったのはどうですか。町民福祉課長はどうお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） まさに御指摘のとおりだと思います。普段、今までは台風を対象にした考え方が強かったものですから、そういった避難をされる方々につきましては、福祉センターの方に避難してもらうような形をとっておりました。砂美地来館の方では、確かにそういった障害のある方々への機材等がちょっと不足している面は確かにおっしゃるとおりでございまして、今後やはりいろいろな災害がある中においては、そういったいろいろなことを想定しなくてはいけないのかなというふうには感じています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） それと各集落にまたいろいろな常備する倉庫などを設置して、避難に対するいろいろな機器を、また公民館のコミュニティ事業を利用して、いろいろな災害に対する常備の設置を今後やる必要があるのではないかと思います。特に、私のまた提案ですがライフジャケット、これが一番必要ではないかと思っています。津波には、このライフジャケットというのを常備しなくてはいけないと私は思っているのです。なぜかといいますと、波に流されて沈んでく、流されていきます。できればライフジャケットがあれば、非常に各家庭助かるのではないかと考えているところです。これはどうかわかりませんが、やはり東北の大震災の津波を見ますと、ライフジャケットをもし着用していれば助かるのではないかなと

思っているをしているところですが、いかがですか、総務企画課長。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） コミュニティ事業につきましては、近年の状況を見ても、やはりテントとか音響施設とかそういったものが主流といえますか多いのですが、もちろんこの申請につきましては、各自治公民館の中でこういったものをやるというのを申請してやっていますので、こういった防災の面からも、町からこういった意見があったということでお伝えしながら、対応していければというふうに考えています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） やはり、あらゆる提案というのを町から指導していただきたい。その地域、地域に任せるのではなく、また各集落に任せるのではなくて、常日頃考えて発想して、やはりそういった危機管理体制を構築して、いかに役場職員がどれだけ指導して認知させるかというのが仕事だと思っていますので、是非ひとつ今後考えて、早急に実行していただきたいと思います。

それでは、次に軽石の有効利用活用。こういうことを考えたのは、この軽石というのはどういうふうに処理すればいいかということで、私なりに前々から考えていたところです。ところがもう答弁書にもあるとおり、大量の軽石が山積みになっています。台風であれば、リサイクルセンターで木材の山とも言われます。しかし、この軽石の場合はそれよりはちょっと環境には優しいちょっとしたものですが、この軽石の山を宝の山に変えるということが、私は一番重要ではないかと思って質問いたしました。

実は、沖永良部の和泊港で回収された漂着軽石を有効利用するため、鹿児島県の工業技術センターでは、効果的な塩抜き方法を確立し、軽石を材料に使う軽量コンクリートや緑化基盤ブロック、それから脱臭剤など使われるゼオライト吸着剤というのが加工できることを確認したということです。それから、鹿児島大学水産学部と協力して、浮き漁礁への利用に向けた基礎研究を進めています。また、焼き物の釉薬への利用を想定しているようであり、沖縄県の石垣市では、陶器に使用できないか研究をしているようです。

こうしたことを考えたときに町は、やはり積極的に対策を講じていく必要があるのではないかと思います。町長どうですか、今後の方策といいますかいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） まずは、あそこの山積みされた軽石が飛散しないうちに、何とかしたいというふうなことを考えていますが、各課においていろいろと申込みがあ

るようございまして、こういうことに活用できないかということがあるようですので、そういうことを総合判断しながら、今後対応してまいりたいと思います。各課で取り組んでいるのをまた聞いていただければありがたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 私はちょっと考えたのですが、ヨロンマラソンのときに手土産として、ちょっとした工夫をして軽石をあげるということもできるじゃないか。また高校では、高校入試試験のときにこの軽石を利用して、いろいろな名前をつけて、受かるようにという感じでですね。浮いて受かると、軽石だから浮かるというようなことをやって、また高校生にも配っているということを聞いています。だからそういう発想の転換、アイデアを生かして、職員もいっぱいいますからね。1つ何か提案をしてくださいよ、私ばかり考えさせないで。本当にあれだけの軽石というのは、もうあれは宝ですよ、宝。そういうようなプラス発想をしないと意味がないです。簡単な考え方ではなかなか私は一番難しい問題ではないかと思います。もちろん埋めてもいいですよ、埋めてもいいのですがもったいないなといつも思っているのですが、あれは資機材にもできるかできないかわかりません。いろいろと利用する価値があると思います。そういったことで産業振興課長、何か農業関係とか資材とか土壌づくりとかいろいろないでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） お答えいたします。

この軽石につきましては、漂着時点からいろいろな話がございまして、農業部門の方にも結構話がございました。こちらにも書いていますとおりに、軽石の形状を見ますと、細かい穴が開いていたり、臭いを吸着するのではないかとということで、堆肥に使ったらどうかということなのですが、堆肥に使った場合、やはり牛舎に撒いた場合、石ですので牛の健康状態とかそういったのも考慮しまして、今のところ堆肥に混ぜた場合、やはり火山石ですのでいろいろなガスとか含まれている等も考えられます。そういった場合、発酵した場合に伴った影響とかもちょっとまだわかりません。

それと園芸関係なのですが、おっしゃったとおり、実際ほ場に撒かれた方もいらっしゃると思います。これを撒いた場合、やはり与論の土壌関係が重粘土ということで、軽石を撒けばそういった水はけもよくなるのではないかとということも考えられています。堆肥も含めましてほ場に撒いた場合、これが果たして土壌に対してどのような影響が出るか、私が知る中で軽石を使って土壌改良剤というのはほぼ聞いたことがありませんが、今後先ほど申し上げました堆肥に使った場合でもいろいろな問い合わせがございしますので、そちらともいろいろ協議とか話を聞きなが

ら、有効利用ができるか、いろいろそういった方々の話を聞きながら、また農業の研究の専門の方々にも聞きながら、ほ場に撒いた場合影響が出ないか、そういったものもじきわかるかもしれませんが、検討してまいりたいというふうに思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 建設業界からもいろいろと御意見を賜りますと、断熱材にも使えるのではないかなというふうに聞いています。鹿児島の桜島の火山灰は、それを断熱材に使っているようですね。建設課長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） そのようなこともお聞きしていますが、一番に私なりの考え方では、現実的にはその軽石がありますが、あれを細かく砕いて、今道路とか地下埋設に畑かんとか水道管の布設をしてございますが、それに伴う砂を基礎材として撒いていますが、その砂の代用とかもできないかということで今考えているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） わかりました。今後しっかり検討していただいて、有効活用、再利用できるように対策を講じていただきたいと思います。

最後に、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃるように、本当に宝の山にできないかということで、各課からいろいろとお話をいただいています。聞き合わせながら、どちらが経費の関係とかそういうことも考えながら、対応してまいりたいと思っています。本当に何とか生かしていければありがたいなと思います。先ほど林議員からあったように、水に浮くということをヒントにした開発とかいうことも、ああ本当だなというふうに改めて思うことでした。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） ありがとうございました。前向きに検討をお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。会議の再開は11時から行いたいと思います。

—————○—————

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、9番、沖野一雄君に発言を許します。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） まず初めに、世界中の誰もが止められない独裁者、ウラジーミル・プーチン大統領が率いるロシア軍がウクライナに侵攻して、今日で19日目になります。戦争をやめる見通しが全く立たない状況が続いています。「人間の歴史は戦争の歴史」という言葉があります。約1万年以上にわたって、戦争や集団的暴力が繰り返され、今なお国連を中心とする国際組織のせい弱性とその無力さ、平和維持の困難さを思わずにはいられません。人のお互いが争うことなく、自由に生きていくためには、自分と同じように他人の自由をも認めなければなりません。これを哲学用語では「自由の相互承認」というそうですが、私たちもですが、子供たちが自由に生きるための力を育んでいくことが、公教育の本質と言われています。今回私は、人が人を育てる人材育成という切り口と、この「自由の相互承認」について学ぶ場とされる学校教育をメインに、一般質問を行いたいと思います。

1 人材の育成と確保対策について

- (1) 新年度施政方針の中で、5つの重点策の1つに人材の育成・確保を掲げて、施策の中核となる「特定地域づくり協働組合」を設立するとあるが、その規模や内容の具体について伺いたい。

また、官民連携の組織体構築により、起業家人材の育成を進めると明言されているが、具体的な取り組み方策及び期待される事業成果等についてもあわせて伺いたい

2 中高一貫教育に係る新たな方向性について

- (1) 新年度から導入される新学習指導要領に基づいて、県立与論高校が知識編重の成績評価からの脱却を目指すとのニュースが耳目を集めている。この与論高校の革新的な試みと方向性に対する教育長の認識と評価、中学校や小学校との新たな連携の進め方などについて伺いたい。

3 役場の窓口業務等の改善について

- (1) 町民の利便性やサービス向上のために、いわゆる「書かない窓口」を導入する自治体が増えつつあると聞くが、書面主義や押印原則、対面主義の見直しなどについて、現状と課題の認識、今後の年次的な改善見直しなどについて伺いたい。

以上です。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、人材育成と確保対策についてお答えを申し上げます。

各種産業の働き手及び担い手人材の育成・確保、地域内外の人材受け入れによる人口減少対策、地域事業者の事業維持・拡大による地域経済の活性化を目的に「ヨロンまちづくり協同組合」の設立を目指し、準備を進めているところです。現段階における設立同意者は7社を計画しており、老人福祉・介護事業、各種商品小売事業、旅館・ホテル、農業サービス事業の事業者となっています。

今後のスケジュールとして、本年度内に設立総会を開催し、認定申請や補助金交付申請など各種手続きなどを経て、派遣労働者の内定を行い、7月を目途に事業を開始する予定としています。本制度について、鹿児島県中小事業団体中央会の御支援をいただきながら、進めてまいりたいと存じます。

また、起業家人材の育成に関して、本年度に商工会や観光協会をはじめ、町内金融機関や有識者等により構成される「イノベーション創出実行委員会」を立ち上げています。本委員会は、地域課題の解決や新たな産業の創出等により、イノベーションを起こし、本町を活性化させる人材を育成・支援することを目的に、奄振交付金等を活用し、各種講座やビジネスコンテスト、事業化に向けたスタートアップ支援、伴走支援等を実施する予定としています。以上の取り組みを通じ、ビジネス手法を用いて地域課題解決や新たな産業を創出する人材が増えることで、地域住民が主体的に地域活性化に取り組む活気と魅力に満ちた島づくりにつなげられると考えています。

次に、役場の窓口業務等の改善について申し上げます。

役場の窓口業務については、来庁による窓口での各種手続きが基本となっており、対面方式や本人確認のための記載事項が繰り返し各窓口においての必須事項となっています。このことから、窓口業務のサービス向上や事務の効率化など、町民に優しい窓口業務の改善が求められます。

国の動きも、IT化による窓口業務の省略化や押印原則の見直しが進みつつあり、転出・転入手続きについて、マイナンバーカードによるワンストップ化の推進により、オンラインによる転出届と転入予約を同時に行うシステム改修が予定されており、国の想定スケジュールとしては、令和5年4月からサービス開始が予定されています。また、戸籍事務や住民基本台帳の届出事務の中で、これまで署名押印を求めていたものが、押印の求めを廃止する旨の通達が届いており、現在窓口届出の押印を一部不要としています。

先進地においては、デジタル技術の活用で、職員の聞き取りによる申請内容のシステム入力やワンストップサービスによる窓口移動の削減など、より住民に優しい「書かない窓口」への取り組みが成果を上げ、今後さらに各自治体の行政事務に広がりを見せるものと考えます。本町においても、町民サービスの向上や業務の負担

軽減などを進め、これからのデジタル社会にふさわしい行政事務の改善を図るべく、年次的な環境整備に努めてまいりたいと存じます。

また、あわせて町民に向けたスマートフォンなどの情報機器の活用や安全な利用方法、個人情報保護等に関する研修等を行い、情報機器の操作が苦手な方でも安全・安心に利用できる環境整備についても進めてまいりたいと存じます。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、質問事項、中高一貫教育に関わる新たな方向性についてお答えいたします

御承知のように、2030年の社会と子供たちの未来を見据えて改定された新学習指導要領は、小・中学校と年次進行で実施され、令和4年度から高等学校で実施されます。

新学習指導要領では、生徒に育成すべき資質・能力が「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱にまとめられました。実施に当たっては、学校がどのような資質・能力を生徒に育成するかを明確にし、主体的・対話的で深い学びが実現する授業を実践するとともに、学校教育全体の中で、教育課程の編成・実施、評価・改善というPDCAを通したカリキュラム・マネジメントの一環として、学習評価を行うことが求められています。とりわけ学習評価における課題は、これまで高校ではあまり取り組まれてこなかった観点別評価が、今回の改定にあわせて指導要録に記載欄を設けることで徹底されることです。このような新しい方向の捉え方を、与論高等学校においては真正面から受け止め、資質能力育成のために評価が学習改善に生かされ、さらに教員の指導方法改善につながるものでなければならないという視点で、指導と評価の一体化を目指された取り組みの結果であると認識しています。

そして教師・生徒・保護者がその取り組みを理解・共有することで、生徒が、将来社会を創造・発展させる人間として成長することにつながってほしいと願っています。

小・中学校との連携についてです。小学校や中学校における学習指導要領に対応した教育の推進についても、視点や方向は同様に進めています。主に「主体的・対話的で深い学び」の授業改善が喫緊の課題ですので、先般2月に与論小学校の公開研修会もその具現化のための研究の1つです。各学校が授業改善に向けた研究テーマを掲げて推進しています。茶花小学校の「ムヌガッタイム」の設定は、重点的に、対話的で協働的な学習を促進するための学習のあり方の研究です。中学校においても、同様な授業改善以外にも、次年度に向けた中間テストの廃止と単元テストの実施を検討しています。これからも小中学校における研修を推進し、変化の激し

い時代に、主体的に学び、課題に対して積極的に他者と連携・協同し解決策を見出し、よりよい社会を創造していく人材育成を目指したいと思います。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） それでは、深掘りをしてみたいと思います。

まず、人材育成についてです。私の質問は、特定地域づくり協同組合を具体的にどうしていくのかという質問と、官民連携組織体構築でどういうふうにして起業家人材を育てていくのかという2つの質問ですが、まず、この特定地域づくり協同組合を設立するに当たっては、これは国の助成といいますか、交付税措置とかそういったので補てんされるわけでありがたい事業なのですが、具体的に現段階における設立同意者は7社を計画しているというお話でした。具体的に、事業名も書いてあります。7社というのは、もう決定したというような書き方になっていますが、そうしながら今後のスケジュールとして、年度内で設立総会を開催し、7月を目途に事業を開始するという書き方をしていますが、実際には派遣労働者を派遣できるようになるためには、それは来年度の話かなというふうに受け取れるわけですが、そこをちょっとはっきりしていただきたいのと、できるだけ早くスタートをしていただきたいということでそこを確認したいのですが、総務企画課長、もう少し早くならないのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この7社につきましては、事前に意向同意書といいますか、そういったことで整理して設立総会に諮るということが前提となっていますので、この設立総会につきましては、3月20日を予定して年度内で総会、この組合の設立を予定しています。その後、いろいろと事業計画だったり鹿児島県の事業認定といったところで、そういった作業が伴います。また、この事務所はどうするか、それからいろいろな検討事項もありまして、その7月と書いてあるのは、7月の前に全国といいますか募集を募って7月に決定して、派遣ができる状態を7月として考えているところです。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） わかりました。これは結局御案内のように、派遣労働者を派遣するのですが、この派遣労働者というのはできれば、地区外からの方を活用してくださいという事業趣旨になっていますよね。ですから、できればユンヌンチュではなくて旅んちゅ、結局定住化とかそういったことを進めていく意味でも、組合が考えていることは地区外の人、ゆんぬで言えばできるだけ旅んちゅを活用しなさいという意味なのですが、この旅んちゅを活用する上で、非常にいっぱいちょっと難しいかなと思われる課題がいくつかあると思うのです。それは、もうわかっていらっ

しやると思うのですが、例えば住宅の確保であるとか、旅んちゅですので、その方が実際どういう方なのかというのはわかりにくいところもあります。そういったところで、7社で組合員の方は7社ということですが、1つ確認しておきたいのは、これは組合員ですが出資額はどうか、結局この組合をつくる上での会費ですよね、それはどういうふうにするのか。また何人派遣する予定していच्छやるのか。そこをちょっと具体的なところですが、総務企画課長お願いします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 派遣する人数につきましては、今のところ5人を予定しています。人口減少対策という点からしますと、やはり島外から移住をしてそういう派遣というのが一番いいんでしょうが、地区の内外でも可能だということで、全て5人を島外ということにすると、やはり住居の問題ということもありますので、両方並行しながらできたらいいのかなと思います。

それから、この組合の運営につきましては、7社から手数料というのをいただきます。そちらの方で働いていただける日数、時間を計算しまして算出していますが、今現在、どこがどういう時間配分とかそういったところまではされておりません。また、出資金で月何万円かということで、これはまた固定費で徴収して運営をしていくことになっています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） ただいまの説明で5人予定しているというお話で、ちょっと人数がもう少しあったらいいのになという感想なのですが、しょうがないといえばしょうがない部分もあるかと思います。と申しますのは、沖永良部がすでに先行していまして、鹿児島県でも先進的に取り組んでおられて、知名、和泊と一緒に「えらぶ島づくり事業協同組合」というのを去年の4月から立ち上げていますね。2町でやっておられますので、少し規模が与論で考えているよりは若干多くて、派遣職員は8人派遣すると、そして新年度からは9人にするというお話でした。沖永良部の方が先行して人数も多いのですが、この人数のことについてはお答えの中にはありませんでしたが、この組合の基礎財産基準というのがあって、10人までは例えば720万円の基礎財産が必要ですと、11人以上派遣するためには2000万円以上の基礎財産が必要ですという国の方で基準があるようですね。それは、出資金とか町の支援金とか含めてでしょうが、そういう意味では最初から大きな事業としてやるのは、その基準からしてもちょっと無理があるなという気がしますが、是非、今の人手不足とかいろいろなその働き口とかそういうところを解決していくためにも、町の方でも支援を続けていただいて、できるだけその規模も大きくしていくような方向で積極的に、しかもそれは何年も経ってやっていくという話ではな

くて、もう急いでまた必要であれば補正でも追加をしていただいて、補正予算を組んで対応していただきたいなと思います。成果を上げていくためにですね、沖永良部にも負けないためにもいかがでしょうか、町長。そこをしっかりと町長のリーダーシップで支援をやっていくということで、事業拡大の方向でやっていただきたいと思いますが。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃるとおり、本当に今、与論を私が一番思うことは、与論の人口を5,000人台へどうして伸びていくかということでございまして、そういうことから人口の導入を図るということと、地域産業を起こすというようなことを考えますと、やはり大事な取り組みではないかなと思っていますので、今後町としても対応できることはしてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 是非よろしくお願ひしたいと思います。

この人材育成の中で、次の起業家人材の育成に関して更にお尋ねいたします。御案内のように、先月の27日に砂美地来館で「与論イノベーションちゅ起業コンテスト」がありました。茶花の学習塾を経営されているタバタさんが一生懸命頑張っておられて、見事な内容だったと私は評価をしています。私がこれを評価する理由は、実はたまたまその直前に、あれは1月の終わり頃と2月に2回放送があったのですが、NHKのBS1スペシャルという衛星の特別番組がありまして、日本を代表する一流会社のソニーという会社が、「ソニーと14人の学生たち」というテーマで起業家精神あふれる人材の採用、プレゼンテーション選考会をやるということが1時間放送されました。これは内容が画期的な採用方法だということで、通常の新卒の大学生とかもちろん採用するのですが、あえて世界と勝負していくために尖った人材、起業家精神という表現だと思うのですが、尖った人材を確保したいということでソニーが100人を超える応募の中から14人だけ選んで、それをグループごとに分けてプレゼンテーションをさせていくという、新しい品物をつくったり、事業を起こす、そういったアイデアをグループ討議でされて、それを発表させたり、それを比べ合ってその中で目についた尖った人材をソニーが採用するというような、画期的な本当に野心的な取り組みでしたが、私はそれにすごく感動したのです。そしたら、その直後にすぐこの与論で、与論イノベーションちゅ大会がありまして、ちょっと時間がかかり過ぎたという難点がありましたが、その中で16人ですかね、16人のお若い方たちがもう中学生以上から16組の方が、ちょっと時間が足りないようなところもありましたが、16組の方が本当に頑張っていたいただいて、新聞に皆さん御案内のとおりだと思いますが、私は非常にすばらしい試みだな

と思って感動しました。

そこで、是非今後もこの起業コンテストはもちろんですが、これが実際に花を咲かせて実を結ぶような形で町も、答弁の中にも伴走支援をしっかりと実施していきます、予定にしていますというふうに書かれていますが、しっかりこういった起業家人材の育成の方法をいろいろな補助事業がありますので、そこを使っていただいてやっていただきたいと思います。その人材育成とか起業家を育てる、人材を育てていくという意味では、全国でもいろいろな先進自治体がありますし、あと事業の方も国の方でいろいろなメニューを準備しているようです。

例えば、北海道の北の方の下川町というところ、人口3,800人、与論よりちょっと小さいぐらいなのですが、ここでは地域活性化起業人制度というのがあって、総務省の支援で2分の1が特別交付税で措置される事業ですが、別名は起業人材派遣制度と言うのだそうですが、ここも下川町でしっかり取り組んでいて、三大都市圏の優秀な民間の企業社員を1年から3年受け入れて、例えば地域おこし協力隊みたいな形ですね、そういう形で受け入れて、その先進的なノウハウとか知見を地元の地域活性化に生かす取り組みというのをやっておられます。また、当然観光振興とか特産品開発、販路拡大、ICT分野、中心市街地の活性化といったことを、北海道の下川町では町が1人当たり1000万円ぐらいを限度にしながら事業を導入して、積極的に取り組んでいるようです。

また別の事業で、地域力創造アドバイザー制度というのがあります。地域力を高めたい市町村が、ノウハウを持つ外部専門家の助言や指導を受ける事業、これもまた総務省が特別交付税措置をするのですが、民間とか先進自治体の方から登録された専門家が416人いらっしゃるようですが、この416人は、観光から農業からいろいろな分野にわたる専門家、あまり好きではありませんが大学教授とかも含めて、民間の企業とかあるいは先進自治体、例えばいろいろなさっきの組合にしてもいろいろな先進地がありますよね。島根県の海士町であるとか安来市とか、奈良県の川上村とか明日香村とか、秋田県の東成瀬村とか鳥取県の日野町とか、いろいろなところで先進的に取り組んでいます。そういったところを参考にさせていただいて、是非こういったせっかくの補助事業、あるいは特別交付税措置がありますので、こういった事業を活用していただきたいなという提案なのですが、総務企画課長いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） ありがとうございます。いろいろな国の事業、県の事業そして奄振事業というのでも検討しているのですが、さらに与論町には、人材育成基金というのが暫く使われていないというかそういったものもありますし、あるいは

ふるさと納税の離島振興というところで活用できればと考えておりまして、今後継続的にこういった取り組みにつなげてまいりたいというふうに考えています。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） もう一つ、紹介したいのがあります。もうおわかりだと思うのですが、地域おこし協力隊の関連ですね、地域おこし協力隊をうまく使って起業支援というのもあります。これは、例えば今年の一般会計の当初予算にも、総務企画課と教育委員会にも起業おこし関係の地域おこし協力隊の事業が計上されていましたが、要するに定住化とか雇用の創出、起業による地域の課題解決などを後押しする事業がまたほかにもあるのですね。地域おこし協力隊の方に中心に頑張っていたく。例えば、今申し上げた起業人材派遣制度であるとか、地域力創造アドバイザー制度とかいうのを使って、しっかりと相乗効果が出るように活用する方策もありますので、是非活用いただきたいというふうに、私は地域おこし協力隊は非常に効果があると考えていますので今後も期待していますので、また新年度から3人予定されておられるということですので、是非めいっぱい活用させていただきたいと思います。それを含めて、町長から先ほどの「イノベーンちゅ」の起業家組織の支援も含めて、是非中長期的に伴走支援を行う形で町長から決意といいますか、是非お考えをいただければと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 言われるように、本当に地域の事業を活性化するということは、本当に地域、我が与論町にとっては大変大事なことだと考えていますので、その「イノベーンちゅ」の伴走型の支援も含めながら、あるいはおっしゃったように地域おこし協力隊の力も借りながら、今後町が発展するように、そして企業が創出できるように考えてまいりたいと、またしっかり応援してまいりたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） それでは2番目の質問、教育のところをちょっと深掘りしたいと思います。魅力ある学校づくりという点では、先ほど南議員からもありまして、教育長が御答弁いただきました。なるほどと思いながらお聞きしたのですが、この紹介のあった与論高校の本当に革新的なあるいは野心的と言えるような取り組み、非常に勇気のある取り組みだと思います。また、この内容がすばらしいということで、全国規模の第19回学事出版教育文化賞で優秀賞、これは2番目の賞のようですね、ちょっと調べてみたら。この論文がすばらしい内容だったのでしょうね。それなりに評価はすべきだと思いますが、やはり若干ちょっと疑問もあるわけです

よね、本当にそれが成果が上がっていくのか。南議員からちょっとありましたが、具体的には例えば大学入試にあるいは専門学校の受験に、あるいはいろいろな資格を取ったりそういう専門の道に進む場合のそういった成果が出るのかどうか。そこはやはり私1つのポイントだと思うのですよね。ずばり教育長にお伺いしたいのですが、今年の大学入試の春の結果はどのような結果あるいは見込み、それが過去の数年と比べてどういった中身だったのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 私のところで大学入試の成果とか結果は、現時点では把握しておりません。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） そうですかね、私はそんなことはないと思います。ある程度情報を把握していらっしゃると思うのですが、公的に言えないということなんじゃないかな。私が個人的に収集している情報では、今年の大学入試、例えば私立については、私は結果はわかりませんが、国公立については2人ないし3人というふうに聞いています。去年までもう少し数字もよかったように思うのですが、そういった意味では、それは単年度単年度でぱっとそれを見て、単元学習のもう与論高校は昨年度から実施していますので、もう実際に1年過ぎているわけですよね。それが成果が単年度で出るかといったらそれは確かにそうではなくて、やはり数年かかるでしょうが、例えば大学入試が1つのバロメーターなのですが、残念ながら今聞いている範囲では、その成果が急に出ているわけではないというのが実態のようです。私の個人の情報ですよ。そこで私がちょっとお伺いしたいのは、先ほど南議員からもありましたが、与論高校はすでに中間・期末テストを廃止して、朝課外もなくしたということで、中学校も来年からそういうふうにしたいというお話でしたよね。それはそれで、時代の要請というか時代の移り変わり、過去にもゆとり教育というのがあったり、それからまたゆりもどしがあったり、いろいろありました。そういった時代の流れは、それにあわせてその学習指導要領というのも改定されていくのですが、しっかりと与論町は与論町なりにやはり対策を練っていかなくてはならないというのがあります。そこで、正直に私もちょっと疑問点をぶつけてみたいと思うのですが、教育長お伺いします。エビングハウスの忘却曲線というのを恐らく御存じだと思うのですが、御存じでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） はい、知っています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） ドイツの心理学者、ヘルマン・エビングハウスという方が出し

ている学説、忘却曲線。人は何日ぐらい記憶が続いて、何日ぐらいで忘れていくのだろうかという、これは学習に非常に直結する話で、そういう論文というか学説があります。これは、例えば今ちょっと気の利いた予備校であるとか、あるいは国家資格を目指して勉強するような塾とかそういったところで参考にして、それをもとにいろいろなプログラムというか、カリキュラムをつくったりしているようですね。簡単に紹介しますと、人はものを覚えようとしても、20分経てば42%忘れるそうですよ。一日経つと67%忘れると。それで6日経つと75%忘れて、ひと月後にはもう79%、8割ぐらい忘れてしまうということなのですね。結局、これは実はちょっと意味のない、全く無意味な言葉を羅列したりしてそういうふうな記憶力なそうなのですが、意味付けて覚えられるようなものであれば、ちょっと数字は若干違うようですが、意味のないようなものを覚えようとしても、これだけの大量のデータの実験データが出ているわけですね。結局人間は忘れやすいということです。単元ごとに学習することは大いに結構だと思いますし、それをチェックして次に進むというのは大いに理解できるのですが、人間は忘れる動物ですので、忘れないようにするためにどうしているかということ、定期的なドイツの心理学者のあれをよく研究しながら復習をしっかりと力を入れていくというのが、今の国家資格の対策であるとか、受験勉強のちょっと知る人ぞ知る方法だそうですよ。

そこで、結局単元学習というのは、それは素晴らしいと思います。また、定期試験は範囲が広いですからね。そういった意味で、単元テストはある程度私もそのようなものかなと、朝課外もなくしたわけですのでね。子供たちの自主性に任せて、例えば朝課外に使っていた時間を子供たちそれぞれが自分で自主的に学んで、わからないところは先生に聞いたりね、そういうふうにする方向だと思うのですが、そこでこの心配することは、人というのは忘れるということです、しっかり復習に力を入れるようなものでカバーしていくという方法が私は考えられると思うのですが、私の私見ですよ。教育長はいかが考えますか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今の後半の部分だけに申し上げますと、復習は大事だと考えています。

どこからお話しするかと、私が高校を弁護する擁護するというつもりで申し上げているではありませんので、最後の部分に書いてありますように、教師・生徒・保護者がその取り組みを理解・共有することで、生徒がこういうような姿になってほしいというのが、これは学習評価の改善ということで、高校の総則にあるものを申し上げます。「生徒の良い点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること」というのが、この新しい学習評価

なのですね。絶対評価と形成的評価というのが長い話ではあります。その形成的評価というのは、暫時その子供たちがずっとやっていく途中途中で、大事に学んだことを保管していくということです。絶対評価は、長く経ったものでなるべく広くこの点数を取ったらどれくらいの位置にあるというのは、これまでの評価の主に使っていた分です。これは学習指導要領ですが、「単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質能力の向上に生かすようにする」というようなものに立って、先ほどの主体的・対話的で深い学びの実現をしようとする方向に向かっているということを申し上げています。さて、今、忘却とそういうことについて試験という1つの結果の物差しのお話がありましたが、そのあたりの復習過程をどうしているかとか、受験対策をどうしているかということについて、私がここで答えする部分は、現在持ちあわせておりません。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 与論高校に関しては、教育長の立場としてそうでしょう。しかし、小中学校も特に中学校ですよね、中高一貫教育、連携型ですが、その高校と連携してやっていきますという話ですよね、御答弁伺ってもですね。そして、この前、私たまたまちょっとだけ与論高校の校長とお話しをする時間がありましたので、ちょっとお伺いしましたら、要するに「中学校との連携はいかがですか」と、「この新しい方策を方向で進める上で、与論町の教育長とは連携が取れていく予定ですか」というふうにお聞きしましたら、しっかり相談もしていますし、お話も通じていますので大丈夫ですみたいなお話もいただきました。それで若干安心はしたのですが、やはりちょっと気になるのは高校はもちろんですが、中学校でも例えば自分が学校の中で順位は何番なのかとか、評価もABCとか今中学校は3段階ですよ。ですから、結局よくわからないわけなのですよ。それは、学校では授業を自分ではしっかり理解していて、完全に大丈夫だという気持ちになるかもしれませんが、実際は客観的な順番とか、あるいは上の学校、究極的には島を出てからのいろいろなあれはわからないわけですよ。ですからそれを測る目安というのは、例えば大手予備校が実施する大学入試模試であったり、あるいはいろいろな進研ゼミというのですかね、ああいった全国規模の模試であったり、そういうので把握するしかないわけですよ。そこをしっかりと学校でも補いながら、そこをしっかりと活用していく方法を忘れないようにしないといけないし、旅の子供たちと勝負させるわけですから、そこをしっかりとやっていただきたいなというところがあります。当然のことでしょうが、そういった全国模試であるとかその個人個人の、世の中は結構ランクづけですので、そこでしっかりと把握できるような方向に中学校もいくかと思

うのですが、そこは教育長はどう考えますか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 中学校もそういうふうに行くかという発想では、今考えておりません。これは、教育改革の中で偏差値輪切りというのを御存じでしょうか。一括してそういうことをやると、子供たちの伸びを合格すればいいとか、だから学力が逆に下がってくる。要するに通ればいいんでしょう、人数が足りないから合格しますよという時代を、どうして子供たちにずっと学びを続けさせるかというのが、与論町の中高一貫教育になった狭間のときに私は言いました。どうするかと、子供たちに学ぶ意欲とか本当に学ぶ必要は何かということで、教育講演会をしたりそれから高校に行くときも入試が終わったら終わりではなくて、やはり学び続けるということをやらないといけない。そのためにいろいろな問題があるのですが、高校入試を私は過去問を取り入れて、ずっとそのときにペーパーテストいわゆる学力テストによらない入試問題というのが、今の子供たちの表現をした、いろいろな研究をした「ゆんぬ学」の結果を入試問題になっているのですね。それ以外にも学力を測るものをしながら、子供たちにしっかりとした学力をつけていきたいと思いますという改革の中から、偏差値輪切りの教育をやめようとして変化してきました。どのようにしてその子供たちの学力を目標と進路にあわせてやっていくかということで、県の高校入試やら今の学力を持っている期末・中間も含めながら、先生方に入試判断をしていくのです。

大事なことは、では中学校はどうするのかということですが、高校のその忘却曲線とか本当に親子や家庭、先生方と一緒に話し合ってください。与論中学校のこの中間テストは、1学期はもうとっくに前の時代からなくなっています。2学期からありません。そのことについては、学校長とも十分検討して、親にも今文書が回っています。後で校則の質疑がありますが、洋服のポロシャツの導入も検討しています。それで、丁寧にこのことが学習を保障する方向で、学習時間も部活動も両立しながらいけるような方向で検討するように、中学校の場合は私が全部、微に入り細に入り話しているところです。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 教育長が真摯に取り組んでおられることは、私も理解しました。ちょっと角度を変えてみたいと思いますが、考え方は私もそのとお리だと思いますよ。だけどそれが結果に結びついて、しっかり与論の子供たちが本当に対外的にも優秀な子供たちが次々に輩出して、その子たちの中で1人でも2人でも与論に帰ってきていただくというのは、やはり私たちが一番望むところですので、そのような方向で頑張っていただきたいと思います。もう一つ、中高一貫教育というこ

とでちょっと1つ質問させてください。与論は先ほどからありますように、与論中学校と与論高校は連携型といいながら離れていますよね。結局、離れていることによってなかなか思うようにいかないというところがあるわけですよ。教育長がさっきお答えになったように、併設型であれば、同じ敷地内に中学校とか高校があれば、例えばいろいろな先生方を活用したりすることがうまくできるわけですよ。また、その相乗効果も出るわけです。ところが残念ながら与論はそうではない。そこで、あまり遠くない将来に、やはり併設型を目指していただきたいというのもちょうとあります。そこで、この前いただいた資料の教育委員会活動の点検評価報告というところで、要するに中高の連携というところは、評価委員の評価は4段階の中で2.5でしたよね。2.5という評価が高いか低いかというのは、ちょっとそれは一概には言えないと思うのですが、是非それがPTAの方が評価委員になっておられますので、少なくとも4ぐらいにはなるように努力をしていただきたい、そこがまず1つ目。それからちょっと時間ありませんので、施政方針において海洋教育、地域と学校が連携をしながら海洋教育を今柱の1つになっていますよね。私これは非常に評価しています。やはり与論独自の教育ということで、これを柱にするのは当然のことですし、それによって魅力のある学校づくりを目指すということ、これは私非常に理解します。そこで、ちょっと確認しておきたいのは、後で町長にもお願いしたいのですが、中学校と高校の全学年2学級を是非死守していただきたい。それともう一つ、施政方針にもありましたが、ふるさと留学制度を改善していくのだというのがありました。ちょっと質問内容が多くなりましたが、要は学校評価を4にするように頑張っていただきたいということ、魅力ある学校づくりに向けて、中学と高校の全学年2学級を是非死守していただきたいということ、ふるさと留学制度をしっかりと改善していただきたいということ、この点について教育長、簡潔にお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 1点目、併設型にいくのは先ほど少し述べましたので、方向性としてそのことを模索してまいりたいと思っています。併設型になる良さを考えながら、将来的に県と総合的に検討してまいりたい。2点目、海洋教育について1つの核ですので、子供たちが主体的・協働的で深い学びになるようなものを小中高と連携をして、高めていくと。3つ目に、中高2学級存続は是非死守ということでしたが、ここに発展改善していくようにしてまいりたいと思います。最後に、評価の4については、さまざまな課題を受け止めながらいきますので、4を目指すという発想はありません。私たちが完全に後の子供たちや社会のために、良い方に向かう道のりを一生懸命進む中で評価してもらおうというふうに考えています。以上で

す。

○議長（高田豊繁君） 9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） 町長にあわせて同じ質問なのですが、要は今教育長からありましたお答えを進めていくためには、与論の為政者、リーダーとして、支援をしっかりとやっていただきたいというところがあります。そこを町長に確認させてください。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 全て今教育長が答えたとおりですが、私も同じようにいつも二人で話をしていることはそういうことでございまして、ふるさと留学生につきましてもあるいは海洋教育につきましても、そのとおり同じように理解をしています。また一緒に進めてまいりたいと考えます。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） 次に、最後の3 番目の質問、あまり時間はありませんが、要は役場の窓口を改善していただきたい、町民視点の窓口に向けて努力をいただきたいということで質問させていただきました。答弁書を拝見しますと、まあ、やりやすよということを書きながら、私はその現状と課題の認識、年次的な改善見通しについて伺ったのですが、結論的には行政事務の改善に向けて、年次的な環境整備に努めてまいりますというふうに書いてあって、私の質問をそのまま答えに書いたような形になって、要するに具体的なところが全くというのはちょっと失礼かもしれませんが、あまり具体的なところが見えていなくてちょっと残念な気がします。何年にはどういったことをする、何年にはどういったことをするというのを具体的にお聞きしたかったのですが。総務企画課長、窓口改善に向けては、全国で御存じだとは思いますが、いろいろな先進地があります。大体ちょっと町村ではあまり進んでいないようですが、市のレベルでいけば、例えば北海道の北見市であるとか岩見沢市、埼玉県越谷市、愛知県の小牧市、そういったところで非常に進んでいるようですね。ただ、書類を書かなくてもいいということだけではなくて、今与論でも、ちょっと一部役場でも進んでいる押印の廃止ですね、実印とかが必要でなければ認印程度は完全に廃止するような形で、押印の廃止についてはかなり市レベルでも町村でも進んでいるようですし、大阪府の大きなところでは、はんこが要らないはんこレス、キャッシュレス、ペーパーレスも完全に近いような状態で実施されているということですよね、そういった先進自治体がいっぱいありますので、あと電子システム化によって窓口に行かなくても遠隔相談とかリモート窓口とか、そういった形でスマートフォンで対応したりですね、そういったこともやっているようですので、その「書かない窓口」だけではなくて押印の廃止であるとか、対面式の見直し

であるとか、国からまたマニュアルも出ていますよね、内閣府のマニュアル。これは例えば、令和2年12月に内閣府から出ている「地方公共団体における押印見直しマニュアルの概要」であるとか、いろいろ国から出ていますよね。あと「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて」ということで、是非自治体でも検討を進めてくださいと、内閣府の規制改革推進室から令和2年6月に出ています。こういったことも参考にしながら、先進地もいっぱいありますので、情報を取っていただいて、早急にというかあまり慌ててはいけませんが、しっかり町民ニーズを考えながら利便性の向上に努めていただきたいと思います、総務企画課長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この「書かない窓口」という御質問で、先進地の状況もいろいろ見えています。与論町においても、やはりこういった高度情報化社会といえますか、デジタル社会の中では必ずこれは当然必要になってくる施策だと考えておりまして、今総務企画課の中では、令和4年度においてその地方創生臨時交付金を活用して、何とかこれを検討したいと思っています。また、新型コロナウイルスの寄附をいただいた基金とかそういった方向からでも、今後の業務の効率化とか事務サービスの向上といった点でまた進めたいというふうに思っています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今議会中になるのでしょうかね、今議会中に上程される予定の第6次与論町総合振興計画10年ビジョンにおいても、その案をちょっと見ますと事務事業の見直し、要するに庁舎窓口業務を一元化して負担軽減を図りますということで、いわばワンストップ窓口、あるいはワンスオンリーという言葉も使っているようですが、ワンスオンリー窓口、一度で済むという、あちこち回らなくても、そういったことをしっかりやりますよということが10年ビジョンにもちゃんと載っていますので、是非町長を中心に、町民視点での窓口業務の改善、見直しというのを時代の要請ですので、できることをしっかりやっていただきたいと思います。町長から最後に決意のほどをお伺いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘をいただきました。本当に町民が喜んで役場に来て、楽しく用事を済ませて帰っていけるように、同じことを繰り返ししなくてもいいように、そう済むような窓口にしてまいりたいと思います。これは、町民もそうですし、また事務をする方もそうなってくると思いますので、今後取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 町長、教育長の御答弁をお聞きして、ある程度安心しました。
是非私たちも議会の立場から、車の両輪として是非執行部の皆さんと共に頑張ってまいりたいという気持ちで質問させていただいていますので、是非前向きに共に頑張ってまいりましょう。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君の一般質問を終わります。
昼食のため暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時02分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5番、喜山康三君に発言を許します。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 令和4年第1回定例会の一般質問を行います。

1 就業管理や人事、採用のあり方の改善に取り組み、住民サービス向上を図る考えはないか。

(1) 窓口や担当者が判らない、対応が遅い、文書送付が遅い、外勤中に私用を行っているのではないかな等、苦情や指摘がある。見解を伺いたい。

(2) 非常、日常業務における職員の配置、適材適所、男女役割分担、管理職養成などを念頭においた人事、採用等が行われているか見解を伺いたい。

(3) 業務全般を精査しアウトソーシングできる事業は委託あるいは委嘱等を進め行政事務作業のスリム化を進める必要はないか見解を伺いたい。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それではお答えいたします。

最初の就業管理についてです。

役場窓口や担当者については、庁舎内の職員配置と所管する担当業務などを記した職員座席表を作成し、庁舎1階窓口の町民福祉課に設置するとともに、窓口職員においても担当部署の案内を行っているところです。御指摘の内容については、町民の利便性向上を図るべく、庁舎入り口の案内板設置や担当課窓口の案内版などについて検討し、町民に優しい庁舎機能に努めてまいりたいと存じます。また、業務の対応・苦情等については、今後、職員の担当業務のスキルアップ研修や職務専念義務など服務規程の徹底を行い、職員資質・能力の育成に努めながら住民サービスの向上に取り組んでまいります。

次に、２番目の人事採用のあり方についてです。

職員の採用につきましては、地方公務員法に沿って、職務遂行能力を持つ職員を広く募るという観点から、公正・平等のもと、一般的知識・適性・専門知識及び適応性判定等の方法により任用いたしています。また、平時の職員の配置につきましては、職種・免許並びに在職年数及び平素の執務遂行状況等の勘案に加え、全課の年齢的なバランス等も勘案して配属をいたしています。御承知のとおり、平成５年度以降の大幅な行政機構見直しによる新規採用数が僅少の時期が約１５年以上も続いた影響が尾を引き、大きな空洞が生じている状況です。平成５年度からの１６年間で１５人採用し、そのうち１人は保育士として採用しましたが、現在は一般行政職として従事しています。

令和３年度的全職員男女比率は、男性６１人（５７％）、女性４６人（４３％）でほぼ同数であり、採用１０年以下の若い職員が７０人（６５％）を占めていますが、加速するデジタル化社会に即した対応や、若い女性の視点に立った社会構造への転換・改革等が加速するものと大いに期待をいたしています。また、一島一行政区であるがゆえの職種もあり、補助員として多くの会計年度任用職員を補充しながら運営をさせていただいています。今後、より高度な行政サービスの充実を目指すためにも、業務の外部委託や専門職の活用を導入していくとともに、各種会合や研修等へも積極的に参加し人材育成を進めていけるよう、職員定数の見直しについても検討し、人員体制づくりを進めてまいりたいと考えています。

非常時の配属につきましては、職種や人員配置等を考慮した上で課単位に分担し、初動体制が取れるよう配備いたしています。災害の長期化や予測不可能な突発的な事案につきましては、特に、台風以外で先般の津波警報時の対応状況は、各地域の反省報道等を参考に、関係機関と協議を進めているところであり、各集落の自主防災組織の確認・見直しや連携を精査して一層有効かつ効率的に機能する組織づくりを目指し、一体となった危機管理体制を醸成してまいりたいと考えています。

次に、アウトソーシングできる事業の委託あるいは委嘱です。

本町においては、労働者人口の減少に伴い、各種産業の人材不足が顕著となっており、本町の深刻な課題となっています。役場職員の採用においても同様に、応募者数が年々減少し、今後の行政運営が危惧されているところです。一方で、行政ニーズが多種多様化・高度化し、専門性の高い業務など行政が担う業務量は増大してきている現状です。今後の行財政運営や行政サービスの低下を招く事態が想定されているところであり、御指摘のとおり、業務全般の精査やアウトソーシングによるスリム化は必須であると考えます。今後、行財政改革の推進により、可能な職種については指定管理者制度の活用や業務委託を進めるとともに、デジタル技術を推進

し業務の効率化を図りつつ、行政ニーズや住民サービス向上に努めてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 先ほどの南議員や沖野議員の中にも、大分重複するのがいっぱいあるのですが、やはり役場の窓口というのは、町民に対して優しい窓口であるということが僕は大原則ではないかなと思っているのです。優しくて丁寧にきちんと。なかなか字も書けない、字も見にくいお年寄りの方から、若年の方から、さまざまな方が町民としていらっしゃるわけで、その方々に対してどれだけいわゆるムイマガエをしているかね、心遣いをしているか、その辺のことが非常に私は強く感じるのですが、まず役場の中に入ってきて、町民がどこを見たら、どこに行ったらいいかわからないのですね。普通、入ったら、天井から案内板が下がって、課の名前があって、その中に取り扱い、いわゆる中の業務内容を軽く書いたものがあるって、役場に入ってきたお客様が、ああ、どこに行けばいいなというのがわかりやすい表示、まずそのことから大欠陥の状態だと。この答弁の中にはいろいろ優しいというか、それは役場に限らず、道路のつくり方やいろいろな公共施設の整備のあり方にも、そういうことは私は波及してくると思うのです。ちょっとこれから外れるかもしれませんが、今役場の前を舗装していますよね。あの舗装について、私は由々しき問題があるなと思っているのです。これについて何か感じたことはありますか、町長。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） どうお答えすればいいかわかりませんが、本当に向こうに信号をつけて、往復を整理してくださってたり、それから今後の使用のために一生懸命工事をしているから、また期日が迫ってきているので頑張っているというふうなことは思っていますが、それに対して私がこうこうというふうなことは今申し上げておりませんので、申しわけありません、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） あのですね、すごく傾斜が強いのですよね。あれ、大雨とか雨の強いときなんかは、車とかバイクとかのスリップ事故が起きないかなと思って、私すごく心配しているのですよ。それで、前にも言ったことがあるのですが、町道の道路の横断にはグレーチングの鉄製のものは使わないで、できるだけコンクリートを使ってほしい。ブレーキの利きが悪くなるのですよ。だから、今度この道路が完成して事故が起これなければいいなとすごく心配していますので、そのことはこっちでちゃんと申し上げておきます。安全対策をよろしくお願いします。

それで、この最初の質問の中に外勤中に私用を行っているのではないかなどの、いわゆる服務規程の徹底を行いますというのがありますよね。ただ、町民からそう

いう苦情があるからそれは誤解かもしれないですよ。確かにわからないわけです。けどね、やはりこういうことが届いているということは、それなりのことがあるのではないかなと。今回一般質問にこういうことを取り上げていいのかな、どうしようかなということで随分考えましたが、これは今回に限らず、以前から指摘されていたことなのですよ。役場の中に出勤簿はあっても、お帰りになるときの退出簿というのはないですよ。そして、いわゆる残業管理もあれではできないですよ。残業管理をどうしているかなと。出勤してまたいわゆる島内出張であったとしても、課長決裁でやっていると言うのですが、それは課長の方できちんと記録づけしていますか。その点はどうか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 町内の外勤ということで考えますと、各課において何時から何時までどこに行く、あるいは何時から何時まで休みとかそういったところはもちろん課長には報告をもらって、また各課に掲示板に記載してもらって、その情報共有はしているところだというふうに感じています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 要するに、看板にかけて明日は消すと言うのだったら、記録も何も残らないわけですよ。町民から、工作中自分のことしているのではないかと言われてもチェックの使用がないわけですよ。ただ、その辺の役場業務のあり方として、いわゆる文書主義というのを全部ほったらかしているような感じがするので。是非この辺のけじめをしっかりとやっていただけるかどうか、副町長、御答弁をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今喜山議員からおっしゃられたことは、確かに我々場内にいますとなかなかそういった目線が気が付かないところがありますので、どういった対応ができるか、どうやったらよりわかりやすいような対応ができるかというのを、もう一回ちょっと全体的に見直してみたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 業務上で行っていることは、後から検証する形できちんと記録してほしいと、それが大原則ではないかなと僕は思うのです。それで、ずぶずぶの関係では駄目ですよ、上司と部下のずぶずぶの関係では。課長は課長らしく、部下は部下らしくね、上司の命令をきちんと聞いてきちんと仕事を行う。僕はそういう基本的なことがずぶずぶの関係になっているのではないかと。副町長に口答えしたり、町長に口答えしたりしたら職員はどうなるの。職場で示しつかないでしょう。この辺のけじめはしっかりといただきたい。それでいつでもこれについて検証で

きるようにしてほしい。以上、それを要求しておきます。これはね、もう随分前から言われていることなのですよ。私、平成18年度に与論にいらした方で、与論からも帰られた方から文書をもたらたのですが、これについてちょっと匿名希望できているのですね。「与論町役場の職員は、はっきり言って仕事をしているように見えません」、これはもう十何年前の話ですからね、気にしないでくださいね、この人の主観ですから。それとともに、「役場ではこちら声をかけないとすぐ目の前にいても絶対に動こうとはしないので、誰が担当で誰に声をかければよいのか必ず迷います」、これは、今でも若干あるのではないかな、そんな感じがします。そのほかにいろいろありますけど省略しますが、この辺のいわゆるけじめ、上司と部下とのけじめとともに町民に奉仕するのだという基本的なことを、是非忘れないで頑張ってもらいたい。私は、これはほんの一部の職員だけだと思うのですよ。私は全部が全部そうっているわけではないですからね。一人、二人の不心得者がいて、こういう評価になってしまうのですよ。是非、お願いします。私ここ10日間ぐらい、夜、役場の方に8時に来たり9時に来たり、9時半に来たりとかして、ちょっと見てみたのですが、本当に日頃一生懸命頑張っている、夜遅くまで残業して頑張っている方がいる。本当に頭が下がりますよ。ああ、こんなにまで頑張ってくださいっている、本当にまたそういう人たちに報いるようなことをやっていただきたい。それを是非お願いしておきたいと思います。

今度は2番の方に移ります。職員の採用とかこの辺についてですが、この答弁の中に「一般的知識・適性・専門知識及び適応性判定等の方法により任用しています」とありますが、専門を持っているという形で採用されてから、5、6年とか一定の年数が経ったら、またほかの部署に配置されている方も何人かいらっしゃるよね。必ずしも専門だからといって、未来永劫に退職するまでその場所にこの方がいらっしゃるわけではないわけですから、逆にそういう方がスキルアップをして、管理職にもまたなっていただく必要がある。管理職になるためには、1つの部署だけでは駄目でしょう。だからその辺の配置転換については、どのような考え方でやっているのか。そしてまた本人がやる気を出すように、これをきちんとあなたはこういうことですから、こういう形で評価をしていますよということを私は出しているのではないかと思うのですよ。その辺についてはどういう考え方ですか、町長でも副町長でもお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） お答えを申し上げます。先ほどの就業管理についてですが、本当に喜山議員が先ほど最後の方におっしゃったように、一生懸命頑張っている職員もいるわけでございまして、中にそういう者がいるというのがもしおりましたら、

ひとつ教えていただければありがたいと思います。また、私の指導の不徳の致すところですので、その点はまた指導してまいりたいと思います。全体的には私は精一杯頑張っているのではないかなと、職員に本当に感謝をしているところです。もし、その評価が間違っていれば、私の不徳ですので、ひとつ御指導をお願いしたいと思います。

それから、今の人事管理のあり方ですが、おっしゃるように採用いたしまして、3年、4年経っていきますと、ほかの課の経験もさせながらみんなで盛り上げていく、そして体験をとしてその人が成長していけるようにしてまいりたいというふうなことで人事をしているわけですが、今後またそういう方向でしてまいりたいと思います。とにかく、今のところ本当に採用したい人数の応募が少なくて、ぎりぎりいっぱいできているところだということは、また御理解いただければありがたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） お手元にちょっと資料をお届けしてあるのですが、2015年、平成27年山町長が就任した後の退職者リストですよ。これで、58人が退職されているですね、今まで。山町長が町長になってからね。その中に最初の方に、採用されてから1年未満で退職された方が今回1人いらっしゃいますよね。それでいわゆる退職理由が依願退職だとか応募認定、依願退職と似たようなものではないかと思いますが、これだけの退職者の表をお目通しいただいたと思いますが、これについて町長の御感想はいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。この表を見ながら、ああ、あの人のことだなということを思い出しながら見ていたわけですが、本当に私の不徳の致すところではないかなとも思いますが、それぞれその人の退職願いを出すときの理由を聞いています。それぞれ私の力ではどうしようも対応できないような理由で辞めていかれます。中には健康的な理由もあるでしょうし、また、ほかの仕事をしたいという理由もあったりですね。本当にいろいろな理由で依願退職されていきますが、そのたびに何とかとどまっていたきたいというふうに説得をするのですが、なかなか私とは仕事をしたくないのか辞めていかれますので、本当に申しわけないなと思っていますところでは。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 町長、そんなことを私は言っていませんのでね。山町長と仕事をしたくないから、職員が辞めていっていると言っているわけではないので。ここに私が一番気になるのは、結局採用されて5年未満の人が、いわゆる6人退職され

ていますよね。今からだと、そろそろ慣れてきたな、頑張ってくれるかなと思ったところにきて辞めるわけですよ。次の場合が結局在職してから7年から25年、その間の方のいわゆる今から与論町を背負っていく、本当に大事な年代の方々がすっぱり抜けちゃってきていますよね、この年に、この辺で。だから、私が言うのは、心配するのは、もちろんさまざまな事情があるかもしれないが、この方々がもう辞めたくなると、そういう何かが役場の中にも起きているのではないかと。1つの世代交代の減少ではあるかもしれないが、やはりこの方々にもものすごい仕事が集まってきたのではないかと、ものすごい負担をかけているのではないかと。そういういろいろなことが、私はこれで単なる辞めたとかどうのこうのではなくて、この職員がこういう20年与論町役場に勤めていて、「よし、俺は与論町役場を背負っていくのだ」というような意気込みで職員になって、採用になって頑張って、「よし、今度俺は課長でもなってやるぞ」と、そういう意気込みを失せてしまった理由が何かあるのかなと思ったりするわけですよ。この辺については、やはりここが人事をする町長と副町長の重大な責任がここにあるのではないかと。ただ、前回の南町政の中においてのいろいろなそういう構造改革とかということで、一昨年12月にも同じようなこれと似た質問をして答弁をいただいています、ならば、もうすでにそれから何年経っていますか。その間にこういうことが起きないために、どういう対策を講じていたのかなというのが疑問でお聞きしているわけなのです。職員がすっぱり抜けていくのは、もう誰が見てもわかります。来年、再来年あたりも相当定年退職で抜けますよね。そういうのはもう決まっていますよ、スケジュールに。そのためには今何をされたかと、今まで何をされたかということをお聞きしたいのですが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 役場に採用されまして、定年退職まで勤めあげて退職されるというのは、過去20年間の例を見ましても約半分です。行革の中で勧奨という制度が一時期取り入れられまして、要するに希望退職というのがあったわけなのですが、そのときに55歳以上の方々が大部分退職もされています。現在のこの状況を見まして、職場の環境というのが必ずしも悪いというふうには私は感じてはおりません。退職をされた皆さんの中には、新採で募集した皆さん方もいらっしゃるわけなのですが、役場としての行政としての仕事のイメージというのが、本人が持っていたイメージと、実際に入ってみて役場職員として地域あるいは職場の仲間から見られたときに、自分がそれが相応しいか、あるいはついていけるかいけないかという判断の中で、やはり私はほかの仕事の方がいい、あるいは若いうちに島外へ出て、いろいろな仕事をまた経験していきたい、この中には家族的な要素がいろいろある

わけなのですが、もちろん多種多様な仕事の中で、外で見ている事情よりも複雑な仕事の今からのがいろいろあって、大分中身は違っているのではないかというふうにも思います。そういった中で、ここ数年はまたストレスの検証というのも職員、臨時職員も含めて全員執り行いながら、各課の勤務の状態はどうなんだろうというのを把握しながら進めています。さらに、異動の希望についても毎年取りながら、そういった対応をさせてもらっていますが、課の事情によってはどうしてもその職員が抜けてしまうと、これまでの事業計画やその課自体の仕事がまたストップしてしまうというようなこともありまして、なかなか後任が育てにくいというのも現状です。特に技術職におきましては、その職で採用をすればいいわけなのですが、現在の採用の状況も、一般行政職を主という名目で取っている関係もありまして、最大10年ぐらいを目途に、技術の養成もしながら進めています。私が知っている範囲内では、1つの課に29年おられた職員もいます。もう退職をされて亡くなった役場のOBの方なのですが、その方に私は8年間同じところにいたから異動させてくださいという、当時私の課長だったものですからお願いをしたら、「おまえはそこに何年おったか」と「8年です」と言ったら「ばかもん」というふうに言われたこともあって、やはりそれだけ専門職の育成というのが難しく、また採用も応募もないというような現状の中で、苦心さんたんしながら、役場の行政を今進めているところであり、いろいろなまた御意見もいただきながら進めてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 副町長ですよね、与論町職員の人事評価に関する規定の中では、その他の職員の被評価者は、課や局、園長になっていますよね。そして課、局、園長、所長の評価者は副町長になっていますよね。そして副町長の評価者は誰もいないわけね。そして二次評価者ね、そして確認者は町長です。これを見る限り、やはり人事における評価とかそういう者は、全て副町長に責任があると。少なくともこれを見る限りはね、私はそう思っています。私がお尋ねしているのは、今日のこの状況というのは少子高齢化で採用も大変な時代に入ると、当然計画の中に織り込み済みなのです。このことについては前の町長のときにも再三申し上げました。近いうちに人材に奪い合戦が始まりますよと。町として何らかの対策を打つべきではないですかということで、私は一般質問をしてあります。ということは、こういう状態になるのはもうわかるはずなのに、何をしてきたかということを知っているのですよ。それはもう仕方がないとしても、では今後どのようなやり方をしているのか、それについてお聞きしたいのですが、私、これに対する1つの提案として申し上げたいのは、採用試験のあり方ですよ。採用試験についてはどのような方法

で行っているか、これをお聞かせください。筆記試験とかいろいろあるでしょう、採用するときの採用方法は。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 募集につきましては、公募という形でこれまではずっとやっています。試験の内容につきましては、先ほど町長が答弁をされたとおりですが、今後のあり方としては、専門職をもっともっとやるためには、大学あるいは専門学校等へ直接こちらの方から出向いて、人材の確保、学校側からの推薦とかをいただきながら、逆にまた与論出身の子供たちをどうすればそういった人材が育てられるかというのも、今後考えていきながら人材というのは揃えていければというふうには考えています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） どのような採用方法を行っているかということをお尋ねしているのですよ。例えば筆記試験があるでしょう、面接試験があるみたいですね。それから論文とか作文とか、そのほかに何かありますか。その試験をするときの採用試験では。それで点数配分のあり方についてさまざまな風評を聞きますよ、その風評の問題は別としてね。採用試験の中で面接というのも相当ある意味ウエイトの大きいことですよ。確かに数字とか作文がうまく書けていても、やはりそれにはないその人のすごいいいものを引き出すとか、見つけるのは面接がすごく重要だと思っています。それで、面接においてお話を聞くと、みんな島内の方ですね、いわゆる有識者ですよ。後でこの有識者が誰々か名簿を出してください。これについて私が提案したいのは、面接においても島外のいろいろなことを知っている方々にお願いをして、面接官に入ってもらいたい。そういう方法で、もっと公平でもっと優秀な人間をこういう方々が見出すかもしれないのですよ。私たちは井の中の蛙で、アグンチャーどうしパラビンチャーどうし集まってね、あれを採用しようこれを採用しようというそういう話ではないと思うのですよ。そういうことのしわ寄せが今日のこういう状況をつくっているのではないかと、私はそう思っているのです。この面接官については、第三者委員機関に委託するか、本町関係者以外の者を多く入れるなど改革を進めてほしい。そのことについてはいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） おっしゃられていることも確かにわかります。現在、筆記試験とかあるいは作文とか面接とか、必ずしも100点満点だからそのことが採用になるということではなくて、ある程度の率を設けまして、その率を案分してトータルで結果的には採用、不採用というのを出しているわけなのですが、またそういった面接官につきましても是非相応しい方がおられましたら、また我々の方にも御提

案いただければと思います。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 瀬戸内町の方にもちょっと電話をしてお聞きしたら、東京からも採用しているみたいですね、もちろん与論も島外の県外の方も採用していますが、ある意味、日本中に開かれた採用の場をつくっていくことも、とても大事なことじゃないかと。是非そのことをお願いしておきます。それからさっきの表の件ですが、入ってから間もなく退職された方々も、中堅の方々も、ある意味過重労働があつて辞められている方もいるのではないかと先ほど言いましたが、残業についてはどのような管理状況をされていますか。残業のための台帳とか、その辺はどんなものがあるのか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 基本的に残業については、残業する職員が課長に決裁をいただいて、そこで何時から何時まで残業しますということで、その許可を受けて業務に当たっているというふうに思っています。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 課長の残業はどうなっていますか。課長の残業はどうやってつけていますか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 課長については、残業手当というよりかは管理職手当とか、そういったところで対応しているところです。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） ということは、課長クラスになれば、結局残業は全く管理されていないと理解してよろしいですね。僕は、残業時間のことを言っているのですよ、手当とか報酬とかそういう話ではなくてね。要するに、過重労働を強いていないかということを言っているわけですよ。それをチェックするのは、残業時間のチェックがないと過重労働をしているかどうかわからないでしょう。それはどうなっているかということをお聞きしているのですよ。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 課長についても、もちろん勤務については副町長までの決裁というふうになっています。また、残業かどうかというのはちょっとわからないのですが、庁舎に出入りする内容については、庁舎管理規程の方で何時から何時というのは確認しているところです。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 私がお願いしたいのは、課長でも私が見ていて、本当に昨日の

日曜日でも残業しているのですよ。そういう課長もいらっしゃるわけですよ。要するに、課長だからといって、いくらでも残業していいという話ではないでしょう。体壊すかもしれないですよ。逆に大事な課長が病気したらどうするのですか。その残業が多い人は、仕事の能力がないから残業ばかりするのだと言う人もいるわけよね。だからあまり残業もつけられないとかって言う人もいるわけ。しかし、職員の労務管理、健康管理とかそういうものを考えた場合、やはり一定の形できちんとした残業、その辺の記録、それは大事ではないですか。そこについては、今後きちんと詰めて、きちんとやっていただけるかどうか。本来は労働組合もあるでしょう、与論町には。その組合が機能していないから言っているのですよ。その職員をじゃあ誰が守るのですか。みんなやりたい放題押しつけて仕事をやる人だけが一生懸命やって、そんな感じに見えてしょうがないのですよ。いかがですか。だからこの労務管理も残業管理もきちんとしてやっていただきたい。それはいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） その辺につきましては、職員につきましては、先ほど総務企画課長が答弁したとおりですが、課長等の時間外の勤務等につきましては、再度また検討もしてみたいと思います。ただ、一般の業務が終わった後に、どうしても整理をしておきたいという仕事も結構また残ったりもしますので、その辺については本人と話しながら進めていければと思います。今後の業務がやはり多岐にわたってきますので、今回、課の分離ということも4月から検討をいたしていますが、全体的な職員の定数とかそういったことを考えたときに、与論の財政規模にあった職員が、規模が大体140人ぐらいだというふうに理解しています。現在与論町の職員は115人の定数を持っておりまして、それからすると大分人数的にも足りないというのは自覚をしていますので、より課の統廃合を含めて、業務のスリム化といったようなことについてもどういったことができるかということも含めて、検討してまいりたいというふうに思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 次に移りたいと思います。いわゆる今副町長が言われた、やはり役場職員の業務の軽減、アウトソーシングというものをどう考えるかということ、もう少し真剣に考えなくちゃいけないのではないかと。先ほど南議員への答弁で教育長から言われた、いわゆる部活とかそういうものというのは、やはり学校の先生方に相当負担をかけていると。ある意味1つのアウトソーシングですよ、教育長。私はとてもいいことだなと思う。そして、さっきのまた避難とか防災関係のことでも、あのことは各字に、ちゃんと町からも補助金を出しています。そしてそれはさっき言ったように「自助・共助・公助」ですよ。やはり特にそういう非常

事態のときには、お互いさまだということの考え方で、ああいう避難体制のことについても総務企画課の方で丸抱えをして苦労しないでほしいわけです、逆に。そういうものをいわゆる字の皆さんにお任せしていいのではないかと。今回コロナの件で、前に林敏治議員が言われましたが、コロナが出たおかげで少し楽になったところもあるよと、もうそれは当然でしょう。いろいろなイベントを中止して、それで役場職員が夜、昼駆り出されているわけじゃないですか。その辺も非常に気がかりですよ。だからそういう意味でも、役場職員は役場の本業に専念できる環境、時間的ゆとりをあげてほしい。それをすべきではないか。つくづくそれを思いますので、是非そういうことを配慮しながら、事業計画とか進めていただきたい。先ほどの沖野議員の質問の中にも、組合の質問がありましたよね。あの組合の発起人は役場がやっているわけですか。あれは事業者が主体的にやるべきの話であって、ああいうものを逆に町の職員を借り出して、何もかも職員にさせるようなやり方は今からはできるだけ控えてほしいなというのが、僕を感じなのです。そのことについてはいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 職員の定数とかというのを先ほど申し上げましたが、その専門職を育成するには、時間がかかる。であれば、今喜山議員がおっしゃったように、その専門的な知識を持っている外部に委託をした方が早いというのはよくわかります。特にいくつかの事業があるわけなのですが、またその事業課にまた聞きますと、何とか予算を抑えるための努力というのも、またそういったのをやっているところもありますので、その辺は外部の専門家の活用について積極的に進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 先ほどの組合の件で、職員がかなり時間を割いているといった内容だったと思いますが、発起人については事業者の代表ということです。役場としては、その国からの交付金の申請とか町からまたかなりの支出が伴ってきますので、その辺を連携して取り組んでいるということです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） よくわかりました。私が申し上げたいのは、観光協会の活動とかそれから堆肥センターの問題とか、本来は事業者が受益者負担とかって言われるわけですよ。その事業者の方々がいろいろ考えて、自分なんかでやりましょうと。そのときに、行政としてここまではお手伝いをしてくださいということについては、やぶさかでないわけですよ。そこに職員を配置したり、職員がいろいろな文書をつくったりさまざまなことというのは、もうできる限り省いてほしいと、僕はそれを

言うわけですよ、観光協会しかり全て、いろいろな意味でですね。できるだけそういう形でアウトソーシングできる仕事は何があるか。例えば、建設課の道端の草刈り、あの事業なんかでも事業者にもう全部ほうっていいじゃないですか。例えば、あの道路脇の草刈りについても、作業日報とか作業報告書というのがちゃんとつけられているのかというのが疑問なわけ。今日何メーター、どこどこの線を何メーターして、何時間で終わったか。そういう作業日報もちゃんと記帳されているかね。先ほどの島内出張の件ではないですが、この辺のこともきちんと記録することによって、アウトソーシングするときにどれだけの経費を使っていると、その経費をより安くで事業者が請け負わないかということが可能ではないかと僕は思うわけです。だからそういう意味でも、そういう記録簿とかもしっかりしていただきたいということと、アウトソーシングは何ができるか。今度のラブセンターのことも同じです。是非その辺もあわせて、総洗いしていわゆる職員の業務の軽減、スリム化を達成して、もっとすばらしくて魅力ある与論町役場をつくっていただきたいと思いますが、教育長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 与論町の全体というのはもうおっしゃるとおりで、みんなが役場だけでなく、働き甲斐のある、住み甲斐のあるまちというのは大事ですので、新しい時代に向けてはそういう想定をした動きは大事だと考えます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ありがとうございます。課長の皆さんにも聞きたいと思うがやめどうか。町長に一言もらって、私の一般質問を終わりたいと思いますので、お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 喜山議員のおっしゃるとおり、役場の職員の負担を減らそうということでおっしゃっていただけることは、本当にありがたいと思います。各課ですね、やはりそういうふうにアウトソーシングできるのは何があるのかというのを拾い出してまいりたいと思いますが、皆さん方が一生懸命どうすれば町民のためになるか、どうすればできるかということで取り組んでいるものですから、これもあれもということで抱えてしまったということがあったと思います。できるだけ一般にお願いするということは、また一般の活力を増すことでもありますので、そういうようなことで考えてまいりたいと思います。本当に御指摘ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 終わります。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

次は、2番、原栄徳君に発言を許します。

2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 一般質問を行います。

1 持続可能な社会の実現に向けての与論町の取り組みについて

(1) 持続可能な社会の実現を目指すため、世界が共通の目標に向かって取り組みを進めている。脱炭素社会の実現2050年・SDGs2030年について与論町としての考え方、各課における取り組み状況とそれぞれの目標年における達成見込みを伺いたい。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 持続可能な社会の実現に向けての取り組みについて申し上げます。

脱炭素社会の実現に向けての具体的な取り組みについては、第3次与論町地球温暖化対策実行計画に基づき、電気量の削減を重点的課題としています。公共施設のLED導入、クールビズ・ウォームビズによる冷暖房機器の節電、ごみの減量化・発生抑制・リサイクルによる廃棄物処理場の節電等を行っています。

また、住環境整備において、高断熱性能の確保、再生可能エネルギー設備や蓄電池の設置などZEH基準の省エネ性能を備えた住宅の普及に努めてまいりたいと考えています。

SDGsは、17の世界的目標、169の達成基準、232の指標からなる持続可能な開発のための国際的な開発目標として、地球規模の大きな目標ですが、各市町村での小さな取り組みが積み重なって大きな目標達成につながると考えられます。

環境課関連分野においては、環境教育、海洋資源の保全として、地下水・サンゴ・希少野生動物・海岸清掃等について、関係団体と調査・協力しながら、関係機関への講演や海洋教育との連携により、小中高等への出前授業を行い持続可能な社会の実現に取り組んでいます。

観光分野においては、SDGsの理念に基づく持続可能な観光の国際基準「GSTC」を活用した持続可能な観光地づくりに向けた取り組みを今年度より始めており、観光庁のモデル事業や地方創生交付金等を活用して実施しています。

今年度の具体的な取り組みといたしましては、今後10年を目標とした持続可能な観光振興計画の策定、GSTCに基づいた観光地としての初期診断や与論オリジナルの基準づくり、島の文化や営み、海洋保全の取り組み等を生かした観光プログラム造成等を、町や観光協会が主体となり、和歌山大学や観光事業者とも連携しながら取り組んでいます。今後の目標やロードマップ等につきましては、現在振興計

画の策定委員会において協議を行っています。

産業振興課に関連する部門においては、地下水への影響については、畜舎由来の汚水の流出や、さとうきびをはじめとする農作物に対しての化学肥料の施肥による窒素成分等が地下浸透することによる影響が懸念されています。畜産については、令和4年度に導入予定の自走式木材破砕機を活用した畜舎への敷料供給体制の強化を図り汚水流出防止に努めることや、堆肥舎整備等による雨水対策事業を行うことや、農作物への化学肥料等の施肥についても農作物別の適正施肥量などの研修や指導を行うことで環境に配慮した取り組みを推進してまいります。

海の豊かさを守る取り組みとしては、離島漁業再生支援事業を活用し藻場造成、サンゴ礁保全など、豊かなイノーの再生に向けての取り組みを行っています。地下水とも関連のある家畜由来の汚水や化学肥料、赤土流出等の海洋汚染防止の取り組みも同様に各種事業を活用してまいります。

農業委員会においては、平成28年の農業委員等に関する法律の改正により「農地等の利用の最適化」の推進として、農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組むことが位置付けられており、本町においても農地パトロール・遊休農地調査や戸別訪問による利用意向調査を行い、農地の適正利用の推進に努めているところです。

今後の具体的な取り組みとしては、10年後を目標とした最適化活動の目標を設定し、農地の利用意向調査等をもとに農地の出し手と受け手のマッチングによる担い手への農地の集積や狭小農地等の集約化を進め、作業の効率化によるコスト削減を図るなど、持続可能な農業生産性の向上による農家の生産意欲が高められるよう、関係機関と連携し取り組んでまいります。

建設課においては住環境整備における取り組みとして、少子・高齢化社会に対応し、住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる住まいの実現を目指して、高齢者や子育て世帯など誰もが安心して快適に暮らせる住宅・住環境を目指すこととしています。また、多様化している住宅困窮者の安定確保を図るとともに、住宅のバリアフリー化を促進してまいります。

総務企画課に関連する部門においては、与論町男女共同参画基本計画や与論町特定事業主行動計画を策定しているところであり、性別に関わりなく、一人一人の人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる持続可能な町づくりの実現に向けた重点目標の基本方針に基づき、各種施策に取り組んでまいります。また、離島及び台風常襲地帯で本町に適した費用対効果の高いクリーンな新エネルギーの導入について、研究機関や企業と連携した最適なエネルギー利用形態の検討を行います。

教育に関しては、どの子供たちに対しても質の高い教育が提供されるように、ICT機器を活用した「個別最適な学び」の推進や、就学援助制度・育英奨学資金制度の活用、学校と関係機関の連携の充実に努めます。また、子供を含む町民全体の人権意識の向上を図るため、学校教育と社会教育が一体となり、ジェンダーの平等や性的マイノリティへの配慮に関する教育を計画的に展開していきます。

町民福祉課に関連する部門においては、貧困をなくするため、さまざまな生活困窮者を支援する助成制度の拡大や、あらゆる年齢の全ての人に健康的な生活を確保し福祉を促進する意味合いからも、より健康増進事業の充実とさまざまな福祉事業の拡充に努めてまいりたいと考えます。

また、ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化という観点から、男女共同参画を推進し、さまざまな分野における女性の社会参加を促してまいりたいと考えます。

さらに、包括的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい雇用を促進する観点から、働き方改革を行い、雇用環境の改善を図る必要があるものと考えています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ほとんど総論的な答弁をいただきました。少し踏み込んで各論的な質問をさせていただきます。

最初に、住環境整備について。これから住宅整備事業やまたいろいろな建物、そういったことに建設課として関わっていくのですが、建設課の課長もそろそろどこかへ異動されるという話を聞きましたので、異動される前にちゃんとしたことを聞いておきたいなと思っています。まず、さっきも申した住環境整備、答弁に再生可能エネルギー設備、蓄電池の設置、省エネ性能を備えた住宅の普及に努めるということで、町長から答弁をいただいたのですが、この考え方は、いつからどのような形で進められるのかお答えいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） お答えいたします。

まず2050年に向けて脱炭素社会の実現ということで、国の方も掲げておりまして、建設課の方でもまず住環境の整備をどうするかということですが、公営住宅の建設に向けても令和4年度の予算、新規事業から、住宅の共用部分に関しましては、太陽光発電みたいな再生可能エネルギーの設備を設置するというふうに義務付けられています。ということで、また国の方でもそれに対するZEH基準というのがございます。ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスという略でございまして、正味ゼロエネルギーを目指すということです。大まかにいいまして、住ま

いの壁とか床とか屋根とかの断熱性、高断熱性の素材を利用して省エネ性能を上げたり、また空調ですね、冷暖房それから給湯、それから換気とか照明のそういった省エネの性能を上げた機材を使って、エネルギーの消費を削減するということと、またそれにはエネルギーを生んで二酸化炭素を消費するということをしないといけないので、まず太陽光発電、蓄電池などを設置して、そういった再生可能エネルギーのシステムを備えること、そしてまたその備えたところで、住宅内の消費エネルギーと太陽光発電等で作るエネルギーを確認できるシステムが必要になるということで、そのZEH基準がそういうことで定めています。それを認定されれば、国に申請すれば一律70万円ほどの補助金がもらえるというふうなシステムになっています。ということで、そういうことに関しまして、今後また新しく新築される住宅とか改築される住宅等については、そういったZEH基準を含めた基準を皆様に提案しながら、普及に努めてまいりたいというふうに考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。是非、国が進めている事業ですので、補助金も十分とは言わないが、それなりにあると思いますので、是非太陽光パネルを備えただけではなくて、これからも蓄電池もかなり安価になるという話を聞いています。そういった蓄電池も備え、そして給湯施設とかも電化に変えるとか、そういった産業でカーボンニュートラル、産業活動で排出した分は何らかの形で補っていくという、それを相殺してゼロに近い状態にするということですので、是非、その普及に向けて今後建設される住宅等については、できるだけそういった時代に沿うような形の住宅づくりをしていただきたいと思います。

次に、同じく建設課なのですが、これもカーボンニュートラルについての関連することなのですが、今建設課で地上において土木工事、建設工事あるいは今の住宅整備工事、港湾整備工事、いろいろなさっているのですが、このカーボンニュートラルに対しての産業活動、経済活動で行うわけですので、その分のカーボンニュートラルとしての考え方、どういった形で還元していくか。考えがあれば一言お答えをいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） お答えします。

ありがとうございます。今、工事建設業で工事をしていますが、主なもので考えますと、先ほど言いました工事のときに利用する工事看板とか、それから信号機とかにつきましては太陽光を利用して、いろいろな掲示板とかに利用したりしていますが、ちょっと難しい質問でございまして、今なかなか即答はできませんが、何とかこのエネルギーを生み出して二酸化炭素を上手に使うということですので、すみ

ません後で、ちょっと暫く時間をください。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 私の方から少し提案をしてみたいと思います。道路工事なり土木工事というのは、絶えず自然を破壊する、壊して新しいものをつくり出すということで、産業活動で経済的に非常に暮らしは良くなるというその現在の状況ですが、その壊した分を、破壊した分を例えば植栽をしていくというね、緑化推進。その建設工事に対して、例えば100万円の建設工事に対しては、1%の緑化推進費として加算して発注をすると、1%にすれば1万円ですよね。1000万円ですれば10万円、それはもう建設事業費として組み込んでいくと。そして建設業者がその1%を緑化推進に使うと。例えば道路を建設するときに道路脇に植栽を植えていくと。また商工観光課が計画している緑化推進事業に協力していくというような形で、事業者自身も同時にそのカーボンニュートラルに参加をして進めていくという形で、事業化してほしいなど。そして、陸の上の工事は今、住宅建設、土木建設、道路工事とかそういったことには緑化推進を進めていくような、商工観光課には木ではなくて花の咲く草花や、そういったのも金額に見合って協力していくという方向にもっていけば、確実に1つの事業からカーボンニュートラルとしての協力ができるということになると思います。また港湾事業に対しては、また別の海洋資源の保存という観点から、産業振興課も今進めている、ここに答弁をいただきましたが、藻場造成とかそういったサンゴ再生プロジェクトとか、そういったのを答弁いただきました。その藻場造成といったものにも適用していけば、僕は十分確実にその事業自体が1つのプラスになっていくのではないかというふうに考えています。例えば、藻の増殖費としてさっき言ったテトラポット事業であったり、港湾整備事業であったり、それに関わる事業には確実に1%を藻場造成費用という形で組んでいただいて、その費用をもって確実に進めていくと。その今藻場造成に関しては皆さんも御存じのように、大手の味の素そして日建工学、これは一般の民間会社ですが。それと徳島大学、3者が協力をして、今環境活性コンクリートといったのを開発して、今実証しています。北海道から沖縄まで今80カ所で実際に利用して実績を出しています。また、その既存のもうつくってしまった、埋めてしまったそういったコンクリートブロックなり、テトラポットなり、そういったものにも後づけというか、そういったアミノ酸入りのプレート、ボルト止めができるようなプレート、そういったものも同時に販売をしているということで、そういったものにも1%を活用していけばどうかと。確実にそれは使わないといけないわけですので、その分は何とかなると思います。それプラス新たなプロジェクトをそれに関連したものを、産業振興課あたりでも計画をしていただいて、実際にやっていけば少しなり

とも時間をかければ、再生の道につながっていくのではないかという考えをしています。このアミノ酸入りのコンクリートパネルというのは、僕は非常にいいかなと思います。光が大体通る浸水、与論だった20メートル、30メートルは光が通るわけですので、そこ辺りまでは設置しても藻場造成ができると。光が届く距離だったら可能だということでしたので、是非その海岸沿いとか港の横辺りとかもテトラポットがいっぱい沈んでいるわけですので、そういったところにそういったのを設置していくという形で、1%の有効活用をしていけば、少しはカーボンニュートラルに近づいていくのではないかということで、是非そういう面も検討していただきたいと思います。これだったら探せばいろいろ補助金も出てくると思いますので、是非、執行部の方で考えていただいて、建設課長がいなくなる前に少し段取りをつけていただいて、本人がやりやすいような形で進めていただきたいと思います。この件について、建設課長か産業振興課長答弁を一言でいいです、お願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） ありがとうございます。ただいま話に出ました藻場関係ですが、実際にアミノ酸プレートにつきましては、以前テレビでも放映されて、結構藻場関係、魚関係が寄ってくるということで、大変いい関係で話を聞いています。現在、産業振興課の中でも藻場造成についても、徳之島とかが藻場をやっているのですが、なかなかこれといった成果というのが見えない状態で、いろいろやってもカメとか台風とか、そういったもろもろの災害や被害も受けながら諦めたのを藻場造成について努めているわけなのですが、今、原議員がおっしゃったとおり、そういった話とか環境活性化コンクリート、そういったことを私どもちょっと情報不足、勉強不足の点がございましたので、今後いろいろな情報とか伺いに行きますので、そのときはまた御指導の方をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） ありがとうございます。先ほどの件につきましては、私どもちょっと勉強不足で大変失礼しました。今の意見につきましては、大変貴重な意見です。私ども今後またそういう事業に還元して、少しでもその1%につきまして、そういったテトラポットなりアミノ酸をプレートに入れて藻場造成を努めるような試みも必要かと思うので、今後またいろいろ検討しながら、これからまたさまざまなやり方があると思いますので、それも検討しながら進めてまいりたいなというふうに思っています。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。是非検討ではなくて、もう早速進めて

みていただきたいと思います。検討している場合ではないと思いますよ、もう時間もないわけですので。是非、民間でもNPOでやっているところもあります。これは神戸製鋼と鹿児島大学と民間のNPOが池や沼の土を土のうみたいな袋に入れて沈めて、それから藻が発生するというね。だからそれはもういつでもどこでも沈められるわけだから、実際に藻が生えて僕もちゃんと見てきましたので。潜っては見ていない、設置している場所とか映像で見せていただいたのですが。そういった感覚で、とにかくもう海の再生、そして島を良くする。もう壊した分は何とかその修復していくような方向で努めていかないと、私たちの子や孫の後世の時代に、本当に罪なことをしたのだと、そのときの役場の方や議員は何をしていたのだというような言われ方をしないように、是非、即検討して、即実行していただきたいと思います。この件はこれで終わります。

今度はちょっと環境課に、以前私が脱炭素社会についての質問をしたときに、課長がLEDの導入とかクールビズとかということをやっているという、それだけの回答でした。ちょっと残念でならなかったのですが。その回答後、導入してやっていますということでしたので、どれくらいの効果があって、どういったことをされたのか、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） お答えします。

第3次与論町地球温暖化対策実行計画で行っているわけなのですが、令和4年度、来年度か完成年度になります。それまでに電気代を平成29年度比10%減にするということで活動したのですが、クリーンセンターに関しては令和3年度で何とか達成できそうなのですが、リサイクルセンターとかそういうところが逆に増えたりとかいろいろありますので、トータルとしてはまだ全然達成はしていないのですが、またこれからごみの減量とそういうのを進めながらやっていき、なるべく令和4年度で少しでも10%削減に近づけるようにしたいと思います。また令和4年度で実行計画の改正をしますので、それにはまた2050年度の目標に向けての計画も入れて、実行に進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） あまり進んでいないということですよね。もう目に見えて進んでいないと。できれば、もうある程度目に見えた形で、例えばLED、民間の家庭でも例えば50%はもうLEDになっていますよとか、そういった各家庭、一般島民の利益になるようなこともあわせて進めていただきたいと思います。

それと、ゴミ袋を今与論町自体が消費者に高額で買っているわけですよね。そのゴミ袋の年間の売上げというのか販売量はどのくらいあるのですか。

○議長（高田豊繁君） 朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） ごみ袋だけでしたら１２００万円から１３００万円ほどあります。

○議長（高田豊繁君） ２番、原栄徳君。

○２番（原 栄徳君） ありがとうございます。今言うように、ごみ袋を有料化したというのは、僕は大変島民の方にとっても焼却をする施設にとっても非常にいいことだったと思います。それで、ちょっと１つ提案なのですが、その例えば１袋から１円なり２円なり、そういったものを環境対策に回すようなことをしてはどうか。実際にその目標や目的をはっきりして、消費者から高くして売rinaさいということではなくて、今入っているその一千二、三百万円の１０％でもいい、そういったものをちょっと環境整備に確実に毎年使っていくというね。例えば、今、灰を処理しているところがありますよね、最終処分場。その最終処分場の周りにフクギを植えたつもりがほとんど入っていないよね。最初、観光立島でもあるし、観光地でもあるので、とにかくああいう施設はあまり見えなくするような風景にしてくれというような、最初の建設前にそういう話もしたこともあるし、そういうふうにしますということで、かなり行政の方は言われておりましたが。ああいった例えば今枯れかかっているフクギの再生とか、そういった景観形成に使っていくということで、もう燃やして二酸化炭素をばんばんじゃないが確実に出しているわけですよ。その分を何とかで相殺して補っていく形、それがカーボンニュートラルですので、それに協力しているという形で、与論町はこういうことをしていますよと言えるような、そういった事業もあわせてやってほしいのです。予算があったらやりますとか、予算がないからできませんとかそういうのではなくて、計画性をもってやれば僕は可能だと思うのです。その辺はどうですかね。これは僕の単純な考え方なのですが。

○議長（高田豊繁君） 朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） ありがとうございます。今環境課の方では、緑化推進ということで道路周りの下段の方は一生懸命やっているのですが、まだ施設周りがかかなり雑草が生えたり、またおっしゃるとおりフクギが半分枯れたりとかいう状況になっていますので、今度施設周りも中心にまた緑化を進めてまいりたいと思いますので、今おっしゃった予算の確保もまた検討しながらやってまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） ２番、原栄徳君。

○２番（原 栄徳君） 是非こういう面も進めていただきたい。例えば草取りをする、草払いをするというのは、酸素を出しているものをまたなくしているわけだから。また植えてほしいのです、その繰り返し。そういったことで再生にもきれいにすることはいいことなのだが、やはりそこをもっときれいにするために、もっといいも

のを植栽していくとかね。そういったことを同時に考えていただきたい。

次に、ちょっと教育委員会にお尋ねをしたいと思います。かなりソフト面の環境教育そして海洋教育、そういった面にはかなり力を入れていると。あと効果も出ているのではないかとと思っています。今、世界的な環境活動家にスウェーデンのグレタ・トゥーンベリさん、16歳。もう幼少期の頃からこの環境活動をしているわけですね。命がけでやっていると思います。それで、彼女が国連の総会に出席するのに飛行機も船も乗らずに、ヨットで14日間で、スウェーデンからニューヨークに入ったということで報道がありました。やはり今その環境に対して非常に若年層というか若い方々の方が、私たちより非常に興味を持っているわけですよ。だから幼少期からそういった環境教育に関しては、僕はもう本当に大事なことだと思います。幼少期からやっていかないと、我々もう年配の方は汚すだけで、環境にはほとんど興味はないのですよ。あと自分がどれだけ長生きをするかぐらいしか、興味を持っていないと思うのですよ。どういったら長生きできるか。環境なんかは関係ないと、そうだと思うのです。気にはしていても、実際行動としてそれを起こすようなことはしていないと思うのです。そこで僕は、食の面から環境教育にちょっと提案というか考えを述べてみたいと思います。今度給食センターをつくりますよね。これからいろいろ用地買収やいろいろ事業計画を進めるのですが、是非その給食センターを環境に優しい、そして今のその時代のニーズにあったつくり方を考えていただきたいなと。その点、ちょっとどうですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。大変大事な視点だと思っています。

災害にもという御要望もありまして、災害面をどの程度カバーするか、それから地産地消もあります。それから建物としての見栄えというのですかね、中心になりますので、そういったのを空とか横からとかというのもありますし、本当に今のおっしゃる食ということでは、今度は地産地消の中の栄養価の高いものをより多く取り入れる農業との連携とかいうのがありますので、さまざまな視点でちょっとこれがもうはっきり方向に移ったら、今度は形と予算設計に向けて、そういう意見を収集してどの視点を盛り込んだものにするかを考えてまいりたいというふうに思っています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。是非ですね、環境教育の面からして生ごみ処理機を設置していただきたい。第一次処理をして、そして第二次処理は堆肥センターにおのずと行くと思います。そして、いい堆肥をつくってまた学校の花園や、地域にまた戻してやると。それとまた循環型の施設、そういったのをつくって

いただきたいと。またその廃棄物処理法には、例えば自分で出したごみは自分で処理しなさいという、そういうことはまだ給食センターあたりは謳われていないのですが、自分で出したごみは自分で処理をするという方向に進んでいますので、是非その処理機を導入して、そういった循環をしているんだよというのを子供たちに食の文化を伝えたい、そういったことをしていただきたいなど。また、もう一つ一番大事なものは、エネルギーですね。給食センターだから厨房機器をどさっと入れるわけですよ。それを電化厨房システムにしていきたい。そうすると、電化厨房システムにすることによって、このドライシステムというか、じめじめしない環境、厨房ができるわけです。だから今まで長靴を履いてやっていたのが、普通の短靴でできる環境、これは今日本全国のあちこちらの学校で取り入れていますので、ネットで調べてみるとよくわかります。そういったその電化厨房システムをすることによって、いろいろな機器がガス室より非常に衛生的になり、その働く環境も非常に良くなると。そしてそこから出る熱源を利用して、例えば空調システムもそういったエコキュートなシステムを導入していただきたい。そういった入れるものの全てが優しい環境になりますので、そういったものも考えていただきたいと。とにかく環境に優しい給食センターを、防災も兼ねるいろいろな面で場所的にも、いろいろな活用がいっぱい出てくるとは思います。やはりシステム自体は、今言った病原菌の発生も非常に少なくなるし、そういったすごいクリーンな環境ができる。そしてまた外部にも非常に優しいというようなことで、今あちこちで導入されていますので、費用面は多少かかると思うのですが、それはしょうがない、後で負担するよりは、やはりそういったものを最初に導入をして、そこから出るエネルギーも利用するというような形の環境に優しい給食センターをつくっていただきたいと思っています。何かお考えがあれば、一言。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今を含めまして、やはり最新導入の最先端施設を見学し、研修する中で、こういう町民の思い、先を見通した給食センターのあり方についてを含めて検討して、新しいものを建てるので、多分さまざまな形で最初コストは高くなると思いますが、持続可能で長く使えるということを想定して考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 是非、考えていただいて導入を進めていただきたいと。そうすることによって、視察団も増えるだろうし、いろいろ視察に来る方々も観光のためにもプラスになるだろうし、やはりその少しは今の時代にあった、またおもしろい、みんなが見てワクワクするような、そういった施設づくりも必要ではないか

と。ただの箱ものではなくて、ただの給食をつくる道具ではなくて、場所ではなくて、そういったものも考えていただきたいなと思っています。

お願いごとばかりでしたが、是非、島の本当の持続可能な島づくりのためには、どうしても必要なことだと思います。私たちも一生懸命勉強して、協力をしていきますので、是非すばらしい形の町民がお金をかけても喜んでもらえるような、そういった施設づくりに努めていただきたいなと思っています。最後に町長、一言。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） さまざまな提案を本当に前向きな提案をいただきました。私たちに参考になることばかりです。今後取り組んでいくべき住宅とか、それから給食センターとか、いろいろこれからの課題が大変多いわけですが、とにかくカーボンニュートラルということを考えながら、つくった炭素にはそれをまた上回る還元するような植栽なり、あるいは施設なりを揃えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） これで終わりたいと思いますが、後ろの方が待っていますので、今日中に終わりたいということです。是非皆さん力をあわせてやっていきましょう。今日はありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君の一般質問を終わります。

次は、8番、野口靖夫君に発言を許します。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 久しぶりの一般質問で、教育長、聞いていますか。久しぶりの一般質問で、非常に燃えていますからね。だから私語をやめて私の話に集中してください。お願いします。

今、非常にすばらしい原議員からの一般質問があったのですが、私は久々に2問の一般質問を提出いたしました。これは本当に避けては通れない、必ずしなければならないという思いで出したわけなのです。まず1点は、これはもう私は一般質問の提出締切日に、町長の施政方針だけ来て、予算書、補正予算書が来ていなくて、ちょっと私は先走ったような感じでしたが、市長の施政方針演説の中には書いてありましたが、予算が伴っていないもので本当にやるのかなと、やっていただけるのかなという気持ちでこの一般質問を出したわけなのです。これからちょっと読み上げてみたいと思います。まず第1点目は、畜産振興と牛糞尿処理対策と堆肥センターの優良完熟堆肥の生産についてということで、質問をしたわけなのです。そしてたら町長の施政方針の中にはすばらしい施政方針がありまして、これをしっかりやっていただければ別に聞く必要はないなと思ったのですが、果たしてやるのかや

らないのか、そこを思うときに、これは仕方なしに令和４年度施政方針の中から出したわけなのです。

１ 畜産振興と牛糞尿処理対策と堆肥センターの優良完熟堆肥の生産について

- (１) 令和４年度施政方針の内容から伺います。畜産の振興として、衛生環境の充実を図るため、堆肥舎や畜舎整備等への一部助成、敷料供給等とあるが、具体的な内容を伺いたい。また、関連して堆肥センターの改善と優良完熟堆肥の生産も必要と思われるが、どのように考えているか伺いたい。

２ 脱炭素社会の実現に向けた本町の考えについて

- (１) 国は２０５０年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しており、県においても「かごしま未来創造ビジョン（改定素案）」の中に、脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生を目標に定め方向性を決定している。本町においても基本構想と実施計画（仮定）案を策定する必要があると思われるが、どのように考えているか伺いたい。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 堆肥舎や畜舎環境の整備についてお答えを申し上げます。

１０頭以上の繁殖雌牛を飼養する畜産農家は、法令に定められた管理基準により家畜排せつ物を管理するよう義務付けされていますが、繁殖牛の増頭及び畜舎整備等が優先され、堆肥舎等の整備が行われていない畜産農家が散見される状況にあります。この対策として、畜産業強化支援事業として、堆肥舎を整備する農家に対して２０万円を上限に補助を行い、毎年募集枠を満たしている状況にあります。また、令和４年度からはこの事業に加え、畜舎環境整備費補助金として、畜舎からの糞尿の流出及び雨水対策などの堆肥堆積場への屋根の設置等に係る資材導入について補助を行い、既存の事業とあわせて実施することで畜舎環境の更なる改善を推進してまいります。また、堆肥センターの優良完熟堆肥の生産に関する取り組みと畜舎への敷料供給体制強化としては、奄振事業を活用した自走式破碎機を導入することにより敷料供給量の増加を図り、畜舎からの汚水流出対策を講じるとともに、副資材として敷料を活用した原料を回収し、優良堆肥の生産が行えるよう取り組んでまいります。

次に、脱炭素社会の実現に向けた本町の考えについてです。

御質問のとおり、国は２０２０年に「２０５０年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す」との方針を示しました。それにあわせて２０５０年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えてきており、２月末現在で鹿児島県内では１６市町が表明しています。本町も現在ゼロカーボンシティ宣言の表明に向けて関係課で調整をしており、まとめ

次第議会に報告して表明する予定にしています。

脱炭素社会の実現に向けては、エネルギー関係、自然環境関係、農畜産業関係や社会生活関係など広範囲にわたるため、具体的な基本構想や実施計画については、表明後に関係課及び関係機関と連携し、協議を進めてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） この1番についてですが、私たちは環境経済建設委員会において、令和3年5月10日に、どうしてもこの堆肥センターに関する牛の糞尿の処理、これは避けては通れない、我が島の環境汚染どころの問題ではないということで調査しなければならないということで、鹿児島のカミチクさんという会社の現場の畜舎の方に行って調査してきたのですよ。これはどういうことかといいますと、もう皆様も御存じのように、本町は水質汚染が非常に進んでいるのですね。それとまた海洋汚染もひどいのです。畜産振興は一生懸命やらなければなりません、けどそれにおいて糞尿の悪臭、これは観光的にも非常に悪いということで、これは何とか先進地を調査して、この問題を解決しなければならないということで、我々は堆肥センターの敷料に着目して、そこをどのように処理をしておられるのか、ここを立派にすれば何とかこの問題はある程度解決できるのではないかと、1つの調査目標を設定して行ってまいりました。そうしましたら、そこでは非常に敷料にわらとかもみを使っているのですね。そしてその敷料を土着菌、敷料に土着菌を混ぜて粉砕機で破碎して、それを立派に敷料として使っているのです。そしてそれをある程度の温度でもって水分を含ませて、それを管理しているのです。そしてまたもうきれいなものです、臭いがない。まず臭いがないということ、そしてぼちゃぼちゃしていない。その畜舎の環境が非常にハエ一匹も飛んでいない。すぐ牛が座っているその下の糞尿を、手で握れるくらいに非常に感じがいいのですね、そのくらい非常にすばらしいのです。だからこれしかないんだというのを、我々本当に感じまして、これは産業振興課のサカイハナコさんも一緒だったのですが、彼女はまた非常にそういう畜産に長けている人だと私は知らなくて、もうほんのド素人だと思っていたのです。だが彼女がやっている行動を見ていたときに、彼女はすばらしいなと、これだけ畜産に関することの良い知識があるなと。そのやり取りを見ていると、そこでのすばらしい行動を見ていてなるほどなと思いました。私が彼女に聞いたら、これをすれば間違いなく与論のある程度堆肥センターの問題を解決できるというのを言っておられました、そのサカイハナコさんが。与論町の役場の職員ですよ、産業振興課の、そういう人がおられてですね、そしてまた与論に帰ってきて委員会で、どうすればこの問題をあなたは解決できると思うかということで、マツムラ君とか呼んで話をしました。そうしましたら、彼女も彼も、与論にはどうして

も破砕機と何だったかな、2つの問題を解決するために、令和3年度の補正予算に敷料倉庫と副資材の保管庫と敷料原料の集積場を今回の補正予算でもう可決してありますが、この件ともう1点は今年度の令和4年度の予算です。この中に、自走式木材破砕機、これが小型の破砕機があればできるということを彼らはすでに言っているのですね。そしたらその予算書を見たら、もう載っているのですよ、このようにして。だから僕はこれがあればできるという彼女とその彼の考え方をずっと言っているのに、何で執行部のトップの町長や副町長あたりが、彼女たちはすでにわかっているのです、彼らも。こういうすばらしい職員がいて、こうすればできるのだということもわかっているのに、何でトップである町長たちがそれを聞いていないのかと。出張復命も私は見ましたよ、二人の出張復命。我々と一緒にいったときに出張復命ではなくて、その前に我々に行く前に彼女たちは先進地を視察しているのです。その出張復命を私が見たら、まさしくもうわかっているのです。だからそれを待ちきれなくて、ちょっとこの一般質問で町長と議論してみようかなと思って出したわけなのです。だから私はそういう意味で感謝しているのです。議論しようということではなくて、今回の場合は感謝の気持ちで質問したのです。だからひとつ産業振興課長、あなたの部下は非常に偉いですよ。帰ったら褒めてあげてください。それで次に移ります。もうこれはこれでいい。

2番目に移ります。先ほどの議論ですが、このカーボンニュートラルの問題ね。私がなぜこういう質問をしたかといいますと、逆に町長の施政方針演説がたったの1行しかないのですよ、1行。これだけ世の中が騒いでいるのに、町長の施政方針の中に、たったの1行しか載っていない。この大きさ、この赤いラインを引いたのですよ、これ。これは鹿児島県において、「脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生」ということで今やろうとしていますよということ、その紹介ですよ、県の紹介。それを受けた以上は、我が町はどうするかということを考えるべきであって、その1行しか載っていないのが非常に残念でたまらなくて、それでこの一般質問をしたわけなのですが、またその前に、もう一つ申し上げます。朝岡環境課長に、「どうね、できそうね、これだけ鹿児島県もやろうとしているのに、国もそういう方向で言っているんだが、できそうね」という話を環境課の方に行って聞いてみたのですよ。そしたら環境課長はこう言いました。「やる気持ちは十分ある。だが私一人でできるわけじゃないか、靖夫ヤカ」とこう言うのですよ。それはそうですよ。それは一人でできるわけがない。だから私が町長に申し上げたいことは、本当にやる気があって、それを制度設計しないといけないわけなのです。県もやろうとしているわけだから、国もやろうとしているわけだから、その制度設計を環境課の一職員に任せるのではなくて、先ほど原議員から質問がありましたように、いろ

いろな課を交えてみんなでやっていかないと、この問題は解決できません。だからこそ、これから町長にお聞きしたいのは、本当にやる気があるのかどうか、そこをお聞きしてみたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） よくわかりました。おっしゃるとおりです。結局1つの課でできないということもよくわかりますし、先ほど原議員からもあったように、いろいろな方面から本当に出した炭素以上に、またそれを還元する対策を考えていかなければならないというようなことは重々わかっていますので、今後いろいろな課とみんなで協議してまいりたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） これは、かごしま未来創造ビジョンの改定素案ですが、この中に、もうすでに県ははっきりと打ち出しているのですね。これはもう町長も御存じです。恐らく役場の職員は全部御存じだと思います。だから、これだけ打ち出している以上は、これは国もやる、県もやるということだから、これに対してはひとつ、今町長から御答弁がありましたように、しっかりふんどしを締めてやる気を出していただきたい。僕はそれをお聞きしたかったのです。そこで、改定素案の質問を通告書の中に出していないから答弁は要りません。その改定素案の中に、また嬉しいことに与論島のことを書いてあるのですよ。これは町長も御存じです。離島の交通基盤整備についてです。これは新規なのですが、新規。それで「亀徳港や与論港など離島港湾の整備を推進します」と、これはめったにないですよ、こういうことは。これを我々は与論町議会だけではなくて、みんな一緒なのですが、執行部の皆さんも動いていただいているわけなのですが。このようにして抜港を解消するために我々与論町議会議員も一丸となって、国や県に、あらゆる政治家あらゆる角度からお願いしている。そのおかげさまでやっと新規で与論島のこれを載せていただいた。そしたら今度は与論町がやるべきではないですか、与論町が何をやるのかと、やる気を見せるのですよ。やる気を見せないとこれは何のためにもなりませんよ、これ。だから私が申し上げたいことは、役場の中に真剣に我々もやるのだということで、職員の配置を、人事権を持っている町長がその辞令を交付して、与論町はこうしてやりますから、与論町の港湾整備のためにやりますから、是非ひとつ県の力を貸していただきたいという並々ならぬその決意が必要なのです。そうしないと動きませんよ。それが言いたくて、このような一般質問をしたのです。本当にこれは、かつてないことです、これは。歴代の町長は、そういうふんどしを締めてやる時は辞令を交付されて、この港湾問題だけではなくて、いろいろな事業を解決してこられたじゃないですか。だから今度は山町政の中で、この抜港問題だけほど

うしても解決していかなければならない。もう今度4月には人事の改定もあります。だから今ですよ、人事の改定の新しい年度を迎えるに当たって、そういう配置をするという決意がなければ、これは県も動きませんよ。我々議会の中にも港湾・空港整備促進特別委員会というのをつくって、議会と執行部が一体となって、別に議会が出しゃばることではないのだが、執行部がお仕事しやすいように一緒に共にやっていこうじゃないかということで、今度議長を中心にして、そういう特別委員会をつくるのです、つくる予定にしています。だから、その件について、人事権は町長にしかありませんから、そこのところは私の考え方に対してどう思われますか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に野口議員から切実なお話がありましたが、この件に関しましては、本当に議会の皆様と一緒にあって、町や執行部と一緒にあって取り組んだおかげではなかったかなと、その成果ではないかなということで早速ある県議の方からも電話がありまして、「与論町が、与論港がこの中に名詞として載ったよと、今後また頑張っていこうね」というようなことを言われまして、大変力強く思っているところですし、今後本当に議会とあるいは町民全体と一緒にあって取り組んでいかなければならないことではないかなと思っています。そういうことで、今後ともひとつ御協力、御支援をお願いしたいと思います。しっかりやってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 元に戻ります。先ほどSDGsの話が出ておりましたが、この鹿児島県の先ほど言った新しい素案の中には、どうしてもこの問題も取り上げるといってやっていますよね、それも町長は御存じだと思います。先ほど言いましたが、その脱炭素社会に向けて行動を起こそうということで「脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生」といってやろうとしています。この中で、鹿児島県の方針がこう書いてあります。「本県は、農林水産業が盛んで、特に畜産業は全国でも有数の産地であり、これらの産業活動の中で発生する家畜の糞尿や焼酎かす等の食品残渣等のバイオマスが多量に存在します。県では、人口減少の進む地方の活性化や持続可能な地域経済の構築を目指し、本県の特性を生かしたバイオマスのエネルギー利用を図るための取り組み方針等を策定する」ということです。県がこういう方針を策定して今やろうとしています。これは、私は担当課の山下産業振興課長にお金を出してくれといっているわけではないのです。与論町にお金を出してと言っているのではないです。申し上げたいことは、鹿児島県が本当に離島のことも考え、いわゆる非常に家畜が盛んである鹿児島県において、これは避けては通れな

いということで、一生懸命取り組もうとしているのになぜそれをやろうとしないのか、それが私は不思議でたまらないわけです。例えば、やれるやらないは別ですよ、だが研究してみようと。例えばバイオマスエネルギー、私が申し上げているのは、これでもっと発電をして売電をしようという考えで申し上げているのではないです。このバイオマスのプラントをつくって何々しようということ、いろいろな目的があるのですよね。例えば発電だけではなくて、あるのです。これは調べれば調べるほど本当に楽しいのです。だから、こういうことを本町においても検討していく必要があるのではないかと思います。山下産業振興課長、あなたはどう思いますか、お伺いしたい。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） お答えします。

脱炭素社会の実現に向けましては、国においてエネルギー政策の一環として推進している環境型社会形成の取り組みとして畜産由来の糞尿を原料とするバイオマス発電など、電力供給や液肥、良質な堆肥づくりの副資材として活用する有益性がある一方で、施設の整備に関わる財政的な負担、あとは運営維持費、エネルギー活用など課題も考えられるということがあります。それに伴って、経済性が担保されるなど考慮しつつ、今お話しいただいた県においても、県が本町におきましてどれぐらいの支援ができるか、そういったもろもろを令和4年度におきましては、県の方の関係課、そういったところとも協議しながら、そういったもろもろの中身等を精査していきながら、各関係課そういった関係課とも協議しながら連携を進めて、これは是非検討していく必要があるのではないかというふうに考えているところです。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 町長、職員の皆さんこうして非常に燃えているのですよ。普段から山下産業振興課長、環境経済建設委員会にお呼びしてお話しをしているのですね。その中で課長や職員の皆さんは、これからの時代はこれが必要なのだと、また調査する必要があるなど、やるやらないは別としてでもですよ、それぐらい意欲を持っている。私はそれをひしひしと我々の委員会は感じとりまして、この問題は非常に県も国もやろうとしていることですので、先ほど質問がありましたように、議論がありましたように、こういうことを検討する価値があるということです。町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 牛糞を活用したバイオマス発電につきましては、これまでもいろいろと資料を取ったりして検討してまいりましたが、なかなか費用対効果の面と

かいろいろなことでなかなか進まないところですが、今後本当にどのような活用があるのか、どんな工法でやっていけば費用を安くして、また補助をもらいながらできるのかということも真剣に考えていかなければならないなと思っているところでありまして、今日また今後これにつきましては、本当に新たにまた考えていかなければならないと思っています。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 今回、環境経済建設委員会において、我々はこのバイオマスプラントについてちょっと調査をしてみたいということで、今議論の最中なのですが、これは宮崎県の新富町というところに個人でやっているバイオマスの農場があるのですよ。そのプラントを一応調査してみて、そしてその調査した後に、鹿児島県庁で先ほど言いました県の「かごしま未来創造ビジョン（改定素案）」、これについて、ちょっと県庁で勉強会をしたいと。そういうことで今進めているのです。だからその中で我々が一番調べたいのは、果たして与論町がこういうことをしたいのだが、県がどれだけバックアップしていただけるのか。そうでないと、それはできませんからね。今町長の答弁でもありましたように、非常に大変な負担があったらできない、それは町長わかります。だが、できる可能性があるんだったら、これはやらなければならないことですので、それは調査してから今度6月定例会で、その調査報告を出すような考え方を持っているのです。そしてそれからでも遅くはないのです。ですので、それは是非ひとつ、もしも私が所管事務調査報告書を出して御報告した場合に、それに対して検討する考え方はあるのかないのか、そこだけを町長に聞いてみたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 是非お願いしたいと思いますが、本当に島のためになることです。畜産の牛糞の関係は本当にずっと悩んでいるところでありまして、何とかしたいという気持ちは、本当に皆さんと同じようにそういう気持ちでいるわけですので、何とか解決できればいいなと思います。ひとつまた御協力よろしく御指導お願いします。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 名残惜しいのですが、最後に。皆さん、それは町長だけでなく職員の皆さんもお聞きいただきたいと思うのです。私が今質問したことは、個人的に皆さん方にお金を出してくださいということではないのです。我々、この与論町の財源のことを十分わかって質問を申し上げているのです。非常に財政が厳しい本町にとっては、国・県の助成をいただかなければならないのです。そのためにどういう仕事をどういう構想でもって、与論町の発展のためにやっていくかというこ

とで申し上げているのです。そのためにはどうしても国・県の助成、援助をいただかなければなりません。ということで、どうか皆さん一丸となって、例えば港湾問題もそうです、空港問題もそうです、これは1円も町は出さなくていいのです、港湾問題も空港問題も。また、私言わんとしているこのバイオマスプラントの問題も、これは本当に我々がしたところ、ほとんど国費とか県費ですよ。だけど、教育長あなたがつくろうとしている給食センターは、町がもたないといけないですよ。そういうことを申し上げているのではなくて、私が今言っているのはそういうことなのです。だから、お互いに知恵を出し合って、お金がない代わりに知恵を出し合えばいいではないですか。そして我々議会は何ができるか。我々は政治しかできません。執行するのはあなたたちなのですよ。だからそれをひとつ、私は関係ありませんではなくて、お互いに共有しあって与論町の発展のためにやっていけば、必ずみんなのためになりますよ。

そういうことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。次は3時25分から再開いたしたいと思います。

—————○—————

休憩 午後3時12分

再開 午後3時22分

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、林隆壽君に発言を許します。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 令和3年度はコロナ禍に続き、軽石漂着騒動や津波騒動が相次ぎ、本町に降りかかってきた災害に翻弄された1年でありました。これからも想像をはるかに超えた災害が降りかかってくるかもしれない事態を想定し、対処していく必要があると思います。まだまだ感染拡大の長期化が続いている中で、脱コロナを念頭に、疲弊した与論町経済の回復を目指したきめ細やかな政策に期待し、令和4年度が安心安全な生活が送れ、実り多い年になりますよう祈念を申し上げ、ただいまから一般質問をいたします。

1 与論町のあらゆる災害等に対する備えについて

- (1) 1月16日未明の突然の津波警報に対し、本町においての避難状況や対策に問題点がなかったのか、また、問題点の洗い出しや検討を行い、各種災害対策の見直しを行い、災害対策の再構築を図る考えがあるか、さらに、平日の授業中の津波発生に対する小中学校の避難対策についても伺います。

- (2) 南海トラフに関する対応についての国や県への情報収集や対応についてどのような対策を行っているか伺います。
- (3) 災害等に対処する備蓄については、基本的には個人ごとに準備することが当然ではあるが、生活弱者に対する最低限生活必需品等の備蓄について、町長の認識と対応について伺います。
- (4) 台湾有事に対する状況を想定したとき、海上輸送、航空路などの民間の輸送機関が運航禁止になると想定されるが、町長の認識と対応について伺います。

2 与論町におけるSDGsへの取り組みについて

- (1) 現在の具体的な取り組みについて伺います。

以上、5項目について質問いたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、災害対策の再構築を図る考えはないかということに對してお答えいたします。

1月16日に発令された津波警報発令に伴う行政の対応に関し、1月28日に役場関係課、消防分遣所、消防団、警察、福祉センター職員と課題や問題点等の振り返りを行っています。

特に高台の道路に車での避難が集中し、緊急車両の通行に支障を来す状況であったことや対象地区を絞らず避難指示を発令したこと、公助だけでは対応しきれない部分について等、さまざまな課題と反省点がありました。

このことを踏まえ、各種計画・防災対策・危機管理体制の見直しや自主防災組織等による「互助・共助」を含めた町全体の災害対策の見直しを図ってまいります。

また、平日の授業中の津波発生に対する小・中学校の避難対策につきましては、各校で作成している避難行動マニュアルを本町の関係計画と照らし合わせて支援してまいります。

小中学校の避難対策につきましては、教育委員会の方からお答えします。

次に、南海トラフ地震に関する対応についてです。

気象庁によると南海トラフ沿いの大規模地震（M8からM9クラス）は、今後30年以内に発生する確率が70%から80%であり、切迫性の高い状態であると発表されています。

県の発表によりますと、地震等災害被害予測調査から本町の地震に伴う最大の津波については、奄美群島太平洋沖（南部）震度6弱で、37分後に最大津波高4.7メートルが到達すると想定されています。

引き続き国や県、関係機関等の最新情報を把握しつつ、各種災害計画内において

県が想定する津波以上の大津波を想定し、防災対策や危機管理体制などの強化に努めてまいります。

次に、災害時の備蓄についてです。

本町の備蓄状況については、平成30年度に水や食料100食分の購入と避難所用のマスクや消毒液等の感染症対策用品の備蓄を行っていますが、生活弱者が必要とする物資の精査や備蓄は行えていない現状です。

備蓄に関しては、基本的には、各個人ごとに準備してもらうことが必要と考えますが、緊急に災害等が発生して、着の身着のまま避難する事案も想定されます。そうしたことへの備えとして、最低限の生活必需品等ある程度の備蓄も備えつつ、予備費等の予算措置並びに各店舗・事業所等との物資提供協定など迅速な生活必需品確保体制の構築が必要ではないかと考えます。避難所生活を支える物品には、生活・身の回り用品や健康保持・衛生管理等さまざまな必需品が考えられ、必要物品の選別や確保量ともにその事案ごとにさまざまなことが想定され、できるだけ災害発生後に緊急に確保できる体制づくりが肝要かと考えます。

生活弱者が求める生活必需品等を調査・精査し、備蓄や事業所での在庫管理等、災害時において生活必需品を入手できる体制構築を検討する必要があると考えますので、今後、自主防災組織等関係機関とも連携し対応してまいります。

次に、台湾有事に対する考えです。

町及び県の国民保護計画内において、武力攻撃等による有事の際の必要物資の備蓄については、町及び県において備蓄するものとし、調達体制を整備することとしています。

台湾有事の際は、最新の台湾情勢を常に把握し、事前に町で必要な物資を調達するとともに、各御家庭においても必要物資の備蓄を行う必要があります。

また、生活物資要請が必要な際には県知事へ要請を行い、県が備蓄する物資を県が指定する指定公共機関等で本町に物資を輸送することになっています。

指定公共機関等はマルエーフェリーやマリックスラインも指定されており、有事の際でも安全を確認した上で、物資の輸送を行うこととされています。

海上の条件が悪いなど、万が一指定公共機関等が運航できない場合、自衛隊や海上保安部への要請が必要となるので、日頃から関係を深めるとともに訓練を誘致し、本町の地形や町事情などを把握していただくことが重要であると考えます。

次に、SDGsへの具体的な取り組みについてです。

SDGsは、17の世界的目標、169の達成基準、232の指標からなる持続可能な開発のための国際的な開発目標として、地球規模の大きな目標ですが、各市町村での小さな取り組みが積み重なって、大きな目標達成につながると思われま

す。

環境課関連分野においては、環境教育、海洋資源の保全として、地下水・サンゴ・希少野生動物・海岸清掃等について、関係団体と調査・協力しながら、関係機関への講演や海洋教育との連携により、小中高等への出前授業を行い持続可能な社会の実現に取り組んでいます。

観光分野においては、SDGsの理念に基づく持続可能な観光の国際基準「GSTC」を活用した持続可能な観光地づくりに向けた取り組みを今年度より始めており、観光庁のモデル事業や地方創生交付金等を活用して実施しています。

今年度の具体的な取り組みといたしましては、今後10年を目標とした持続可能な観光振興計画の策定、GSTCに基づいた観光地としての初期診断や与論オリジナルの基準づくり、島の文化や営み、海洋保全の取り組み等を生かした観光プログラム造成等を、町や観光協会が主体となり、和歌山大学や観光事業者とも連携しながら取り組んでいます。今後の目標やロードマップ等につきましては、振興計画の策定委員会において協議を行っています。

産業振興課に関連する部門においては、地下水への影響について、畜舎由来の汚水の流出や、さとうきびをはじめとする農作物に対しての化学肥料の施肥による窒素成分等が地下浸透することによる影響が懸念されています。畜産については、令和4年度に導入予定の自走式木材破砕機を活用した畜舎への敷料供給体制の強化を図り、汚水流出防止に努めることや、堆肥舎整備等による雨水対策事業を行うことや、農作物への化学肥料等の施肥についても、農作物別の適正施肥量などの研修や指導を行うことで、環境に配慮した取り組みを推進してまいります。

海の豊かさを守る取り組みとしては、離島漁業再生支援事業を活用し藻場造成、サンゴ礁保全など、豊かなイノーの再生に向けての取り組みを行ってまいります。地下水とも関連のある家畜由来の汚水や化学肥料、赤土流出等の海洋汚染防止の取り組みも同様に各種事業を活用してまいります。

農業委員会においては、平成28年の農業委員等に関する法律の改正により「農地等の利用の最適化」の推進として、農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組むことが位置付けられており、本町においても農地パトロール・遊休農地調査や戸別訪問による利用意向調査を行い、農地の適正利用の推進に努めているところです。

今後の具体的な取り組みとしては、10年後を目標とした最適化活動の目標を設定し、農地の利用意向調査等をもとに農地の出し手と受け手のマッチングによる担い手への農地の集積や狭小農地等の集約化を進め、作業の効率化によるコスト削減を図るなど、持続可能な農業生産性の向上による農家の生産意欲が高められるよう関

係機関と連携し取り組んでまいります。

建設課においては、住環境整備における取り組みとして、少子・高齢化社会に対応し、住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる住まいの実現を目指して、高齢者や子育て世帯など誰もが安心して快適に暮らせる住宅・住環境を目指すこととしています。また、多様化している住宅困窮者の安定確保を図るとともに、住宅のバリアフリー化を促進してまいります。

総務企画課に関連する部門においては、与論町男女共同参画基本計画や与論町特定事業主行動計画を策定しているところであり、性別に関わりなく、一人一人の人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる持続可能な町づくりの実現に向けた重点目標の基本方針に基づき各種施策に取り組んでまいります。また、離島及び台風常襲地帯で本町に適した費用対効果の高いクリーンな新エネルギーの導入について、研究機関や企業と連携した最適なエネルギー利用形態の検討を行います。

教育に関しては、先ほど答弁した質の高い教育の機会均等や人権教育の充実のほかにも、令和4年度から全ての町立学校で特別の教科として設置する「海洋教育科『ゆんぬ学』」において、与論島の環境問題、人口減少問題、福祉や経済の問題などを題材として取り扱いながら、児童生徒の鋭い視点から与論島を持続可能性のある島にすることについて考えさせます。また、その学びを与論高校の総合的な探究の時間につなげることにより、与論島の将来を担う子供たちが、小・中・高校全ての段階で与論島のよりよい未来について考える時間を設定します。

町民福祉課に関連する部門においては、貧困をなくするため、さまざまな生活困窮者を支援する助成制度の拡大や、あらゆる年齢の全ての人に健康的な生活を確保し福祉を促進する意味合いからも、より健康増進事業の充実とさまざまな福祉事業の拡充に努めてまいりたいと考えます。

また、ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化という観点から、男女共同参画を推進し、さまざまな分野における女性の社会参加を促してまいりたいと考えます。

さらに、包括的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい雇用を促進する観点から、働き方改革を行い、雇用環境の改善を図る必要があるものと考えています。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、与論町のあらゆる災害等に対する備えについて教育関係の部門から答弁をさせていただきます。

各学校においては、学校在校時の災害発生を想定して避難訓練を行っています。

講話や指導においては、登校時や在宅時の災害発生の想定も組み込んで行うこともあります。回数としては、基本的には年2回の訓練を実施しています。

令和3年度的那間小学校の例で申し上げますと、地震や津波を想定した訓練が1月の実施です。事前指導において地震や津波の避難の仕方について学びます。その後放送等で地震や津波の知らせによって訓練を行います。高台への避難訓練としては、那間小学校の場合は叶公民館への避難を行います。茶花小学校は、正門から自然食品センター前を経由して谷山建設・与論高校方面へと避難します。訓練後、訓練について係の先生や校長先生、あるいは消防署の講師から指導を受け、再度教室で訓練の感想や反省を行うという流れが基本となっています。与論小学校と与論中学校は高台への避難は必要ありませんので、校庭の安全な場所での待機となります。

与論中学校においては、4月の防災訓練時の内容として消防職員から地震の恐ろしさ、防災のための心構え、東日本大震災からの教訓等の講話をいただいているところです。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） それでは、再質問をしてみたいと思います。

このことについては、午前の質問で南議員や林敏治議員が詳しく質問をされ、答弁もあったことから、私は簡単に質問をさせていただきたいと思いますが、先日、新聞の記事に、「未明の避難、見えた課題」や「4割超避難できない」といった見出しで掲載された記事の中で、災害時の在宅介護者の避難に関する実態調査で、「同居家族以外の手助けがないと避難できない」が43%あったとのことでした。与論町での数字がわからないのですが、もし調査されたのであれば、どのくらいの方が避難困難の状態であったか教えていただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 1月16日の津波警報を受けて、1月28日に各関係機関を集めてその振り返りを行っています、その中でも避難をされなかった理由とか、避難ルートの検討だとか、アンケートの必要性があるということが出されています。現在のところアンケートの実施はまだしておりませんが、今後また検討して対応してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） この問題は、やはり大変重要な問題ではなかろうかと思いますので、是非これをないがしろにしないで、ないがしろとは言わないが、それを軽くスルーしないで、やはり徹底的にこういう弱者の方々の救済、そういう手段というのは徹底して構築していただきたいと思いますというふうに強く要望いたします。記憶は定か

ではないのですが、阪神淡路大震災の後だったと記憶しています。消防庁や災害担当の国の役人が与論島に来島され、地震災害と津波災害についてシミュレーション訓練を受けたことが約20年ぐらい前ですがあります。その際に地震災害が起きたら、車での避難は避ける、運動靴や長靴を履いて個人個人で高台に避難するようにとの指導がありました。特に茶花市街地においては、がれきの中を避難することを想定してのシミュレーションでした。今回は突然の津波警報があったので、皆さん車で避難されていたようですが、本町においても家族の手助けが必要な在宅介護者、あるいは家族以外の手助けが必要な介護者の避難方法や避難場所などの環境整備を再検討し、「自助・共助・公助」に対する取り組みの再構築など、徹底した見直しを行い、万全の体制を構築していただきたいというように重ねてお願いを申し上げます。津波は1回の襲来では終わらず、第2波、第3波と続く場合もあります。災害対策はマニュアルどおりにいかないことがたくさんあるかと思います。今回の津波騒動については、大きな経験であり、強制的な訓練でもあったようにそんな感じがいたしています。また、こども園などの対策の見直しもあわせて、今回の経験を生かしていただきたいと思います。令和4年度施政方針に、災害に強いまちづくりを掲げてありますので、災害の種類や地域集落ごとの避難場所やそれに関する施設整備などの検討を強く、早急に要望いたします。このことについて、町長の見解をお伺いいたします

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘のとおりだと考えています。本当に貴重な、不幸中の幸いと言うのか、体験だったというふうに思っていますので、この経験を生かしながら反省して、消防団員とも消防署ともみんな関係関連で連絡しあいながら、もう一度再検討してまいりたいと思います。また、津波の避難計画書の見直しも行っているところです。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） それでは、続いて南海トラフに関する対応について、東北大震災後の南海トラフ災害報道について、最近は報道をなかなか耳にしなくなってきています。ちなみに誰か先ほど言いましたが、「災害は忘れた頃にやってくる」という格言がございます。内閣府が出している「被害シナリオ鹿児島全体の資料」によりますと、与論島は最大震度1、津波の到達時間68分、最大津波到達時間100分、最大津波高3.29メートルとあり、データを見る限りでは他の地域と比べてたいした被害はなさそうに感じますが、津波の高さは陸地に近づくほど3倍に増幅すると聞いています。鹿児島県全体の災害マップを見ますと、錦江湾入り口にある山川町、指宿市あたりの災害を想定しており、錦江湾の入り口ががれきなどで航行

不能になったり、桜島の連鎖噴火による航路の使用不能などの場合の想定は必要であると考えますが、このことは台湾有事の質問にもダブってきますが、この対策マニュアルの作成が急務であると考えますが、このことについて町長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃられるとおり、津波が押し寄せてくる時間帯等についてもいろいろと出ていますが、私たちが把握しているのは4.7メートルということで、それが陸地に近づいてきますと3倍ということですので、約15メートルの津波被害があるということのようですので、そういうことを想定しながら、マップをもう一度配布したいというようなことを先ほど申し上げました。それと、そこには各集落ごとの避難所も書いてありますので、そこをまた参考にしていただければありがたいなと思います。いずれにしましても、1000年に一度と言われるその1000年目が70%から80%近いうちに來るということのようですので、それに対応できるような計画をしていかなければならないと思います。

先ほどありました錦江湾と桜島の関係、もし桜島が爆発したら、鹿児島県の港から船が出ないということも考えられますので、そのときの対応をどこにどう要請していけばいいのかということも考えて、対策を練っていかなければならないと思っています。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。南海トラフに関しては、ややもすると人ごとみたいに、いつ来るかわからんとか、データを見ると来てもたいしたことはないだろうと、そういう甘い考えをしますが、災害というのはやはりいついかなる、どのような形で来るのか、またどういう被害が出るのかというのは全く未知数ですので、前回来たから同じようなのが来るだろうということではなく、やはりいろいろなシミュレーションというのが必要であろうかと思います。是非そのことを念頭において、それぞれ各課長の皆様方も何をすればいいのかということを常に頭に描きながら、対策を考えていただきたいというように思います。

続きまして、各種災害等に対する生活弱者に対する備蓄の必要性についてということでお伺いいたします。各種災害時の備蓄については、基本個人ごとに常日頃から心がける事柄であると考えます。しかしながら、独居老人や生活保護世帯などのいわゆる生活弱者と言われる方々が存在しているのが現状です。そのような方々に対し、備蓄を推進することはあまりにも無理があると考えますが、津波に対する日頃の心得としては、非常食、飲料水、携帯ラジオ、貴重品、救急医療品、懐中電灯などが示されています。今では、携帯用充電器やバッテリーなど、IT機器用の非

常用機器も言われています。突然の災害に対して3日間は自分でしのげると言われていますが、しかし問題は、長期にわたる事態に立ち至ったときの生活弱者への対策をどのように講じるかが必要であると考えます。回答に、生活弱者が求める生活必需品等の調査、精査をするとありました。このことは早急な対策が必要であると考えます。是非、これを早急に対策を講じていただきたい。このことについて町長にお伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ここにお答えしたとおりでありまして、本当に本町の家庭にどれだけの備蓄を普段しているのかというようなことも調査しなければならないと思います。また、町としても備蓄しておかなければならないというようなことも考えていますので、早急に対策をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 早急にというのは今年中ですか、来年ですか、今月中ですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今年中というわけにはいかないのかなと思います。今、本当に反省を、会議を開いた後で今後調査をしなければならないということで、この前から課題になっていますので、そういう点も含めながら調査をして対応してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 是非お願いをいたします。やはり町長が頼りですのでお願いをいたします。

続きまして、台湾有事に関しての国や県との連携についてお伺いします。2月24日朝に、ロシアがウクライナへの軍事侵攻が始まり、あつてはならない事態が勃発し、世界情勢が混とんとしてまいりました。台湾有事の新聞記事が2021年12月、名古屋の中日新聞に掲載されておりました。自衛隊と米軍が台湾有事を想定した新たな原案を策定したことがわかった。そこで奄美大島には約6万人、沖縄の宮古島には4万9000人、石垣島には同じく4万9000人を配置すると報道されていました。国防に関しては国の専権事項であり、私たち町村議会議員が議論することではないと重々承知をしていますが、今いろいろなSNSなどで、台湾有事に関する専門家が解説をしています。国際社会の状況やこれまでの歴史をさかのぼると、些細なこと、偶発的なことからとんでもない事態に立ち入ることは、歴史が物語っています。有事に伴う万が一の事態を想定し、輸送経路の切断という状況に見舞われたときのシミュレーションを早急に具体的な対策に取り組む必要があると思います。先ほどの回答と同じですが、このことを再度町長にお伺いしたいと

思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 指定公共機関等による対応ということなと、あとは自衛隊とか海上保安庁への要請ということになると思いますので、普段から与論町とのつながりを取っていくということも大事かなと思っています。したがって、自衛隊の方々が来られる、あるいは海上保安庁の方が来られるときに、是非訓練は与論でというお願いをしているわけですが、何か有事があるときに、本当に海を隔った我々ですので、そういう運送ができるような体制を取らなければならないと思っていますが、果たして5,000町民を運送できるだけのことがあるのかなということ考えたときに、大変心細いこともあるわけですが、今後また、できるだけのこととはお願いするしかないと思っていますので、対応してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 私個人の意見としては、与論島から避難というのは全く考えておりませんし、恐らくないだろうと思いますが、私が言いたいのは先ほどもありましたように、交通経路を遮断されたときの物資の輸送というのが恐らく困難になってくるだろうと。先ほども町長から回答がありましたように、自衛隊の応援をいただいてというふうにありましたので、やはり自衛隊だけではなくて、考えていくいろいろな手段があると思いますので、そういうのをあわせて考えていただいて、万全の体制を取っていただきたいというふうに強く要望いたしておきます。

続きまして、与論町におけるSDGsへの取り組みについてですが、この回答は、私はそれぞれの担当課が扱っている事業名と開始した年度、最終的には何年で終わるのか。それだけ出していただければ、私は十分だったのですが、大変3枚も使って説明していただいて大変申しわけございませんでした。それぞれの課が事業に取り組んでおられるということはよくわかりましたので、先ほどから原栄徳議員や野口議員から鋭い質問がございまして、具体的に答弁がありましたので、私はまた別のごく簡単な質問をいたします。

鹿児島県では2015年に大崎町と徳之島町が選定され、計画書を作成、SDGsの推進をされています。ところで2050年の脱炭素については説明してありませんが、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体は、2022年2月28日時点で40都道府県、319市、20特別区、144町、29村が表明しています。鹿児島県では、9市7町ですが、大島郡では3町で、瀬戸内町、和泊町、知名町が表明しています。ちなみに和泊町では、1月7日に町長が、2050年度二酸化炭素排出量実質ゼロを宣言しています。知名町においては、知名町気候非常事態宣言を行っています。私は与論町にしろとは言いませんが、与論町においては何か

計画がございますか。環境課長お願いします。

○議長（高田豊繁君） 朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） お答えいたします。

先ほどありましたように、現在関係課と調整しておりまして、今、宣言の素案だけは2種類つくっておりまして、今調整中ですが、それがそのままいくのかはわかりませんが、令和3年度の終わりにするよりは令和4年度の当初にした方がいいのではないかとということで、話を少し進めてはいます。以上です。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 私個人としては、そういうパフォーマンスはそんなに重要ではない。確実な事業遂行、そして確実な事業導入を着実にしていただければ、そういうパフォーマンスはやってもいいと思いますが、それよりも実質の事業導入、実質の事業推進というのが一番必要ですので、是非それを行っていただきたいと思います。私がこのSDGsの質問をいたしましたのは、SDGsに対する国が関与する事業へのあらゆる機会、いろいろな分野の事業展開を導入して行っていただきたいという思いで、このSDGsの質問をしたわけです。どうか是非このことを、私の意を酌んでいただいて、着実なその事業遂行をお願いしたいと思います。このことについて、取り組みに対する意欲を町長にお聞きしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） パフォーマンスは要らない実質的な取り組みをしてほしいということです。本当に同感です。各課で今こうして取り組みを、現在考えていることを出していますので、このことについてそれぞれ取り組んでいければありがたいなと思っていますし、町としてもこういうことを念頭に置きながら、地球環境の本当に我々が子供たちに残していけるような地球、まち、島をつくっていければと思っていますので、取り組んできたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） それでは、最後に1つの言葉を御紹介したいと思います。それは「奴雁」という言葉です。奴雁というのは、やっこ、冷奴の「奴」に飛ぶ鳥の「雁」ですね。と書いて奴雁という言葉がございます。これは、日銀の100周年のとき、前川総裁が年頭所感の中で職員に対して語った言葉ですが、これは福沢諭吉の書物にも出てくる言葉です。奴雁とは、雁の群れが一斉に餌をついばんでいるときに、たった一羽だけ仲間が外敵から襲われないように、常に周囲を警戒し、周りを伺って危険が来たら大きな声を出して集団を導いていく雁のことを奴雁と言います。常に与論町民の安全安心を確保するために、常に奴雁となって、あらゆる情報の収集を怠らないよう努めなくてはならないと考えます。今日、日常生活の安心

安全の生活を営むには、あまりにも困難な状況が続いている状況で、与論町民の安心安全の生活を維持確保するためには、常に社会情勢の注意を払い、奴隷となって努めていただくことを強く要請いたします。これからの与論町を背負っていかれる、若い優秀な役場職員の育成に努めていただきながら、与論島の安心安全な生活のために、これからも引き続き努めていただきますよう要望し、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君の一般質問を終わります。

次は、7番、大田英勝君に発言を許します。

7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 皆さんこんにちは。最後になりましたがよろしくお願いいたします。

本町における新型コロナウイルスの感染状況も2月以降で75人が感染しており、まだまだ予断を許さない状況が続いています。残念ながら、当分はこれまで同様、感染予防に最大限の注意を払いながら過ごさなくてはなりません。一日も早いコロナの収束を願いながら、令和4年第1回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 小中学校の校則の見直しについて

(1) 令和3年6月に文部科学省から「校則の見直し等に関する取組事例について」との通知が出された。鹿児島県教育委員会の調査では、県内の全ての公立小中学校・全日制県立高校が2020～21年度に校則の見直しを行ったか、見直す予定であるとの結果であった。そこで、本町の小中学校での見直し状況はどうなっているのか伺いたい。

(2) 見直しに当たっては、教職員や児童生徒、PTAや地域代表等で構成する「校則見直し検討委員会（仮称）」等を立ち上げ、その中で検討していくのが良いと考えるが見解を伺いたい。

(3) 時代にそぐわない、いわゆるブラック校則を生まないためにも、定期的な見直しの仕組みづくりが必要だと考えるが見解を伺いたい。

2 観光施設の有効活用について

(1) 大金久海岸北側の砂浜奥にコンクリート製の施設があるが、この施設はいつ頃どのような目的で建設され、建設後どのように活用されてきたのか伺いたい。とても魅力的な施設に見えるが、残念ながら今は砂に埋もれてあまり利用されていないように思われる。近くに現在建設中の「渚の交番」とも連携させる等、一層の有効活用を図っていただきたい。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、小学校の校則の見直しについて答弁させていただきます。

校則は、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律であり、小学校では「生活のきまり」「よいこの一日」、中学校では「校則」「生徒心得」などと呼ばれています。この校則は、学校運営の責任者である校長が、教育目標を達成するために必要かつ合理的範囲内において制定することができますが、その校則が学校を取り巻く社会環境や、児童生徒の状況の変化に応じたものになっているか、さらに人権に配慮した内容となっているかを踏まえた上、絶えず積極的に見直しを図る必要があります。そのため教育委員会も、ここ数年、各町立学校に対して、校則の見直しについての指導と実態調査を行っています。

各学校の見直しの結果、小学校においては、保護者の声も参考にしながら、靴の色を「白を基調としたもの」とする決まりを「運動に適した靴であれば色を問わない」という決まりに変更したり、これまでは禁止されていた携帯カイロの持参を許可したりするなどしています。中学校でも、生徒会の意見も踏まえながら、白のみとしていた靴下の色を白以外にも黒も可としたり、通学用に電動自転車に乗ることを許可したりするなどしています。また、中高一貫教育の視点から、令和4年度からは、与論高校と同じデザインのポロシャツを夏場に着用してよいことにする予定と聞いています。

このように、与論町の各学校は、社会環境や児童生徒の状況の変化等を踏まえ、また、必要に応じて保護者や児童生徒の声にも耳を傾けながら、年度はじめはもちろん、年度の途中であっても校則の見直しを行っているところです。

2つ目の校則見直し検討委員会等の立ち上げについてです。

ここで確認をさせていただきますが、国や県は、校則が合理的かどうかをチェックすることを「校則の見直し」と表現しており、「見直し」は必ずしも校則の改定を伴うものではないということです。その意味で、御提案のあった「校則見直し検討委員会」は、校則の改定ありきの委員会ではなく、その学校の校則が合理的かどうかをチェックする会だというように理解し、答弁させていただきます。

先ほど申し上げたとおり、与論町においては、学校評価などで届けられる保護者の意見や、生徒会などで挙げられる児童生徒の声を参考にしながら、各学校が主体となって積極的に見直しを進めています。

校則は、学校運営の責任者である校長が、教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において制定するものであるため、その見直しについては、学校教育目標の実現状況や児童生徒の実態を客観的に判断できる学校が主体になることが望ま

しいと考えます。

現在の各学校の校則に、社会通念上、変更や廃止が必要であると思われるものがあり、その変更や廃止が、生徒及び保護者の大多数の同意を得られるようなものである場合は、学級PTAやPTA総会、児童生徒総会、学校評議委員会などの場における協議事項とするべきだと考えます。

実際には、見直しについては、保護者アンケート、保護者からの意見、中学校においては生徒総会等からの要望等を踏まえつつ、随時見直しを行っています。小学校においては、主に学校の職員での協議とPTAとの話し合いにより進めています。

現段階では、生徒指導委員会等で校則の検討や改善も行われており、かつPTAとの連携も、意見収集にも支障はないと考えています。さらに学校の業務改善の視点から、各種委員会や各種会議は真に必要なものだけを残す形で精選しているところであり、現時点で、御提案のあった「校則見直し検討委員会」を学校に立ち上げることは考えておりません。

さて、3番目の時代にそぐわないいわゆるブラック校則です。

学校・PTA、地域の対話、情報共有、意見収集等がスムーズでない場合や学校についての要求等が教育委員会に寄せられることが増えるなどの事例が生じる場合は、そのような客観的に検討する組織も立ち上げる必要があると思います。

現時点では、各学校が、開かれた学校づくりに努めており、諸アンケートも実施し、学校評議員会も開催しています。基本的に、対話の窓が開かれた、情報の交流が行われている、いわゆる開かれた学校づくりが推進されています。課題については、学級PTA、学年PTA、PTA総会、校外生活指導連絡協議会、子ども会育成連絡協議会、学校評議員会等のいつでも課題が話し合える場が提供されています。一層の情報共有、情報交換のできる状況になるように努めてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 続きまして、観光施設の有効活用についてお答え申し上げます。

御指摘の施設「パーゴラ」につきましては、保養や余暇を楽しむための施設として昭和60年に遊歩道と一体的に整備されていますが、御指摘のとおり、近年はほとんど利用されていない状況となっています。

現在、町やヨロンSCが連携し、住民や観光客の集客になる大金久エリアにするためのビジョンについて、地域住民や各種民間団体、商工観光事業者などの方々に参画いただき検討を進めています。

今後はこのビジョンをもとに、建設予定の「渚の交番」やパーゴラも含む既存施

設の有効活用を図りつつ、大金久エリアの魅力向上に努めてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 本町の場合、小中学校の校則はどこに書かれていますか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） お答えいたします。

学校の教育課程の中に基本的には挟み込まれています。例えば、私の学校の教育課程はこういうものですよというのをずらっと書いている1冊のがあります。そういう中に、茶花小学校であればこういうふうに「よいこの学校生活」ということで、登下校はこう、朝の会の活動はこう、学習、トイレの使い方等々云々の中に小学校のは入っています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 中学校についてはどんな感じでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 中学校については、与論中学校生徒指導に関する諸規程というのがございまして、これも同じように生徒心得、1番、基本的生活習慣を確立し、というところから始まって、ずっと一日の流れから放課後、休日、そして服装が3番として制服、ズボン、夏の上着などというふうに定められているのがございます。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） そういった決まりについては、児童生徒や保護者への周知はどのようにされているのですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 学校の方では、4月当初の入学の段階で保護者にも伝えているというふうに思っています。子供たちには当然ですが、全部オリエンテーリングという形だったり、それから夏、冬などに、今のものを校外生活指導の中でも全部年3回持ち寄って、こういうふうになっていますというのを共有しあっています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 私自身ちょっと不明で、そういったのがどこに書かれているのか、どんな規則になっているのかについて、ちょっと不勉強でわかっていなかったのですが、こういったものを誰にでもわかるように、ホームページあたりに載せるということが望ましいとかいう意見もあるようなのですが、私もみんなに知ってもらうためには、知ってもらったほうが守れるわけですので、そのような形で広く皆さんに知らしめることが必要じゃないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今のはやはりいい視点だと思います。もしかしたら、十分当初PTAでどっさり配られる資料の中で、もうそのときで終わってしまっている可能性もありますので、おっしゃられるようにホームページでよければホームページも、それからまた今のように学級PTAの最初の資料の中でももちろんお配りはして、掲示をしておくというのも今まで私たちもしていたのですが、冷蔵庫に貼ってねとか、そうしないと中学校の場合は御存じのように規則が多くて、最近親もわからないというようなことで、子供の指導はするが、そのことで問題が起きたりした事案もこれまでありましたので、周知するための方法については学校と相談をして、なるべくわかるようにしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 本町の場合、小学校が3つあるのですが、その3つの小学校においてそれぞれ独自に校則というのは決められているものなのか、それとももう統一して、3小大体同じようなものを使っているのか、その辺はどんなですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 基本的には、ずっとこれまでのそれぞれの学校が使っているものを改善しつつあるので、基本的にばらばらだと思ってください。ただ似ているのは、「登校」と書いてあれば、「登下校」と書いてあったり、「学校に着いたら」となったり、「休み時間」という表現に対して、「朝の活動」、「朝の会は」としているので、全く同じ表現にはなっていないということです。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） いわゆる最近問題になっていたブラック校則、あまり理屈の通らないようなものが校則にも残っているというようなことがあったわけなのですが、そういったものの例としては、運動中の水飲みを禁止するとか、それから髪型ですかね、ポニーテールの禁止とか、整髪料の禁止とか、シャープペンシルは禁止しますとか、マフラーは冬でも使ったらいけませんとか、下着の色を指定して極端な場合は検査をするとか、それから地毛が茶色であっても黒に染めなさいとかいう、そういった校則も残っていたというようなことがあって、そういうことでいろいろと話題になって、この問題が出てきたわけなのですが、こういう部類のやつが本町の校則の中にも、もう大分見直されているとは思いますが、以前はあったのかどうか、どんなでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 時代の中で、やはり子供たちは今考えると、というそういったものはあったというように思います。ただ、今何がいいのかというと、靴下は白

でないといけないというものから、もう黒とか紺もいいとかですね。それから、最近では小学校の方で、女子でもズボンをはいてもいいですかというのがありました。今までは女子はスカート、男子がいわゆる短パンとかズボンということでしたが、それも保護者からの声があったりして、PTAと学校が話し合って、女兒もズボンをはいていいですよという形で認めてきているのがありますので、今具体的にそんなのをどんなのでしたかと言われると、ぱっと挙げられませんが、靴とか靴下とか下着類もいろいろ規制があった時代があります。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 私自身も子供たちが中学生にしろ、高校生にしろ女の子が通学していくときに、寒い日なんかは、ああ、女の子は気の毒だな、寒いのではないかなとよく思ったりしたのですが、最近は女性でもズボンをはいたり、ズボンというのかどうかわかりませんが、そういう規制がなくなるのは非常にいいのかなと思います。県教委の調査によりますと、校則の見直しに際して子供たちが見直しに関わった学校が小学校で29%、中学校で関わったのが71%、高校では79%となっていたようです。子供たちが見直しへの参加の方法としては、アンケートや生徒総会、また先生方との話し合いなどを通じて反映させているようですが、本町の場合は、大分子供たちの意見も取り入れながら見直したというようなのが答弁にあったので、非常にいいなと思っているわけなのですが、この校則見直しへの子供たちの参加について、あるいはどのような形であるかについて、教育長はどのような考えを持っていらっしゃいますか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） まず子供たちの発達段階がございますので、基本的にはやはり責任ある親がということを考えていますが、ものの判断を今主体的・対話的で深い学びという教育の時代を過ごしていますので、子供たちにある年齢からは問題ができたとき、例えば小学校5、6年の高学年は児童会がありますので、やはり何かを変えようとするときには、児童会の話し合いもして、そして保護者の意見を徴集する時間もあるって、子供たち自身が納得をして守っていけるという社会通念上、学校の学びの場をとめたり、学びの場に支障がないものであるかどうかという合理性も考えながら話し合っていくべきだと考えていますので、基本的には表現はあれですが、小学校の高学年以上においては、中学校は当然です、生徒会で必ず出てきますので、中学生の場合は生徒会総会で要望・希望、そういったものが出ます。そのときに教師との討議をして、なぜ学生服があるんだ、要らないのではないか、どうしてだと思おうというようなことを討議した上で、学生服はこうこうするからこうなんだと、中学校は頭髮の件も今自由な髪型に、自由というか髪型になっています

ね。そういうのもPTAや生徒会との長い話し合いを通りながら実現したことで、基本的にどう思われるかという、高学年からはそういった子供たちの話し合いもしっかり聞いた上で、改善していくのがいいのではないかと私は思っています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） この子供たちが見直しに参加するということは、自分たちの学校の校則や決まりを自分たちで決めるということです。また自分たちが参加して決めたものは、やはり自分たちも守らなければいけないという自覚も生まれてくると思いますので、是非とも一緒になって参加させる。また保護者や地域の方々の意見もそれなりに反映できるような形で見直しをしていくというのは、大変地域の人が自分たちの学校だという意識を持って、愛校心を育んで、与論の場合は非常にそういった気持ちは強いわけなのですが、そういう意味からしても参加することはとてもいいことだと思いますので、今後もまたそういう方向で進めていただきたいと思います。

ある調査では、小中学校で教科書を学校に置く「置き勉」と言うそうなのですが、以前はもう勉強道具は全部持って帰らないといけない、また要るのも要らないのも全部持って帰る、また持って来る、そういう形でやっていたということで、非常に荷物が多くて困っていたというようなこともあって、うちに帰ってから必要でないものは学校に置いておいてもいいという、そういうものが出てきているようなのですよね。そういうことにして、荷物の軽減ということで、アンケートを採ったら、生徒が「良かった」というのが92%、中には「困った」というのも3%はあるようです。未回答が5%。うっかりしてうちで使うやつを間違えて置いてきたとかいうこともあるようで、困った人が中にはあるのだが、総じて助かったという結果が出ています。保護者の方のアンケートでも、「良かった」が93%、やはり「困った」は7%ぐらいあったようですが、総じてこういったのも改善すると非常に好評であったという結果が出ているようです。

そこでなんですが、先ほどの答弁の中で、靴の色を解禁して、いろいろな色が可能になった。それから携帯カイロの持参も許可したとか、靴下の色も白以外も可とした。それから、通学用に電動自転車に乗ることも許可した。こういった見直しの結果の反応といいますか、子供たちや保護者からは好評であったのかどうなのか、その辺のことがもしわかるのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） すみません、学校で話し合ってこういうふうにしったりしますということの報告は受けていますが、これを導入した結果何%が喜んでいるとかと

いうのはちょっと私の方では取っていないので、保護者の意見を取り入れてみんな
で総会の中でこのようになりました、じゃあ、反対はなかったのだねというぐらい
しか確認していませんので、気をつけて今後導入したときは、今度与論中学校で中
高連携の中でポロシャツを高校と似たようにして、白シャツを使用するのを減らし
て、無駄のないようにしようということで、通勤通学が快適になるようにというこ
とで、改定していく方針でありましたので、学校長とそれを取り入れたがゆえに、
保護者の負担はどれぐらい良くなってくるのか、使った回数は今までワイシャツ
だったのが、ポロシャツになったおかげでどういうところが改善されたかはフォ
ローをしていって、しっかりとよかったねというのを確認できるように、スタート
段階からそのようなを見通してくださいということは話をしてあります。今のと
ころ、それでアンケートを採っておりませんので、そういう大事な進め方や、成果
についても考えていきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 中学校や高校の校長先生方へのアンケートというのが取られて
いるみたいなのですが、自分の学校の校則というのは、すごく厳しいと思うのか、
緩やかだと思うのか、平均的だと思うのかというような調査もあったようです。そ
うしたところ、「平均的だと思う」が67.7%、それから「緩やかだと思う」が2
0.7%、「やや厳しいと思う」が10.8%、「厳しいと思う」が0.5%というよ
うな結果であったそうです。校則に対する校長先生方の思いです。それから、その
校則指導について、その校則の運用について聞いたところ、「やや幅を持たせて
行っていると思う」が61.5%、「かなり柔軟に行っていると思う」が26.
9%、「方針どおり厳格に行っていると思う」が11.3%だったそうです。このよ
うに8割以上の中学校や高校の校長先生方が校則内容と指導については、あまり厳
しいのではなく、やや緩やかな形で取り組んでいるという結果だったそうです。本
町の中学校の校則について、教育長は厳しい、普通、緩やか、どの程度ぐらいだと
総体的に見た感じでどんな感じですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 総体的に見ると、緩やかな部類から平均的な間ぐらいだと思
います。なぜかと言うと、指導をかなり厳しくしているのではなくて、説得という
のですかね、生徒指導の方もきちんと何でこれがあるのかというような形をしてい
ますので、割と平均的な方から緩やかな方に入るのかなと思います。結局、今まで
規則・校則は、認識としてこの校長先生方のアンケートにもいろいろな捉え方があ
りますが、やはり一部校則を壊して、平気で学校の中で適当にやっている子供たち
がいて、やはりその子供たちをしっかりと社会常識を守らせようとすればするほ

ど、校則に当てはめようという力も入ってくるのですね。みんながやはりズボンをダブルではなくてストレートでしっかりはいてきなさいと言うのに、だらんとして来ると、そういうことがかつて私たちも大変苦しい生徒指導主任をしていましたので、やはりそのしていない子供たちをさせないと、一生懸命守っている真面目にやっている9割の子供に、申しわけないものもあるというのがルールなので、2、3人の子供たちだけを許しても、学ランでだらんと学校に来るのをほっとけるかということで、先生方が説得もやるし厳しさもある。結果的に言えば、今与論中はどこですかと言われると、そっちの方にあると、子供たちも素直だから、結構守っているという面もございます。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 2017年の大阪黒染め強要裁判が大きなきっかけとなって、ブラック校則と呼ばれるような理不尽な校則が注目されるようになったのが校則問題です。民間団体や弁護士などによる実態調査が進められ、2019年、2020年頃から徐々に先進的な学校や教育委員会で、具体的な見直し方法の検討や実施が行われてきました。そして2021年になって多くの学校で校則見直しの議論の見直しが進み、成功事例の報道もどんどんなされています。NHKの調査では、これは都道府県の教育委員会の調査ですが、2021年8月までに校則を見直したか見直す予定が約4割の19都道府県、学校単位で見直す動きがあるのが半数以上の26都道府県、全国的に見直しの動きがどんどん広がっているそうです。また、複数回答による見直しのきっかけとしては、世論の高まりが18都道府県、文部科学省から去年出された通知によってきっかけとなったのが13都道府県、生徒や保護者などの現場からの要望が11都道府県、それから大阪での裁判がきっかけになったのが7都道府県となっているようです。

そこで、本町でのこの校則見直しのきっかけとなったのは、何だったのか。こういった最近の一連の校則に対するいろいろな世論や新聞がきっかけになったのか、そういうのとは関係なく、また独自に本町においては見直す必要があるということで独自に取り組んできたのか、どちらでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） これは、新聞の切り抜き、裁判、通知、さまざまなことが教育委員会には教育事務所を通じたり、私たちも情報収集をして行います。そのときに今のように、時代にそぐわないものであるかどうかというのを校長会には教育委員会としては指導をしていきます。例えば白の靴下、これは何で黒ではいけないのかというのが出たとします。裁判でいきますと、当然何で黒悪いのかというのは理由にならないと思います。そういうのが結構学校の中にはありまして、その学校

の決められたものが、どういう学校の教育目標を達成するために決められているのかを十分わかってやらなければいけない。例えば、これは8時5分までに登校し、8時10分までに着席できるようにする、そして8時15分から8時30分に朝読書をする、これは中学校の心得なのですね。例えば8時45分から授業が始まる、それまでに来ればいいじゃないか、別にそんなの守らなくてもいいのではないかと。いったときに、どうしてこの朝読書の時間を設けているかということが納得できるように話をして、それが納得いけば守れるのですが、反対の立場に立つと大変学校としてはルール上、規則上困るという、そういうところを何度も検討しながらやっている。結論を申し上げます。いろいろな情報収集して、ブラックにならないことを早めに検討して、そういったものは変えていけるのではないかと、ではどういう手順でやるかということで、さっきの大田議員からもありましたように、子供たちにわからせたり、保護者に議論をしたりして、自分たちの校則として、中学校としては、また、小学校のよい子としての生活はどうあればいいかという全体構想の中から、その部分を取り上げて議論するというプロセスを得るような形で今進めています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ところで、その見直しについてなのですが、例えば1年に1回ぐらいは今のままでいいのかどうかをチェックするような、そういう部分がないと、今は教育長のリーダーシップでうまく校則の問題も各学校浸透して、よく見直しについても子供たちを含めて、保護者を含めて、いい形でやられているようですが、いつの間にかまたずっとそのままになっていて、10年も20年も経ったらやはり時代遅れの校則であったというようなことにもなり兼ねませんので、できれば年に1回はそれを確認してみるとか、そういう仕組みが必要じゃないかと思うのですが、校則の中に謳うなり、決まりの中に謳うなり、また教育委員会からの的確なこのガイドラインで指導があったり、何かの仕組みが必要じゃないかと思うのですがいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。生徒指導委員会というのは、小中にもございますので、今のおっしゃるのは、仕組みづくりとしては新年度のものを検討するときに教育課程を編成する段階で、本当は見直しをしたりするのです。今は、それ以外にも途中でも、PTAから声があったりして順次その段階でもう見直しをしているものだから、今定期的な見直しの指示をしていないのですが、おっしゃられるようなのは、今度は教育委員会サイドで3月なら3月にして、今年見直す予定のもの、見直したものというのは、こういう教育課程に載せるもの、改善し

たものをアンダーラインでも引いてよこしてもらおうという仕組みをつくっておけば、私たちも学校もそういうつもりで検討してくるのではないかと思いますので、ちょっと考慮させてください。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） よろしく願いいたします。

そこで、最後に校則に絡んだちょっとユニークなといいますか、記事がありましたので、ちょっと御紹介をしてみたいと思います。

校則をなくしてみた中学校「常識」に挑んだ校長の改革。東京都世田谷区に、全国の注目を集める公立中学校がある。区立桜丘中。生徒の髪形や服装は自由で、携帯電話やタブレット端末の持ち込みもできる。遅刻しても、教室から抜け出しても声を荒らげる教師はいない。学校の常識に挑む現場を訪ねた。

都心から離れ、古い商店も残る住宅地の一画。桜丘中の校舎に入ると、職員室前の廊下の不思議な光景がまず目につく。

窓際に机と椅子が並んでいる。そこで、生徒たちがパソコンを使って調べものをしたり、スマートフォンで動画を見たり。ゆったりと体を預けられるハンモックや、企業から提供を受けた3Dプリンター、人型ロボット「ペッパー」もある。午前11時。多くの生徒が教室で机に向かう中、ここではもう一つの授業が繰り広げられていた。

「教室にいるのが嫌だったり、入りづらかったりする子の居場所。生徒の判断で自習してもらい、職員室にいる誰かが目配りしている。」西郷孝彦校長が説明した。

パソコンでプログラミングのソフトを操作していた男子生徒は「行けそうな授業の時は教室に戻るようにしている」。女子生徒は「居心地はいいけど、成績が下がったし、ずっとここにいちやだめだね」と隣の友人に語り掛けた。

生徒数約530人。「廊下学習」を続けて都立トップや有名私大の付属高校に進学した子もいる。「最近は将来を見据えて実用的な高校を選ぶ子もいて新鮮な驚きです」と西郷校長。目標としているのは、どんな子も個性を生かして楽しく中学生活を送る環境づくりだ。

理由ない校則、続々廃止。改革は、西郷校長が着任した2010年に始まった。桜丘中はかつて生徒同士や教師への暴力が絶えない荒れた学校だった。「朝礼も授業中も怒鳴り声が響き、あれもだめこれもだめ。力で押さえつける指導がまん延していた」ルールがあるから守らせようと躍起になる。子供が楽しいはずがない。そんな思いを教師一人一人にぶつけた。靴下の色はなぜ白でないとだめなのか。セーターの色はどうか。一つ一つの疑問に生徒指導の教師も答えられなかった。理由が

ないなら規定の意味はない。「本当に必要かどうかを考えた結果、校則がなくなつた。教師も私の対応に面倒くさくなったのでしょうね」と言う。

もちろんベテラン教師を中心に反発はあった。保護者も地域も理解するまでに時間はかかった。「最後はトップの判断。学校経営を担う校長には結構権限があるのですよ」

決まり事がなくなって生徒は逆に落ち着き始めた。校内でチャイムは鳴らない。それでもほとんどは時間どおりに登校して授業時間は席に着く。服装も99%が標準服を購入し、極端な乱れはない。タブレットも必要のない生徒は持ってこなくなった。いじめや不登校が減った。

教師の負担も減少した。服装点検や遅刻指導などに時間を割く必要がなくなった分だけ、教材研究や授業改善に集中できるようになり、結果、平均学力は区内トップレベルに。教職員の平均年齢は36歳と若い。

保護者からはスマホを解禁したことで「子供から欲しいとせがまれ困る」、遅刻をなくしたことで「朝、子供が起きない」といった相談はある。ただ、西郷校長は「それは家庭の問題」と突っぱねる。

勉強より大事なことは、桜丘中の生徒手帳には3つの心得が記されている。「礼儀を大切にする」「出会いを大切にする」「自分を大切にする」。その裏には、自由に自分の意見を言うことができる、といった子どもの権利条約の主な内容が掲載されている。

このため、生徒の意見が最も反映される生徒総会の決定事項はできるだけ実現するようにしてきた。昨年度の要望事項の1つに「定期テストをやめてほしい」があった。

各学期の中間、期末テスト。100点満点の一発勝負だと生徒の負担は大きい。理解度を測るためのものならば10点満点のテストを10回、20点満点を5回と小分けにすればいい。今年から形を変えることにした。西郷校長は「一度だめでも挽回のチャンスがある。生徒の日々の勉強量も増えた」と語る。

月に1度は「夜の勉強教室」も開かれている。午後5時から8時まで生徒の出入りは自由で、地域住民手づくりの夕食も100円で食べられる。自習を基本としているが、手が空いている教師が顔をのぞかせることもある。

「親の月収が4000万円という子も、経済的に厳しい家庭の子も変わらず過ごせるのが公立の良さ。『公平さ』を求めればきりが無いが、学校は勉強よりも大事なことを教える場だ」

間もなく65歳になる西郷校長の再任用延長も本年度が最後になる。「出過ぎたくいは打ちようがない。今後も受け継がれると信じています」

「できない」では何も変わらない。義務教育の公立中学校で校則のないケースは極めて珍しい。実現には教師間の意思統一、生徒への十分な浸透に加えて保護者、地域の理解と、越えなければならないハードルはいくつもある。とりわけ「抵抗勢力」となるのが教育委員会だ。実は西郷孝彦校長は「校務の責任者は校長。報告することに意味はない」と、学校改革のほとんどを世田谷区教委に知らせていなかった。後に知った区教委から厳しい叱責を受けることになったが、区長の理解もあって改革の手は緩めない。

学校改革が注目されるとき、特別な人物による特別な取り組みだとよく耳にする。桜丘中も確かに西郷校長の強力なリーダーシップが背景にあるが「発想は全て子供たちから学んだこと。「できない」というのは何も考えていないことと同じだ」と言う。その環境は東京も九州も変わらない。

という具合の記事がありましたので、御紹介をしておきたいと思います。ありがとうございました。

次に移りたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 本日の会議を一般質問が終了していないので、所定の時間を5分だけ延長したいと思いますので、報告いたします。

7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） この大金久海岸の施設なのですが、先ほども申し上げましたがこの施設はとても感じのいい、すごくいいなと私自身、最近ですがね発見したのは、もったいないなと思ってですね、あれを何とかならないかということでちょっと取り上げたのですが、建設予定の「渚の交番」や「パーゴラ」を含む既存施設の有効活用を図りつつ、魅力向上に努めてまいりたいということが答弁で書かれていますが、具体的に少し方向性がついていますかね、どんな形にしていくのか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、こちらの答弁に載っているとおり、地域住民の方々や各種民間団体、商工観光事業者の方々に、コミュニティデザイン検討委員会ということで、二十数人ほどでお話をまとめているところです。2回ほど今打ち合わせをしまして、班ごとに分けていまして、どういうふうにしていけばということで今意見を出してもらっているところです。それで、今出してもらっているところをまとめているところですので、またちょっとしばらく時間がかかると思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 本当にもったいないなというような、すごくいい感じの施設だ

と私は思います。せめて、すぐにでもあの砂をかい、ちょっときれいに見えるだけでもいいスポットになるのではないかと思いますのですが、その辺をいろいろな枠組みや方向性がしっかり決まるまでというよりも、とにかくそれをする事によって何かが見えてくるのではないかと思いますので、是非それは早急にしていただければと思いますがいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） また、予算とかいろいろ見ながら進めていければなと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） すぐ遊歩道が通っているのですよね、その奥から。そしてアダンがすごく密集して生えていて、その浜側にあるわけなのですが、その手前に、また最近モクマオウが大分植えられて、そのうちほっといたら埋もれて森の中に消えてなくなるのではないかなというような雰囲気になっているのですが、あの遊歩道から少しアダンを伐採する形でそこに抜けるようなルートをつくったりすると、すごくいい感じになるのかなと思ったりするのですが、参考にしながら、是非ともあの活用を頑張っている形につくり上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。決意をいただいて終わりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 伐採とかは、いろいろ国立公園とかの関係もありますので、気持ちはありますが進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了したいと思います。

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次は、3月18日本会議ですが、午後3時に開きますので御参集をお願いします。
本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午後5時03分

令和4年第1回与論町議会定例会

第 3 日

令和4年3月18日

令和４年第１回与論町議会定例会会議録
令和４年３月１８日（金曜日）午後２時５８分開議

1 議事日程（第３号）

開議の宣告

- 第１ 議案第２３号 令和４年度与論町一般会計予算
- 第２ 議案第２４号 令和４年度与論町国民健康保険特別会計予算
- 第３ 議案第２５号 令和４年度与論町介護保険特別会計予算
- 第４ 議案第２６号 令和４年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
- 第５ 議案第２７号 令和４年度与論町と畜場特別会計予算
- 第６ 議案第２８号 令和４年度与論町農業集落排水事業特別会計予算
- 第７ 議案第２９号 令和４年度与論町水道事業会計予算
- 第８ 議案第３１号 与論町議会基本条例の一部を改正する条例
- 第９ 議案第３２号 与論町課設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第３３号 議会に出頭した選挙人、その他の関係人及び委員会に出席した参考人、並びに公聴会の参加人に対する実費弁償条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第３４号 令和３年度与論町一般会計補正予算（第１２号）
- 第12 議案第３５号 第６次与論町総合振興計画基本構想及び基本計画の策定について
- 第13 発議第 １号 ロシアによるウクライナ侵攻に対する非難決議について
- 第14 発議第 ２号 自然災害発生時における安心安全対策についての提言書の提出について
- 第15 特別委員会設置及び委員の選任について
- 第16 議員派遣の件
- 第17 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、港湾・空港整備促進特別委員会

2 出席議員（１０人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 南 有 隆 君 | 2 番 原 栄 徳 君 |
| 3 番 林 敏 治 君 | 4 番 林 隆 壽 君 |
| 5 番 喜 山 康 三 君 | 6 番 福 地 元一郎 君 |

7番 大田英勝君
9番 沖野一雄君

8番 野口靖夫君
10番 高田豊繁君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町 長	山元宗君	副町長	久留満博君
教 育 長	町岡光弘君	総務企画課長	沖島範幸君
会計管理者兼会計課長	大角周治君	税 務 課 長	武東真奈美君
町民福祉課長	田畑文成君	環 境 課 長	朝岡芳正君
農業委員会事務局長	久野泰司君	産業振興課長	山下秀光君
商工観光課長	松村靖志君	建 設 課 長	町本和義君
教育委員会事務局長	田畑博徳君	教育委員会生涯学習課長	川上嘉久君
水 道 課 長	仁禮和男君	与論こども園長	富士川智恵美君
茶花こども園長	富千加代君	児童発達支援センター長	龍野勝志君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長	町 健司郎君	書 記	池田レミ君
---------	--------	-----	-------

開議 午後 2 時 5 8 分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 議案第 2 3 号 令和 4 年度与論町一般会計予算

日程第 2 議案第 2 4 号 令和 4 年度与論町国民健康保険特別会計予算

日程第 3 議案第 2 5 号 令和 4 年度与論町介護保険特別会計予算

日程第 4 議案第 2 6 号 令和 4 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 5 議案第 2 7 号 令和 4 年度与論町と畜場特別会計予算

日程第 6 議案第 2 8 号 令和 4 年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 7 議案第 2 9 号 令和 4 年度与論町水道事業会計予算

○議長（高田豊繁君） 日程第 1、議案第 2 3 号「令和 4 年度与論町一般会計予算」から、日程第 7、議案第 2 9 号「令和 4 年度与論町水道事業会計予算」までの 7 件を一括議題とします。

予算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりです。

お諮りします。予算審査特別委員長の報告は、会議規則第 4 1 条第 3 項の規定によって、省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は、省略することに決定しました。

これから、議案第 2 3 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 3 号、令和 4 年度与論町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。議案第 2 3 号、令和 4 年度与論町一般会計予算は、委員会の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、議案第 2 3 号、令和 4 年度与論町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 4 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２４号、令和４年度与論町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第２４号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号、令和４年度与論町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２５号、令和４年度与論町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第２５号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号、令和４年度与論町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２６号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２６号、令和４年度与論町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第２６号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号、令和４年度与論町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２７号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２７号、令和４年度与論町と畜場特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第２７号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号、令和４年度与論町と畜場特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２８号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２８号、令和４年度与論町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第２８号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号、令和４年度与論町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２９号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２９号、令和４年度与論町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第２９号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号、令和４年度与論町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 3 1 号 与論町議会基本条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第 8、議案第 3 1 号「与論町議会基本条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 3 1 号、与論町議会基本条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、地方自治法の改正に伴い本町条例の改正が必要であったところ、今般の第 6 次与論町総合振興計画基本構想及び基本計画の策定にあたり、条例を改正するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 3 1 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 1 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 1 号、与論町議会基本条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 1 号、与論町議会基本条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第32号 与論町課設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

○議長（高田豊繁君） 日程第9、議案第32号「与論町課設置条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第32号、与論町課設置条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、町民福祉課の再編に伴う所掌事務の再検討により、先般の令和3年
12月議会において議決いただきました一部改正条例につきまして、改正が必要と
なったため改正するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた
します。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 新しく課ができるのですが、課の設置によってどのような効果
が見込まれるのか。また、この間一般質問しました職員の労務のあり方にかなり問
題があると思いますので、その職員の労務軽減にもつながるのか、これについては
どのようなお考えでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） これまでの町民福祉課の業務につきましては、本当にゆりか
ごから墓場までという、多岐にわたって多くの業務を1つの課で遂行しておりました
が、課を分けることによって、それぞれの担当がより福祉の充実に努めていける
のではないかとということで、このようにしてございます。今回の条例の改正につ
きましても、健康長寿課の方に食品衛生関係を載せてございましたが、そちらの方を
また変更するということですので、より課の執務に則したような内容になっている
のではないかと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ここ2週間ほど、私は夜ウォーキングをしているのですが、役
場まで来て役場からまた家に帰って、1時間くらいウォーキングして、夜8時から
9時、9時半の間こちらに来て見ているのですけど、役場の特定の課が相当ずっと
残業をしているのですよね。この課ができたことによって、今かなり過重労働して

いるように見受けられますけど、これがどこまで改善するのだろうか。私はまたそれを期待してお聞きしているのですが、是非、このあたりについてきちんと現場の方々とも話し合いながら、いわゆる労務軽減、残業についてもゆっくりきちんと話し合いを進めてやっていただきたいと、そういうことを要望しておきます。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第３２号、与論町課設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号、与論町課設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１０ 議案第３３号 議会に出頭した選挙人、その他の関係人及び委員会に出席した参考人、並びに公聴会の参加人に対する実費弁償条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第１０、議案第３３号「議会に出頭した選挙人、その他の関係人及び委員会に出席した参考人、並びに公聴会の参加人に対する実費弁償条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第３３号、議会に出頭した選挙人、その他の関係人及び委

員会に出席した参考人、並びに公聴会の参加人に対する実費弁償条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、適正な運用を図るため、改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、議会に出頭した選挙人、その他の関係人及び委員会に出席した参考人、並びに公聴会の参加人に対する実費弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、議会に出頭した選挙人、その他の関係人及び委員会に出席した参考人、並びに公聴会の参加人に対する実費弁償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第34号 令和3年度与論町一般会計補正予算（第12号）

○議長（高田豊繁君） 日程第11、議案第34号「令和3年度与論町一般会計補正予算（第12号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第34号、令和3年度与論町一般会計補正予算（第12号）について提案理由を申し上げます。

し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業の繰越明許費補正を行い、2億5952万8000円を計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これが若干ですけど増額になっていますよね。この増額になった理由というのと、この程度の金額だったら、企業努力で吸収できなかったのかなというのが、私の率直な感じなのですが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） お答えします。

3月8日に議決いただいた第11号補正があったのですが、その後精査をしましたところ42万円の計算違いがございまして、交付金、補助金との関係もありまして、この42万円は計上しないといけないということで計上させていただきました。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 要するに、課の方で計算間違いをしたためにやったということですね、わかりました。今後そういうことがないようによろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号、令和3年度与論町一般会計補正予算（第12号）を採

決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、令和3年度与論町一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第35号 第6次与論町総合振興計画基本構想及び基本計画の策定 について

○議長（高田豊繁君） 日程第12、議案第35号「第6次与論町総合振興計画基本構想及び基本計画の策定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第35号、第6次与論町総合振興計画基本構想及び基本計画の策定について提案理由を申し上げます。

本計画は、本町における中長期的な行政施策の最も基本となる計画であり、従前の第5次総合振興計画が令和2年度で計画期間を満了することに伴い、同年度中の策定を予定していたものでありますが、コロナ禍の影響により策定を1年延長し、今般、令和4年度から令和13年度の10年間を計画期間とする第6次総合振興計画案として、皆様にお諮りするものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 総務企画課長の最後の大仕事ではなかったかなと思いながら見ていたのですが、やはりとても本町の将来を見据えた形で、大綱というか基本的にまとめられているのではないかと考えています。しかし、要はこれをどのような形で実施していくのかという、今度はまた実施計画、またどのような形で実践されるかということがより重要な問題だと思いますので、この実施する計画、逆にその振興計画の中に、また実施計画というのがあるのではないかと考えているのですが、このあたりについても、是非議会とも密接に情報を公開しながら進めていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。要望です。町長、よければ一言お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。もちろん御指摘いただいたように、本当に議会と執行部と一緒に進めていかないとできない計画ですので、今後お互いに連携をしながら進んでいければと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 総務企画課長にきちんとこの答弁を締めていただきたいのですが、お願いします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） きちんとできるかどうかちょっと自信がないのですが、この件に関しましては、これまで令和2年から取り組んだのですが、なかなかコロナの影響も受けまして、会議がもてないという時期がありました。そういった中でそのコロナの対応ももちろんあったりして、遅れたことには本当に申しわけなく思っていますが、そういった中においても、後ろに担当も来て聞いているのですが、短期間の中でも私たちのところでは事務分掌も全部変えて、この振興計画に集中した推進体制を取りながらやってまいりました。ということで、いろいろな分野に対して網羅された施策が掲載していると思っています。喜山議員がおっしゃるとおり、今後の実践というのがもちろん重要なところではありますが、施政方針の中にもお示ししてあったかと思いますが、やはり住民を交えた、もちろん議会も当然一緒に、この推進計画に対する評価とか、PDCAサイクルといいますか、そういったものをできる仮称ですが評価委員会、そういったのも入れて確実にしっかりと進んでいけるようにしてまいりたいと思います。私は、実践はできないのですが、皆さんの頑張りを切に希望いたします。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、第6次与論町総合振興計画基本構想及び基本計画の策

定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件は、可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（高田豊繁君） 起立多数です。

したがって、議案第35号、第6次与論町総合振興計画基本構想及び基本計画の策定については、可決されました。

-----○-----

日程第13 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に対する非難決議について

○議長（高田豊繁君） 日程第13、発議第1号「ロシアによるウクライナ侵攻に対する非難決議について」を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） ロシアによるウクライナ侵攻に対する非難決議の趣旨について説明を申し上げます。

発議第1号、提出者、与論町議会議員、沖野一雄。賛成者、与論町議会議員、林隆壽、同じく、林敏治、同じく、原栄徳。

「ロシアによるウクライナ侵攻に対する非難決議」を別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、与論町議会として断じて容認できないため、国に対し国際社会と連携し、ロシア軍の即時撤収と速やかな平和の実現に全力を尽くすことを強く求めるものであります。このため、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

ロシアによるウクライナ侵攻に対する非難決議。

ウクライナをめぐる世界情勢については、昨年末以来、両国の国境付近におけるロシア軍の集結など、軍事的緊張の増大が続く状況下において、我が国を含む国際社会がウクライナ・ロシア間の危機回避に向けた緊張緩和及び事態打開に向けて、各国の連携による懸命な外交努力を重ねてきたにもかかわらず、2月24日、ロシアはウクライナへの侵攻を開始した。ロシア軍による軍事作戦は、市街地にも及んでおり、ウクライナ各地で一般市民の犠牲者が発生し、各国からも非難の声が相次いでいる。

国際連合の常任理事国として、世界の平和と秩序を維持する責務を担う立場にありながら、国際社会の度重なる要請を顧みず、一方的に侵攻を開始したロシアの行

動は、ウクライナの主権及び領土の一体性を明確に侵害するものであり、武力の行使を禁ずる国際法及び国連憲章からの深刻な違反を犯していると言わざるを得ない。

いずれの国や地域においても、力による一方的な現状変更は断じて認められない行為である。今回のロシアによるウクライナ侵攻は欧州地域のみならず、我が国が位置する東アジアを含む国際社会全体の秩序を揺るがす許し難い蛮行であり、自国主義を追及する軍事行動の前例として他地域へ波及しかねない極めて深刻な事態ある。本町をはじめとする南西諸島も国境に隣接した島嶼地域であり、今後自国主義の進展により、領土・領海をめぐる不測の事態が発生することを強く懸念するところである。

与論町議会は、今般のロシア軍によるウクライナへの侵攻により、ウクライナの主権及び国民の生命や財産が脅かされている事態を深く憂慮し、ロシア連邦による侵攻を強く非難するとともに、攻撃の即時中止及びウクライナ領内からの部隊の撤収を求める。

あわせて、我が国政府に対し、ウクライナをはじめとする戦闘地域における邦人保護に全力で取り組むことや、国際社会とともに連携し、今般の侵攻に係る一刻も早い戦闘状態の解消及び今後の緊張緩和によるウクライナの平和の実現に向けた外交努力を、一層強力に展開することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年度3月18日、与論町議会。

○議長（高田豊繁君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に対する非難決議について

を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に対する非難決議については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 発議第2号 自然災害発生時における安心安全対策についての提言書の提出について

○議長（高田豊繁君） 日程第14、発議第2号「自然災害発生時における安心安全対策についての提言書の提出について」を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 自然災害発生時における安心安全対策についての提言書の提出について。

提出者、与論町議会議員、林隆壽。賛成者、与論町議会議員、林敏治、同じく、大田英勝。

上記の議案を別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由を申し上げます。

令和4年1月16日未明の突然の津波警報による町民の混乱は、近年にない大きな不安を生じたことに鑑み、災害に対する万全の対策を再構築することが、町民の安心安全な生活を守るため重要であると認識するものであります。本町における自然災害発生時の避難・避難所・関係機関の対応等について、提言書を提出し自然災害への備えを要望するものである。

自然災害発生時における安心安全対策についての提言書

1、各種の自然災害に対する避難所及び避難場所の設置について

①災害に対する避難所及び避難場所の設置及び環境整備（外灯や誘導板及びスロープの設置等）

2、避難所及び避難場所開設の責任者の明確化について

①避難所及び避難場所の鍵の共有、避難指示後の対応

②避難所及び避難場所開設の指示系統の明確（役場から施設の長へなど）

③集落単位の避難所及び避難場所開設準備（公民館長との対策会議設立など）

3、防災情報の周知方法について

①与論町防災無線・家庭用防災ラジオの活用

②スマートフォン用防災アプリ等の活用

4、避難所のトイレ及び防寒対策について

①各避難所外部での利用可能なトイレの完備

②冬場における避難所での防寒具の完備

③災害用段ボール使用の簡易ベッドの完備

④避難所での備蓄品の完備

⑤各地区（集落）における備蓄倉庫の確保及び設置

⑥避難所における3密及びプライバシーの確保

⑦高齢者や体の不自由な住民に配慮した車椅子や歩行器等の配備

5、非常用防災グッズの常備について

①各家庭への非常用防災グッズ及び非常食常備の啓発

②各家庭へ的高齢者や体の不自由な住民に配慮した車椅子や歩行器等配備の啓
発

6、役場職員の対応について

①夜間の地震や津波発生時における職員の配置計画や訓練の実施

7、避難道路や渋滞に関するルートの確保について

①特に、茶花市街地における車両による避難ルート

8、災害に対する避難意識の高揚のための海拔表示設置について

①町内全域に海拔表示を増設置し避難時の指標とする

以上、決議し提言書を提出する。与論町議会。

○議長（高田豊繁君） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会
付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２号、自然災害発生時における安心安全対策についての提言書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第２号、自然災害発生時における安心安全対策についての提言書の提出については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１５ 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（高田豊繁君） 日程第１５「特別委員会設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。港湾・空港の整備促進調査については、沖野一雄君、野口靖夫君、原栄徳君、林隆壽君、林敏治君の５人の委員で構成する港湾・空港整備促進特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、港湾・空港の整備促進調査については、沖野一雄君、野口靖夫君、原栄徳君、林隆壽君、林敏治君の５人の委員で構成する港湾・空港整備促進特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定いたしました。

これから委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午後３時４４分

再開 午後３時４４分

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせいたします。

委員長に沖野一雄君、副委員長に野口靖夫君、以上のとおりですので報告を終わります。

—————○—————

日程第１６ 議員派遣の件

○議長（高田豊繁君） 日程第１６、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

—————○—————

日程第１７ 閉会中の継続審査・調査について

○議長（高田豊繁君） 日程第１７、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会、議会運営委員会、港湾・空港整備促進特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（高田豊繁君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和４年第１回与論町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

—————○—————

閉会 午後３時４６分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高 田 豊 繁

与論町議会議員 林 隆 壽

与論町議会議員 野 口 靖 夫